

水戸市ごみ処理基本計画（第3次）

水 戸 市

水戸市ごみ処理基本計画（第3次）

水 戸 市

はじめに



現在、環境保全に関する問題については、市民生活の視点から地球規模の視点まで、様々な形で論じられています。その中でもごみ問題は、市民の皆様にとって身近な問題であることから、非常に関心の高いものであると認識しています。

これまで水戸市では、2006(H18)年度から 2019(H31)年度までを計画期間とした「水戸市新ごみ処理基本計画」を策定し、環境への負荷を抑制した循環型社会の構築に向け、ごみの減量と資源の有効活用を図るなど、様々な施策を推進してきました。

しかし、ごみの分別に係る問題やごみの排出量をいかに減らしていくかといった問題、後を絶たない不法投棄、さらには、地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題の深刻化等、ごみを取り巻く状況はますます変化してきており、それらに対応するための新たな計画を策定し、各種施策を進めることが求められています。また、本市においては、資源物の再資源化やごみ焼却余熱等の有効活用など、ごみの適正な処理・処分を推進するため、新たなごみ処理施設の整備を予定しています。

これらの課題に加え、ごみ処理及び再資源化に関する新たな動向や変化、さらには国・県の方向性を踏まえ、ごみの発生抑制(リデュース)及び再使用(リユース)を最優先事項と位置付け、これらに積極的に取り組むとともに、資源の有効活用を図るための再資源化(リサイクル)を推進するため、新たな計画である「水戸市ごみ処理基本計画(第3次)」を策定しました。

将来にわたり持続していくことが可能な循環型社会構築のため、「快適な未来へ進む資源循環型都市・水戸 ～発生抑制・再使用と再資源化の徹底～」を目指し、本計画に位置付けた各種施策を推進してまいりますので、市民、事業者の皆様には一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様並びに熱心にご審議をいただきました水戸市廃棄物減量等推進審議会委員をはじめ、関係者の皆様に心から御礼を申し上げます。

平成 26 年 10 月

水戸市長 高橋 靖

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画対象区域	3
4 計画期間	3
第2章 ごみを取り巻く現況と課題	4
1 水戸市の概況	4
2 ごみの排出状況	8
3 ごみ処理・資源化・最終処分状況	11
4 ごみ処理体制	14
5 前計画（水戸市新ごみ処理基本計画）の状況	23
6 現況を踏まえた本市の課題	26
第3章 計画の基本的方向	28
1 目指す姿	28
2 基本方針	29
3 計画目標	29
4 施策の体系	36
第4章 施策の展開	37
1 具体的施策と主な取組	37
2 重点的な取組	47
第5章 推進体制と進行管理	53
1 計画の推進体制	53
2 計画の進行管理	55
資料編	
1 国内の法体系	資-1
2 主な関連計画の内容	資-4
3 ごみ処理に係る経費	資-6
4 他市のごみの排出・再資源化状況	資-7
5 前計画（水戸市新ごみ処理基本計画）の施策の実施状況	資-11
6 ごみ量の内訳	資-13
7 水戸市廃棄物減量等推進審議会	資-21
8 用語解説	資-23

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本市は、2006（H18）年5月に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づき、「水戸市新ごみ処理基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、「環境保全のための資源循環型都市・水戸の構築—最適な生産・最適な消費・最少の廃棄へ—」を基本理念に、「循環型社会経済システムの確立」、「循環型資源・廃棄物処理システムの確立」及び「循環型廃棄物総合管理システムの構築」を基本的な方向性と位置付け、短期目標年度である2010（H22）年度には、2000（H12）年度比で、「排出ごみ量の20%の減量」を目指し、様々な施策に取り組んできました。

これまでの取組の結果、家庭系ごみについては、ほぼ目標に近い減量を達成し、基本理念に掲げた資源循環型都市としての取組の成果を上げてきましたが、事業系ごみについては、目標に達することができずに推移してきました。

このことから、本市のごみ処理の課題を明確化するとともに、前計画の施策の成果を踏まえながら、課題等に対応し、さらなるごみの減量化と再資源化の推進を目指すべく、現状に即した計画の見直しが求められるところです。

さらに、2014（H26）年度を初年度とする「水戸市第6次総合計画」（以下「6水総」という。）や「水戸市環境基本計画（第2次）」等の策定を踏まえ、これら本市の上位計画等との整合を図る見直しが必要となっています。

国においては、2010（H22）年12月に廃棄物処理法基本方針が、2013（H25）年5月には第三次循環型社会形成推進基本計画（以下「第三次循環計画」という。）が、同年6月には計画のガイドラインとなるごみ処理基本計画策定指針がそれぞれ改定されています。

また、茨城県においては、2011（H23）年3月に第3次茨城県廃棄物処理計画（以下「第3次県処理計画」という。）が策定されています。

以上の背景とともに、社会的なごみ問題、再資源化技術の向上等の新たな動向や変化を踏まえ、今後の本市におけるごみの減量及び適正な処理・処分を進めるため、本市の新たなごみ処理基本計画である「水戸市ごみ処理基本計画（第3次）」（以下「本計画」という。）を策定するものとします。

2 計画の位置付け

本計画は、環境基本法、循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法や、水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例等の法令に基づき策定するものです。また、本計画の策定は、国・県及び市の定めている上位計画や関連する計画等との整合を図る必要があります。本計画の国・県及び市の諸計画との関係を以下に示します。

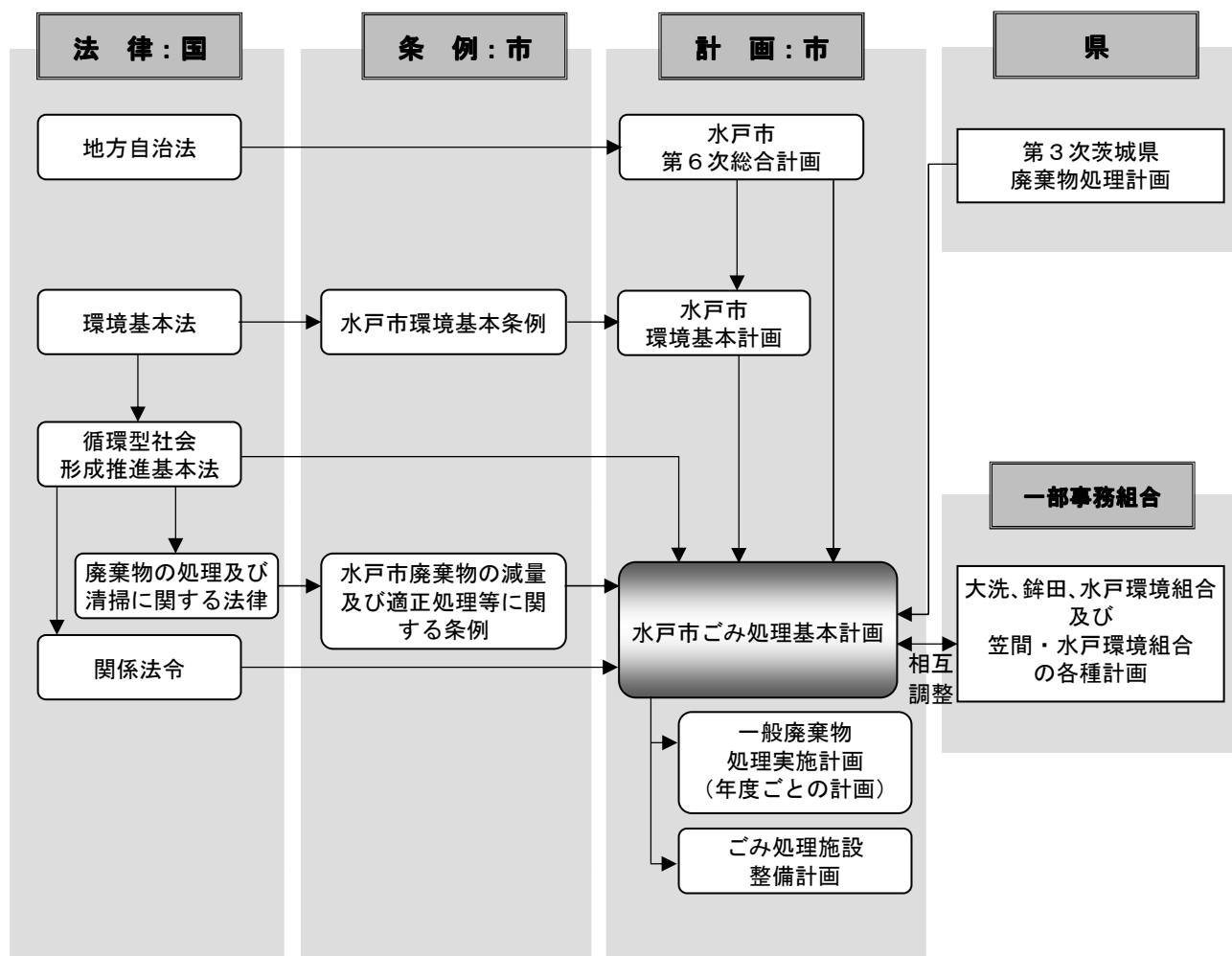


図 1-1 計画の位置付け及び諸計画との関係

3 計画対象区域

計画対象区域は、本市の行政区域全域とします。

4 計画期間

本計画の計画期間は、2014（H26）年度から2023（H35）年度までの10年間とします。

なお、社会・経済情勢の大きな変化があった場合や、国や県における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、適宜見直しを行うものとします。

第2章 ごみを取り巻く現況と課題

1 水戸市の概況

(1) 人口の現状

ア 人口

本市の人口は、緩やかに増加しているものの、増加率は鈍化しています。また、世帯数は、人口の増加率よりも高い値で推移しています。

2010(H22)年度の年齢別人口を見ると、0歳から14歳までの年少人口が37,340人(13.9%)、15歳から64歳までの生産年齢人口が169,886人(63.2%)、65歳以上の人口が57,793人(21.5%)となっており、少子高齢化の傾向が現れています。

表 2-1 年齢別人口の推移

(単位:人,%)

		1975 (S50)	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)
年 齢 別 人 口	年少人口 (0~14歳)	51,086	54,190	52,265	45,471	41,878	38,317	38,118	37,340
	構成比	25.8	25.1	22.8	19.4	17.0	15.5	14.5	13.9
	生産年齢人口 (15~64歳)	132,988	144,246	156,547	163,764	171,231	168,589	174,321	169,886
	構成比	67.2	66.9	68.4	69.7	69.5	68.3	66.4	63.2
	高齢者人口 (65歳以上)	13,753	16,885	19,971	24,301	32,372	39,359	49,935	57,793
	構成比	6.9	7.8	8.7	10.3	13.1	16.0	19.0	21.5
総人口 (年齢不詳者含む。)		197,953	215,566	228,985	234,968	246,347	246,739	262,603	268,750
増加率 (対前回調査比)		—	8.9	6.2	2.6	4.8	0.2	6.4	2.3
世帯数		60,158	69,651	76,429	83,409	91,578	96,067	104,521	112,099

資料:国勢調査

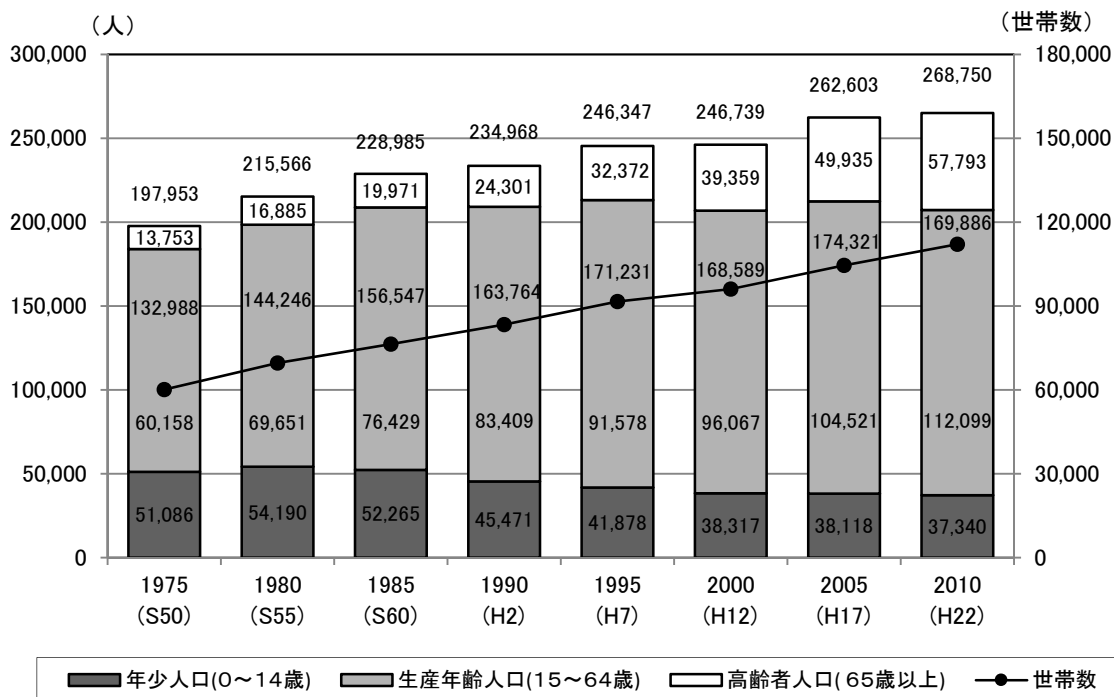


図 2-1 年齢別人口の推移

イ 昼間人口

昼間人口の推移を見ると、本市は通勤や通学によって昼間に流入する人口が多く、昼夜間人口比率（昼間人口／夜間人口）は、1975（S50）年以降 115 %前後で推移しています。これは、周辺の他市町村と比較し、極めて高い比率となっており、本市を中心とする地方中核都市圏における拠点性、中枢性の高さを示しています。

表 2-2 昼間人口の推移

（単位：人，%）

区分	夜間人口	流動人口						流入超過人口	昼間人口	昼夜間人口比率
		流出	うち		流入	うち				
			就業者	通学者		就業者	通学者			
A	B			C			D=C-B	E=A+D	E/A	
1975 (S50)	197,953	13,933	11,554	2,379	44,880	31,219	13,661	30,947	228,900	115.6
1980 (S55)	215,321	18,173	14,840	3,333	50,261	37,803	12,458	32,088	247,409	114.9
1985 (S60)	228,783	22,060	18,626	3,434	58,300	43,568	14,732	36,240	265,023	115.8
1990 (H2)	233,536	25,879	21,761	4,118	68,474	49,750	18,724	42,595	276,131	118.2
1995 (H7)	245,481	28,573	25,092	3,481	74,388	55,683	18,705	45,815	291,296	118.7
2000 (H12)	246,265	29,947	26,747	3,200	73,141	57,236	15,905	43,194	289,459	117.5
2005 (H17)	262,374	32,560	29,597	2,963	72,137	57,076	15,061	39,577	301,951	115.1
2010 (H22)	268,750	33,853	30,750	3,103	68,225	54,048	14,177	34,372	303,122	112.8

資料：国勢調査

※ 1980（S55）年以降は、年齢不詳の者を集計の対象から除外しているため、夜間人口は国勢調査人口総数と一致しない。

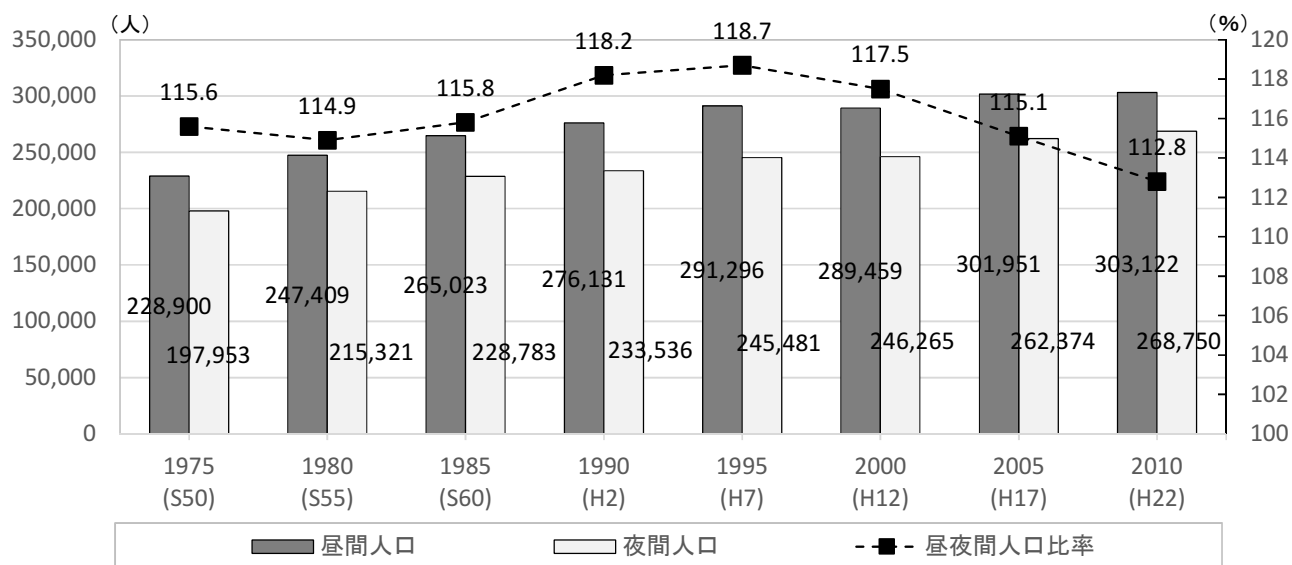


図 2-2 昼間人口の推移

(2) 産業構造の現状

ア 産業別就業者人口

本市の産業別就業者人口を以下に示します。

2010 (H22) 年における就業者総数は、125,207 人となり、第1次産業は 3,475 人(2.8%)、第2次産業は 21,880 人(17.5%)、第3次産業は 92,296 人(73.7%)となっています。

表 2-3 産業別就業者人口

(単位:人, %)

区分	就業者 総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
1975(S50)年	90,580	8,406	9.3	19,384	21.4	62,476	69.0
1980(S55)年	98,797	7,079	7.2	21,264	21.5	70,355	71.2
1985(S60)年	107,542	6,184	5.8	23,028	21.4	78,193	72.7
1990(H2)年	115,125	5,106	4.4	24,896	21.6	84,608	73.5
1995(H7)年	123,910	5,416	4.4	25,757	20.8	91,926	74.2
2000(H12)年	120,903	4,180	3.5	24,514	20.3	90,535	74.9
2005(H17)年	124,716	4,973	4.0	22,848	18.3	95,016	76.2
2010(H22)年	125,207	3,475	2.8	21,880	17.5	92,296	73.7

※1 就業者総数, 就業者数は, 常住地における数値である。

資料: 国勢調査

※2 就業者総数は, 「不詳」を含む。

イ 業種別事業所数

業種別では、卸売・小売業が最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業、建設業となっています。

表 2-4 業種別事業所数

(単位:所,人)

区 分		事業所数	従業者数
1次	農林漁業	20	266
2次	鉱業・採石業・砂利採取業	1	4
	建設業	1,288	10,614
	製造業	546	7,725
3次	電気・ガス・熱供給・水道業	20	1,127
	情報通信業	164	3,982
	運輸業・郵便業	224	7,381
	卸売・小売業	3,615	32,623
	金融・保険業	361	8,028
	不動産業・物品賃貸業	1,008	3,586
	学術研究・専門・技術サービス業	727	4,579
	宿泊業・飲食サービス業	1,630	13,866
	生活関連サービス業・娯楽業	1,235	7,391
	教育・学習支援業	408	5,362
	医療・福祉	873	15,574
	複合サービス事業	45	436
	サービス業(他に分類されないもの)	1,050	18,338
総 数(公務を除く。)		13,215	140,882

資料:2012(H24)年 経済センサス

2 ごみの排出状況

(1) 本市のごみ排出量

本市のごみ排出量の推移を以下に示します。2012 (H24) 年度における本市のごみの総排出量は、約 109,013t となり、その内、家庭から排出されるごみは約 75,409t (約 69%)、事業所から排出されるごみは約 33,604t (約 31%) となっています。2000 (H12) 年度以降、ごみの総排出量及び 1 人 1 日当たりのごみ排出量がともに減少しており、ごみの排出抑制が進んでいる状況です。

表 2-5 ごみ排出量の推移

(単位 ごみ排出量:t, 1人1日当たりのごみ排出量:g/人・日)

種別		年度	2000 (H12)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)
家庭系 ごみ	ごみ排出量	燃えるごみ	72,422	65,210	63,816	63,240	62,123	61,819	63,124	61,967
		燃えないごみ	5,889	3,645	3,761	3,529	3,556	4,315	4,579	3,618
		資源物	14,384	12,676	12,561	11,214	10,754	10,426	10,519	9,824
		計	92,695	81,531	80,138	77,983	76,433	76,560	78,222	75,409
	1人1日当たり のごみ排出量	燃えるごみ	760.6	678.6	661.3	655.9	641.6	630.2	641.1	629.5
		燃えないごみ	61.8	37.9	39.0	36.6	36.7	44.0	46.5	36.8
		資源物	151.1	131.9	130.1	116.3	111.0	106.3	106.8	99.8
		計	973.6	848.5	830.4	808.7	789.4	780.5	794.4	766.1
事業系 ごみ	ごみ排出量	燃えるごみ	36,560	38,572	38,725	36,145	34,308	33,057	32,751	32,434
		燃えないごみ	2,009	2,195	2,035	1,215	914	1,025	1,249	1,150
		資源物	19	23	24	20	21	21	25	20
		計	38,588	40,790	40,784	37,380	35,243	34,103	34,025	33,604
ごみの総排出量		131,283	122,321	120,922	115,363	111,676	110,663	112,247	109,013	
1人1日当たりのごみ排出量		1,378.8	1,273.0	1,253.1	1,196.4	1,153.4	1,128.1	1,140.0	1,107.5	
民間 ルート	資源物回収量	—	—	—	—	—	3,447	6,549	9,680	

資料：ごみ対策課調べ

- ※1 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、ごみ排出量÷常住人口÷年間日数で求める。
- ※2 ごみ排出量及び 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、端数処理を行っているため、合計が合わないところがある。
- ※3 本表は水戸地区、常澄地区及び内原地区の合計値を示す。
- ※4 民間ルートの資源物回収量は、民間事業者が独自で処理する資源物量（民間ルート分）を市で調査・集計を行った値であり、茨城県の方針に準じ、2010（H22）年度から市の資源物量に加算してリサイクル率を算出するように改めた。

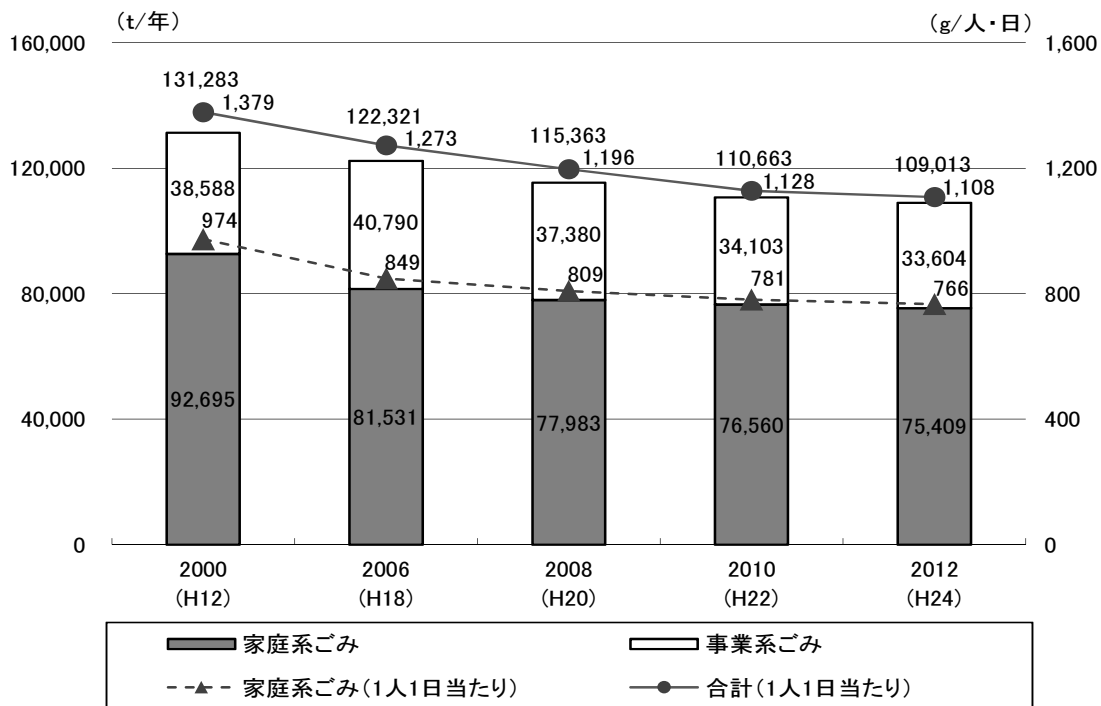


図 2-3 ごみの総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移

(2) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量の推移を以下に示します。2000 (H12) 年度から 2012 (H24) 年度までに約 17,300t (約 18.6%) が減少していますが、近年は、家庭系ごみの約 90%を占める燃えるごみが微増しており、全体として減少量は少ない状況となっています。

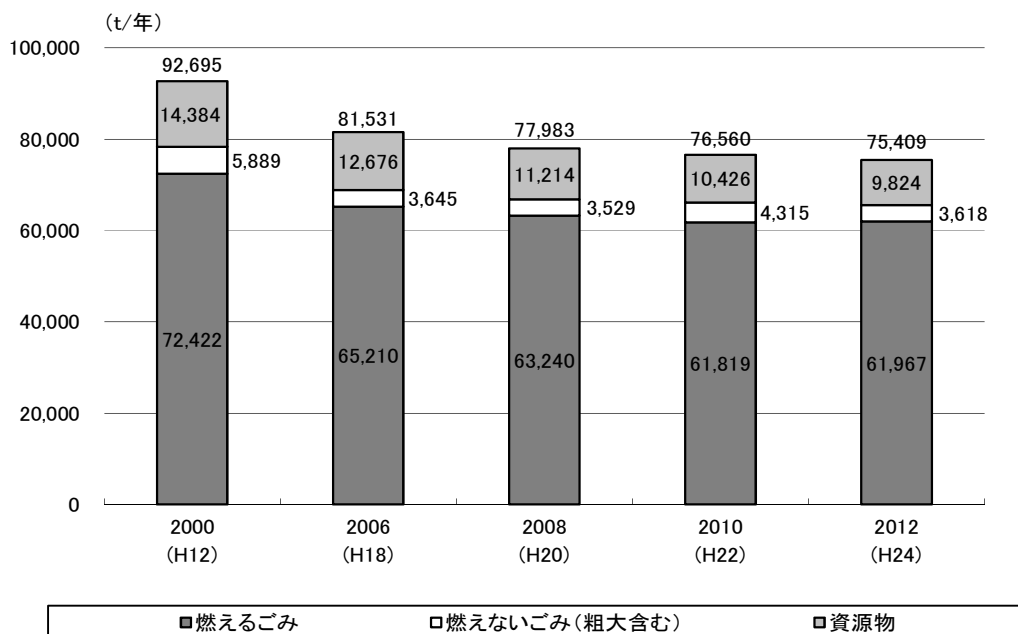


図 2-4 家庭系ごみ排出量の推移

(3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移を以下に示します。2000 (H12) 年度から比較すると、排出量は一旦増加しましたが、2012 (H24) 年度までに約 5,000t (約 12.9%) が減少しています。

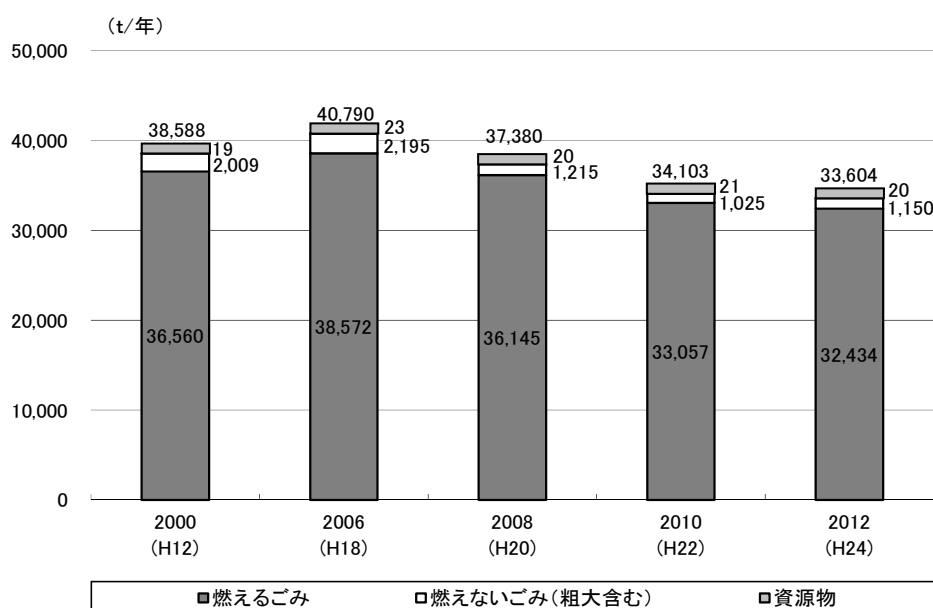
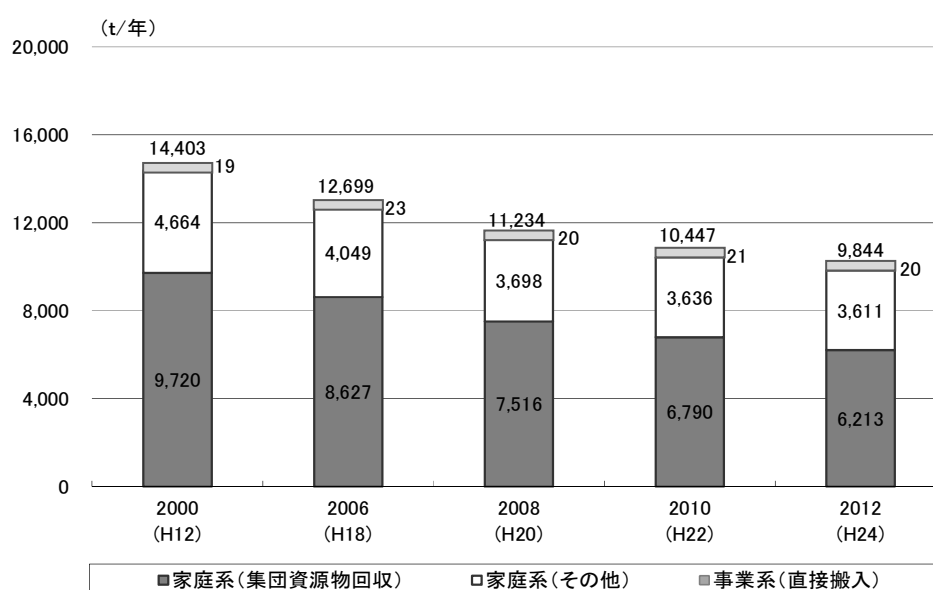


図 2-5 事業系ごみ排出量の推移

(4) 資源物排出量

資源物排出量の推移を以下に示します。資源物は、年々減少しており、2000 (H12) 年度から2012 (H24) 年度までに約 4,600t (約 31.7%) が減少しています。特に集団資源物回収量については、2000 (H12) 年度から2012 (H24) 年度までに約 3,500t (約 36.1%) が減少しています。



※ 「家庭系 (その他)」については、集積所収集及び直接搬入の量である。

図 2-6 資源物排出量の推移

3 ごみ処理・資源化・最終処分状況

(1) ごみ処理状況

ごみ処理量の推移を以下に示します。ごみ処理量は、ごみの総排出量を処理の方法ごとに区分したもので、2000（H12）年度以降、ごみの総排出量の減少が進んでいることに伴い、民間ルート分の資源物回収量を除いたごみ処理量も減少しています。

表 2-6 ごみ処理量の推移

(単位:t)

年度		2000	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
種別		(H12)	(H18)	(H19)	(H20)	(H21)	(H22)	(H23)	(H24)
直接 処理 量	焼却量(焼却施設)	108,982	103,782	102,541	99,385	96,431	94,876	95,875	94,401
	破碎・圧縮処理量(粗大ごみ処理施設)	7,583	5,860	5,816	4,762	4,492	5,364	5,925	4,785
	選別・圧縮・梱包処理量(再資源化施設)	4,998	4,052	4,214	3,700	3,758	3,633	3,801	3,614
	民間ルート資源物回収量	—	—	—	—	—	3,447	6,549	9,680
	集団資源物回収量	9,720	8,627	8,351	7,516	6,995	6,790	6,646	6,213
	計	131,283	122,321	120,922	115,363	111,676	114,110	118,796	118,693

資料：ごみ対策課調べ

- ※1 直接処理量とは、焼却、破碎・圧縮等の処理工程に、直接搬入した量である。
- ※2 端数処理を行っているため、合計が合わないところがある。
- ※3 民間ルート資源物回収量は、2010（H22）年度以降、茨城県の方針に準じ、直接処理量に加算している。

(2) 資源化状況

資源化量及びリサイクル率*の推移を以下に示します。2006（H18）年度以降、中間処理後資源化量及び集団資源物回収量はともに減少傾向となっています。リサイクル率は、資源化量の増減に伴い変動しますが、民間ルート資源物回収量を加算しているため、2010（H22）年度以降増加しており、2012（H24）年度には約17.2%となっています。

$$\text{※リサイクル率(\%)} = \text{資源化量(t)} \div \text{ごみ処理量(t)} \times 100$$

資源化量：民間ルート資源物回収量＋中間処理後資源化量＋集団資源物回収量

ごみ処理量：ごみの総排出量（家庭系ごみ量＋事業系ごみ量）

表 2-7 資源化量及びリサイクル率の推移

(単位:t)

年度		2000 (H12)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)
資源化量	民間ルート資源物回収量	—	—	—	—	—	3,447	6,549	9,680
	中間処理後資源化量	7,736	5,286	6,737	5,613	5,154	4,956	5,103	4,538
	集団資源物回収量	9,720	8,627	8,351	7,516	6,995	6,790	6,646	6,213
	計	17,456	13,913	15,088	13,129	12,149	15,193	18,298	20,431
リサイクル率		13.3%	11.4%	12.5%	11.4%	10.9%	13.3%	15.4%	17.2%

資料：ごみ対策課調べ

※ 民間ルート資源物回収量は、2010（H22）年度以降、茨城県の方針に準じ、資源化量に加算している。

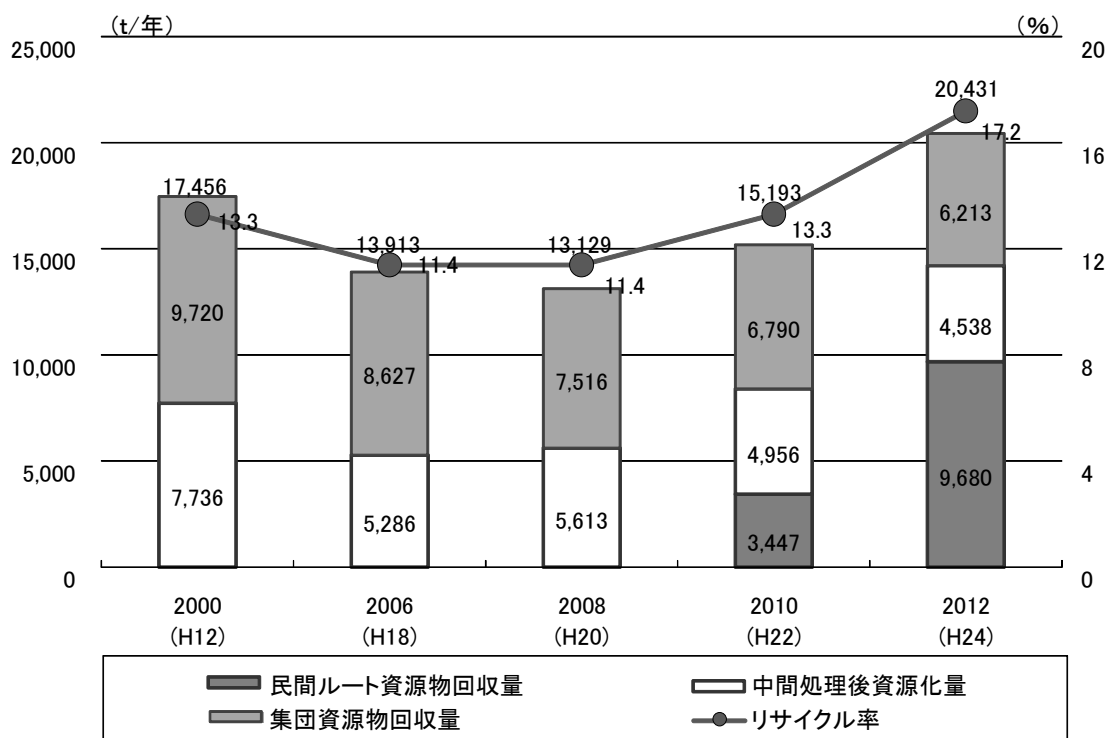


図 2-7 資源化量及びリサイクル率の推移

(3) 最終処分状況

最終処分量の推移を以下に示します。最終処分量は、2006（H18）年度以降は減少しており、2012（H24）年度では約17,801tとなっています。

表 2-8 最終処分量の推移

種別		年度							
		2000 (H12)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)
最終 処 分 量	焼却残渣量	16,390	17,580	16,853	15,689	15,357	15,188	16,356	15,316
	不燃物残渣量	3,230	2,307	2,596	2,332	2,499	2,693	3,170	2,485
	計	19,620	19,887	19,449	18,021	17,856	17,881	19,526	17,801

(単位:t)

資料：ごみ対策課調べ

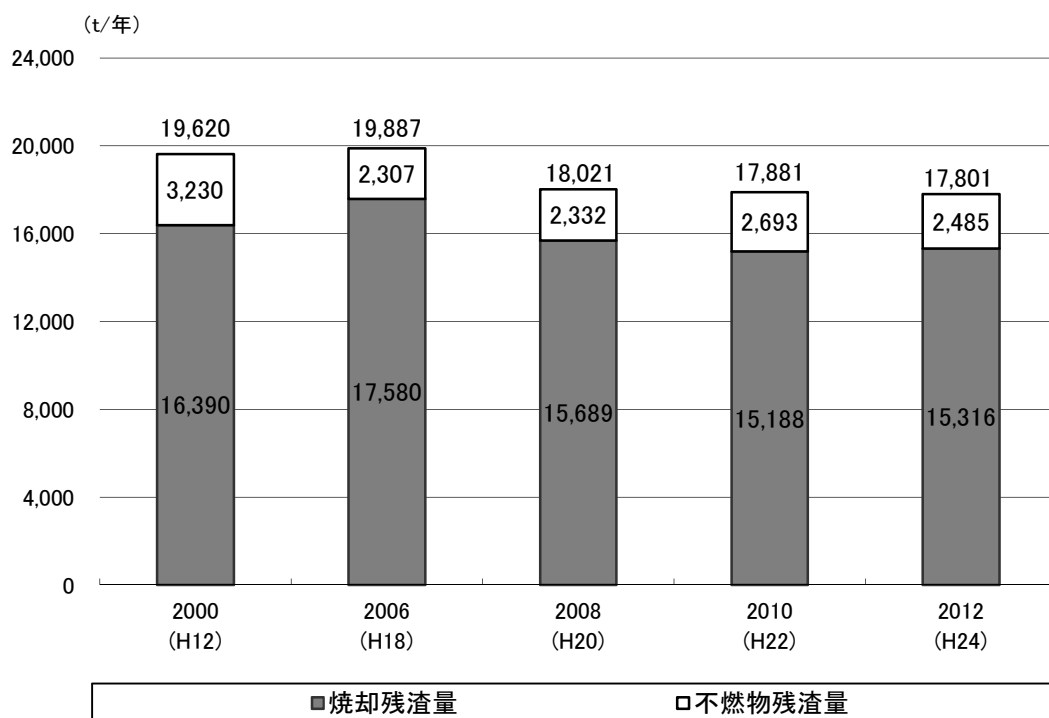


図 2-8 最終処分量の推移

4 ごみ処理体制

(1) 収集区域及び処理区域

本市の家庭系ごみの収集区域は、水戸地区、常澄地区、内原地区に区分されています。



図 2-9 収集区域の区分

表 2-9 収集区域ごとの面積、人口及び世帯数

(2012 (H24) 年 10 月 1 日現在)

収集区域	面積(km ²)	人口(人)	世帯数(世帯)
水戸地区	146.99	241,020	105,130
常澄地区	28.89	13,637	4,399
内原地区	41.55	15,024	4,980
合計	217.43	269,681	114,509

資料：事業概要，常住人口調べ

表 2-10 処理区域の区分

処理区域	収集・運搬	中間処理	最終処分
水戸地区	水戸市	水戸市	水戸市
常澄地区	水戸市	大洗、鉾田、水戸環境組合	大洗、鉾田、水戸環境組合
内原地区	水戸市	笠間・水戸環境組合	笠間・水戸環境組合

資料：事業概要

(2) ごみ・資源物の処理の流れ

【水戸地区】

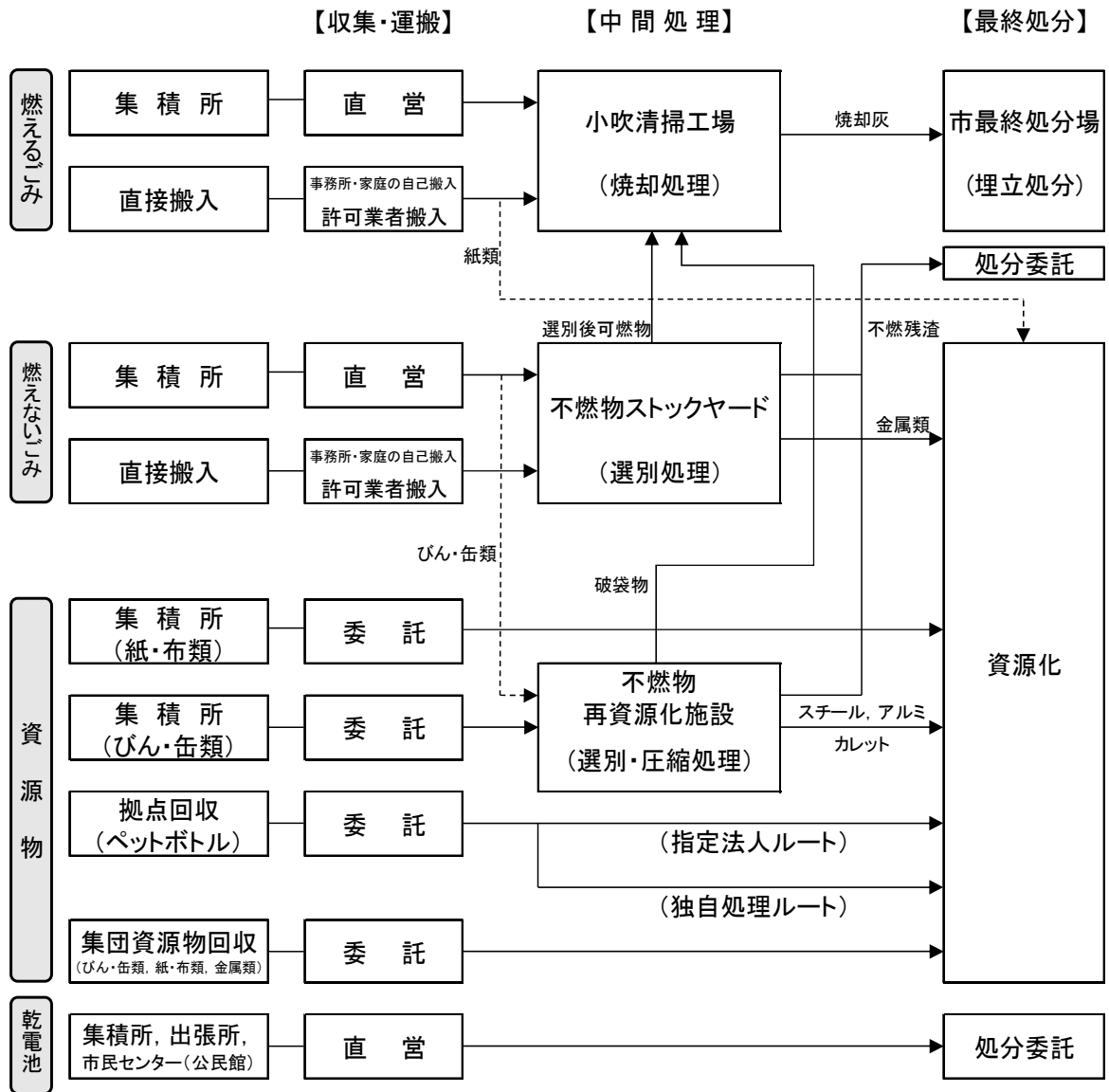


図 2-10 水戸地区のごみ処理の流れ

【常澄地区】

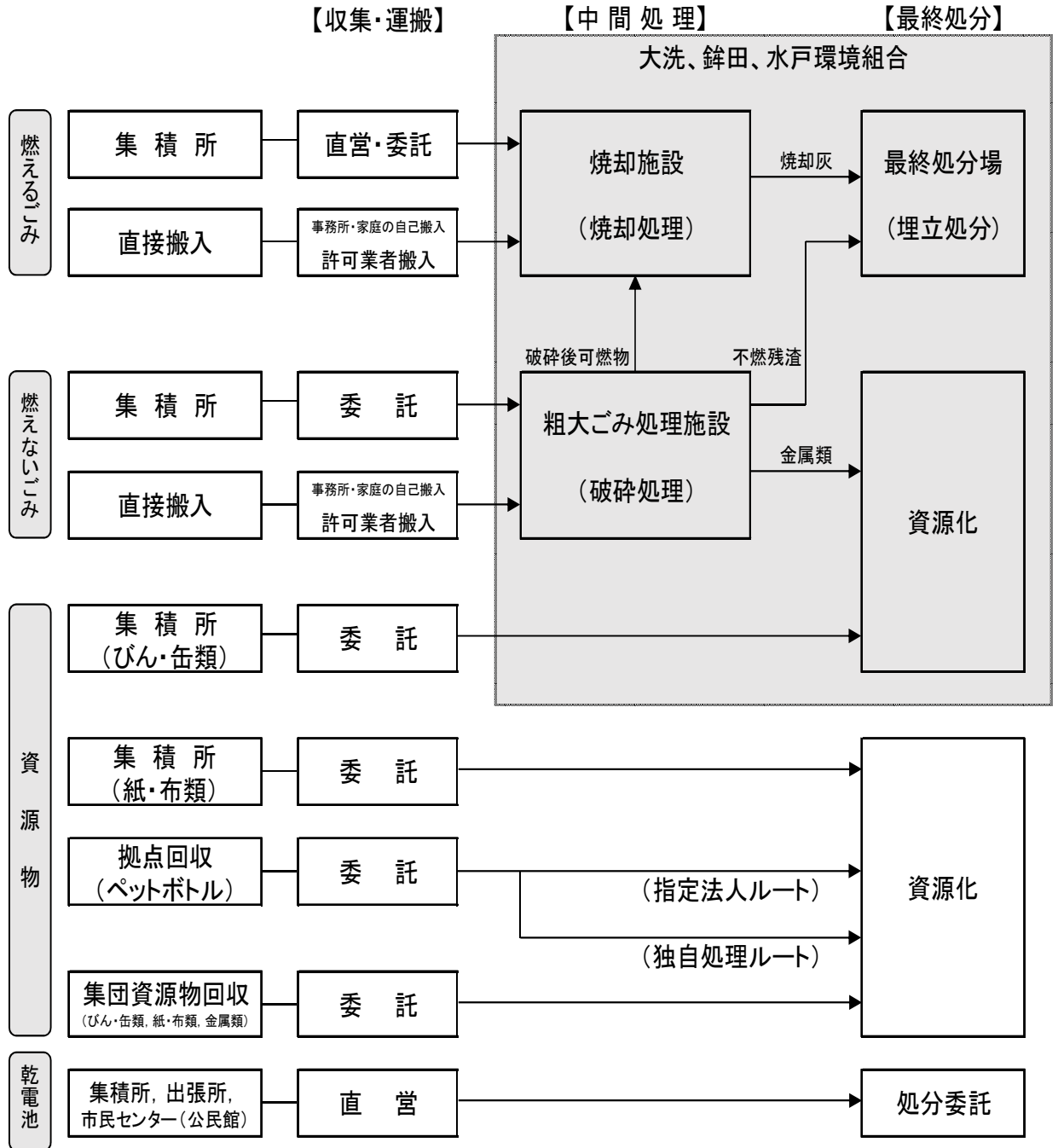


図 2-11 常澄地区のごみ処理の流れ

【内原地区】

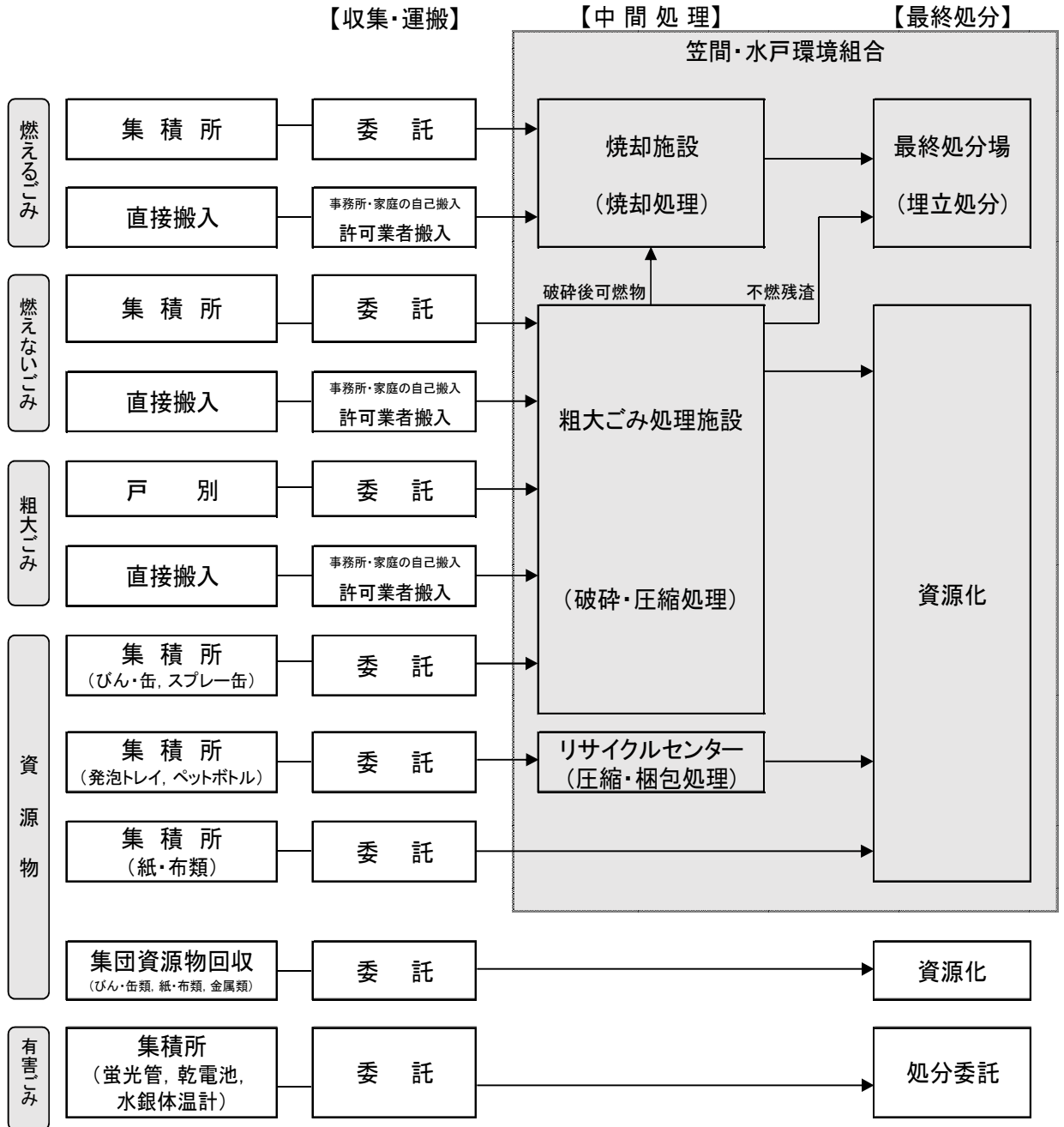


図 2-12 内原地区のごみ処理の流れ

(3) 収集回数及び排出方法

表 2-11 収集区分ごとの収集形態、収集回数及び排出方法

区分	地区	収集形態	収集回数	排出方法	
燃えるごみ (集積所)	水戸	直営	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日2回(月～金) 水戸駅北口～大工町3丁目(国道50号沿い) ・週3回(月・水・金) 水戸駅北口～大工町3丁目(国道50号沿い)の両裏通り, 本町, 栄町大通り, 末広町, 袴塚の一部 ・週2回(月・木, 火・金) 上記以外の地域(常澄地区・内原地区を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○水戸・常澄地区 ・市指定袋・処理券を使用 ○内原地区 ・燃えるごみは市指定袋 ・燃えないごみは不燃物コンテナに入れ, コンテナに処理券を貼付 	
	常澄	直営及び委託			
	内原	委託			
燃えないごみ (集積所)	水戸	直営	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回(木) 水戸駅北口～大工町3丁目(国道50号沿い) ・月2回(上記以外の地域) 		
	常澄	委託			週1回(月)
	内原	委託			月1回
(集積所) 資源物	水戸	委託	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回(水) 水戸駅北口～大工町3丁目(国道50号沿い) ・月2回(上記以外の地域) 	<ul style="list-style-type: none"> ○水戸・常澄地区 ・びん・缶類は無色透明な袋を使用 ・紙類・布類はひもで十文字にしぼる ○内原地区 ・資源物コンテナを使用 	
	常澄	委託			
	内原	委託			
(集団) 資源物	水戸	委託	月1回	<ul style="list-style-type: none"> ・団体で品目ごと(びん・缶類, 紙・布類, 金属類)に分別したものを回収 	
	常澄	委託			
	内原	委託			
(拠点等) ペットボトル	水戸	委託	週2回又は週1回 (市民センター及び店舗の回収量により区分)	<ul style="list-style-type: none"> ○水戸・常澄地区: 拠点 ・計39か所(市民センター, 店舗等) ・専用ボックスで収集 ○内原地区: 集積所 ・資源物コンテナを使用 	
	常澄	委託			
	内原	委託			
(拠点) 小型家電	水戸	直営	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・計10か所(市民センター, 臨時庁舎等) ・専用ボックスで回収 ・イベント時に回収 	
	常澄				
	内原				
(集積所等) 乾電池	水戸	直営	燃えないごみの日に収集	<ul style="list-style-type: none"> ・無色透明な袋を使用 ・拠点回収も実施し回収箱で回収(計33か所(市民センター等)) 	
	常澄				
(戸別) 粗大ごみ	内原	委託	申込制による戸別収集	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ処理券を貼付 	
(集積所) 有害ごみ	内原	委託	月2回	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物コンテナを使用 	

※1 収集については祝日も実施。年末年始を除く。

※2 小型家電(拠点回収)については2014(H26)年3月1日から開始した。

※3 内原地区の乾電池については, 有害ごみに含む。

(4) ごみ処理施設概要

ア 水戸地区

(ア) 焼却施設の概要

項目	概要
施設名称	水戸市小吹清掃工場
所在地	水戸市小吹町820番地の2
建設時期	着工：1981 (S56) 年12月 完成：1984 (S59) 年7月
敷地面積	工場敷地 15,000m ² 工場棟 (建築面積：約3,200m ² , 延床面積：約7,800m ²) 管理棟 (建築面積：約 300m ² , 延床面積：約 630m ²)
焼却方式	全連続燃焼式焼却炉
処理能力	390t/日 (130t/日×3炉)
事業費	約66億円
主な設備内容	<ul style="list-style-type: none"> ・受入供給設備 … ごみ計量機, ごみピット (3,700m³), ごみクレーン ・燃焼ガス冷却設備… ボイラー (自然循環式水管ボイラー) ・排ガス処理設備 … ろ過式集じん装置 (バグフィルター) 有害ガス除去装置 (消石灰吹き込み式) ・排水処理施設 … 無放流方式 ・灰出し設備 … 主灰コンベア, 灰コンベア, 落じん排出装置, 灰ピット (160m³), 灰クレーン ・発電設備 … 全閉内冷回転界磁形三相交流同期発電機 1,250kVA (1,000kW)

(イ) 不燃物再資源化施設の概要

項目	概要
施設名称	小吹清掃工場不燃物再資源化施設
所在地	水戸市小吹町820番地の2
建設時期	着工：1994 (H6) 年3月 完成：1994 (H6) 年10月
敷地面積	304m ² (延床面積522m ²)
処理能力	35t/5h
事業費	約1億2千万円
主な設備内容	<ul style="list-style-type: none"> ・供給設備 … 受入ホッパー, 受入コンベア ・前処理設備… 破袋機 ・選別設備 … 磁気選別機, 手選別コンベア 選別：鉄類, アルミ類, カレット類 (白, 茶, 緑, 黒) ・貯留設備 … 貯留ピット ・その他 … プレス機

(ウ) 最終処分施設の概要

項目	概要
施設名称	水戸市一般廃棄物第二最終処分場
所在地	水戸市酒門町2790番地の2
建設時期	着工：1992（H4）年2月 完成：1993（H5）年9月
敷地面積	43,932m ²
埋立面積	27,400m ²
計画埋立容量	272,000m ³
浸出水処理方式	カルシウム除去＋接触ばっ気方式（生物学的脱窒素法） ＋凝集沈殿方式＋砂ろ過塔＋活性炭吸着塔＋消毒
浸出水処理能力	70m ³ /日
埋立物	焼却残渣及び不燃残渣
事業費	約23億7千万円
主な設備内容	搬入管理棟，浸出水処理設備，高度処理設備，電気・計装設備 管理棟

※ 水戸市一般廃棄物第一最終処分場については、1995（H7）年2月に埋立てを完了しているが、最終処分場からの浸出水等の水質が環境省令で定める技術上の基準に適合していないことから、廃止しておらず、現在も継続して浸出水の検査を行っている。

(参考) 粗大ごみ処理施設の概要（2012（H24）年度まで）

項目	概要
施設名称	処理センター（粗大）
所在地	水戸市小吹町820番地の2
建設時期	着工：1975（S50）年2月 完成：1975（S50）年12月
敷地面積	約2,000m ² （破碎施設，管理棟）
建築面積	延床 約600m ²
処理方式	縦型破碎機
処理能力	50t/5h
事業費	約3億円
主な設備内容	<ul style="list-style-type: none"> ・供給設備 … 受入コンベア，投入エプロンコンベア ・選別設備 … 磁気選別機，トロンメル 選別：磁性物，不燃物，可燃物 ・集じん方式… 遠心力集じん装置とろ過式集じん装置の併用

※ 2013（H25）年度から運用停止中

イ 常澄地区

(ア) 焼却施設の概要

項目	概要
施設名称	大洗、銚田、水戸クリーンセンター
所在地	東茨城郡大洗町成田町4287番地
建設時期	着工：1990（H2）年10月 完成：1992（H4）年1月
焼却方式	全連続燃焼式焼却炉
処理能力	90t/日（45t/日×2炉）
事業費	約27億4千万円
ダイオキシン削減対策	バグフィルター工事（2001（H13）年8月～2002（H14）年12月）
工事費	約13億4千万円

(イ) 粗大ごみ処理施設の概要

項目	概要
施設名称	大洗、銚田、水戸クリーンセンター
所在地	東茨城郡大洗町成田町4287番地
建設時期	着工：1990（H2）年10月 完成：1992（H4）年1月
処理方式	横軸回転式
処理能力	30t/5h
選別分類	磁性物，不燃物，可燃物，アルミ
事業費	約7億8千万円

(ウ) 最終処分施設の概要

項目	概要
施設名称	大洗、銚田、水戸環境組合一般廃棄物最終処分場
所在地	銚田市大字荒地105番の2
建設時期	着工：1995（H7）年3月 完成：1997（H9）年6月
埋立面積	9,500m ²
計画埋立容量	70,300m ³
浸出水処理方式	カルシウム除去＋接触ばっ気（硝化・脱窒）＋凝集沈殿 ＋砂ろ過＋活性炭吸着＋塩素滅菌
浸出水処理能力	40m ³ /日
埋立物	焼却残渣及び不燃残渣
事業費	約18億2千万円

ウ 内原地区

(ア) 焼却施設、粗大ごみ処理施設の概要

項目	概要
施設名称	笠間・水戸環境組合 環境センター
所在地	笠間市仁古田長兎路入会地1番62
建設時期	着工：1990（H2）年7月 完成：1992（H4）年7月
事業費	約46億9千万円
焼却方式	準連続燃焼式焼却炉
処理能力	105t/16h（52.5t/16h×2炉）
ダイオキシン削減対策 工事費	排ガス高度処理施設工事（2000（H12）年6月～2002（H14）年3月） 約12億8千万円
処理方式	併用施設（乾式回転式破砕機）
処理能力	35t/5h

(イ) 不燃物再資源化施設の概要

項目	概要
施設名称	笠間・水戸環境組合 リサイクルセンター
所在地	笠間市仁古田長兎路入会地1番62
建設時期	着工：1999（H11）年9月 完成：2000（H12）年3月
敷地面積	714.27m ²
処理能力	2t/5h
事業費	約2億5千万円
保管物	紙パック，ダンボール，新聞，雑誌，古紙，ペットボトル， 発泡トレイ，スチール缶，アルミ缶，鉄屑，破砕不適物，カレット （白・茶・その他のビン），乾電池，蛍光管

(ウ) 最終処分施設の概要

項目	概要
施設名称	諏訪クリーンパーク
所在地	笠間市平町北ノ久保1106-1
建設時期	着工：1993（H5）年6月 完成：1995（H7）年3月
埋立面積	第Ⅰ期（1995（H7）～2009（H21））約9,500m ² ，第Ⅱ期（2010（H22） ～2024（H36））約18,100m ²
計画埋立容量	第Ⅰ期（1995（H7）～2009（H21））約70,000m ³ ，第Ⅱ期2010（H22） ～2024（H36））約96,000m ³
浸出水処理方式	カルシウム除去（凝沈）＋生物処理
浸出水処理能力	30m ³ /日（第Ⅰ期分）
埋立物	焼却残渣及び不燃残渣
事業費	約16億1千万円

5 前計画（水戸市新ごみ処理基本計画）の状況

(1) 施策の点検状況

前計画で掲げた基本目標及び基本施策における取組状況と、今後に向けた課題を以下に示します。

基本的な方向性(1) 循環型社会経済システムの確立

基本目標	基本施策	取組状況	今後に向けた課題
啓発活動・環境教育による意識改革の推進	ア PR・啓発事業・リサイクル教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるごみ減量大会への参加，出前講座や環境フェスタの開催及びホームページを活用した情報提供など，PR・啓発事業を推進するとともに，清掃工場やリサイクル施設の見学会を実施するなど，リサイクル教育の充実を図りました。 ・エコ・ショップの認定を推進するとともに，ごみ減量関連事業に取り組む団体に向けた情報提供等の支援を実施しました。 ・ごみゼロの日キャンペーンや不法投棄防止パトロール，不法投棄防止監視カメラによる監視など，環境美化の推進・不法投棄の防止を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・さらなるごみの減量及び資源化を推進するため，市民を対象とした環境教育の推進や情報提供に努めるとともに，事業者向けの啓発や情報提供を進めることが必要です。 ・不法投棄は後を絶たない状況にあることから，その防止を図るため，市民への啓発，監視体制，パトロールなどの強化に努めることが必要です。
	イ ごみ減量関連事業の支援		
	ウ 適正処理困難物の処理促進		
	エ 環境美化の推進・不法投棄の防止		
ごみの発生・排出を抑制する具体的取組の推進	ア 家庭系ごみの有料制の導入と推進	<ul style="list-style-type: none"> ・2006（H18）年度から，水戸・常澄地区において家庭系ごみの有料制を導入し，市域全域での有料化を推進しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみの有料制については，ごみ減量に効果が現れていることから，引き続き継続し，その効果を検証するとともに，適正なごみ処理の運営確保に向け，その見直しについて検討する必要があります。 ・資源物の分別排出区分の拡充と資源化拡大を図るため，リサイクルセンターの整備に合わせた分別収集や集団資源物回収の充実に向けた検討が必要です。 ・生ごみの減量化を進めるため，生ごみ処理機器のさらなる普及促進を図るとともに，不用品等の再使用に向けた，啓発，情報提供，環境づくりなどを進める必要があります。 ・事業所からのごみの適正処理を推進するため，これまでの取組に加え，個別指導等を進める必要があります。また，事業系ごみ排出量の実態把握を行うため，一般廃棄物収集運搬業者と連携した取組を継続するとともに，排出事業者と連携した取組の検討が必要です。 ・行政のごみ減量への取組として，学校給食共同調理場以外の公共施設から排出される生ごみの資源化等の検討や職員の意識醸成が必要です。
	イ 分別排出区分の拡充と資源化拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルの拠点回収において，回収場所の拡充を図り，また，2006（H18）年度からは，常澄地区における資源物の集積所収集を開始するなど，資源化拡大を推進しました。 	
	ウ 集団資源物回収システムの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・2006（H18）年度から，集団資源物回収品目にペットボトルを追加するなど，集団資源物回収の拡充を図りました。 	
	エ 不用品等のリサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・再使用の推進のため，環境フェスタ等においてフリーマーケットへの参加を呼びかけました。 	
	オ 家庭における生ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機器購入費の補助を実施し，家庭における生ごみ減量化の推進を図りました。 	
	カ 事業系ごみの排出管理と指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物収集運搬業者と連携した事業系ごみの排出量の把握，適正排出に係る啓発及び指導，生ごみの資源化等に係る勉強会や生ごみのリサイクルルートの確保など，事業系ごみの排出管理と指導の徹底を図りました。 	
	キ 行政のリサイクル実践行動	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食共同調理場から排出される生ごみの資源化，公園等の樹木のせん定枝の資源化及びごみの分別等について職員への周知など，行政のリサイクル実践行動に取り組みました。 	

基本的な方向性(2) 循環型資源・廃棄物処理システムの確立

基本目標	基本施策	取組状況	今後に向けた課題
適正なごみ排出・効率的なごみの収集・運搬	ア ごみ排出ルールへの遵守・指導徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの出し方について、市民、事業者への周知及び外国語のチラシによる啓発を進めるとともに、ごみの出し方の指導等を行う美化推進員を設置するなど、ごみ排出ルールへの遵守・指導徹底を図りました。 ・2006（H18）年度から祝日等におけるごみの収集を開始するなど、収集運搬体制の効率化及びごみ収集サービスの向上を図りました。 ・収集作業環境の向上に向け、労働安全研修会の実施や収集作業員の安全確保を図りました。 ・地域の環境美化や地域での清掃作業の推進を図るため、2006（H18）年度からボランティア袋等の配布を開始し、地域ボランティアによる廃棄物管理を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの適正排出を進めるため、引き続き、啓発及び周知徹底に努める必要があります。 ・リサイクルセンターの整備に合わせ、プラスチック製容器包装の収集や粗大ごみの戸別収集を実施する必要があります。 ・収集作業環境のさらなる向上に向け、有害ごみの分別区分等について検討する必要があります。 ・地域の環境美化における市民自らの行動を促すため、地域における取組の強化を促進することが必要です。
	イ 収集運搬体制の効率化及びごみ収集サービスの向上		
	ウ 収集作業環境の向上		
	エ 地域ボランティアによる廃棄物管理		
施設整備・適正管理の遵守	ア 新清掃工場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市中間処理施設基本計画等の策定や、整備に必要な調査の実施など、新ごみ処理施設及び最終処分場の整備を推進しました。 ・リサイクルセンターについては、新たな分別品目へ対応する施設整備を図るとともに、環境教育機能を併せ持つ施設とするため、整備に必要な調査の実施などを進めました。 ・ごみの資源化・減量化により、最終処分量の減量化を進め、第二最終処分場の延命化に取り組むなど、第二最終処分場の適正管理を推進しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新ごみ処理施設は、焼却施設の熱エネルギーの活用や環境に配慮した処理方式及び運営体制について検討を進めながら、整備する必要があります。 ・小吹清掃工場は、年次計画に基づく補修等を行うなど、維持管理等が必要です。 ・リサイクルセンターは、容器包装廃棄物の資源化に対応した施設、また、環境教育等の推進の場となる施設としての整備が必要となります。 ・新最終処分場は、周辺環境への負荷低減を踏まえた最新式の処分場として整備する必要があります。第二最終処分場は、引き続きごみの資源化・減量化を進め、埋立て量の削減を進める必要があります。
	イ リサイクルプラザの整備		
	ウ 第二最終処分場の適正管理の推進		
	エ 新最終処分場の整備		
緊急時のごみ処理対策	ア 緊急時における対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生等の緊急時における近隣市町との相互支援体制に係る協定を締結するなど、緊急時に向けた対策を図りました。 ・東日本大震災の発生時において、災害廃棄物の仮置場の設置や適正処理を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の廃棄物処理対応については、東日本大震災の経験を踏まえ、今後検討していく必要があります。
	イ 災害時の的確かつ迅速な対応		
	ウ 環境に配慮した復旧		

基本的な方向性(3) 循環型廃棄物総合管理システムの構築

基本目標	基本施策	取組状況	今後に向けた課題
計画推進体制の強化	ア 市民・事業者・行政の協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・資源化を進めるため、市民・事業者と連携し、エコ・ショップやレジ袋削減事業への参加を促進するなど、市民・事業者・行政の協働の推進を図りました。 ・一部事務組合と連携して、将来的なごみ処理のあり方について協議を行いました。 ・ごみ処理事業等についてホームページに掲載するなど、情報提供の推進を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制、資源化の推進などの各種施策を展開するには、市民・事業者・行政の協働による取組が必要であることから、様々な市民・事業者参加の手法等について検討するとともに、市民及び事業者への情報の提供に努める必要があります。
	イ 一部事務組合との連携		
	ウ 情報公開の推進		
	エ コスト管理の検討		
進ちよく状況管理の確立	ア ごみ処理に関する「共通目標」の設定と認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理に関する共通目標（次期基本計画の目標）の設定について検討を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理に関する「共通目標」の設定について、再検討するとともに、PDCAサイクル手法管理の導入について、調査・研究を進める必要があります。
	イ PDCAサイクル手法管理の構築		

(2) 目標達成状況

前計画の目標は、2010（H22）年度の1人1日当たりのごみ排出量（資源物を除く。）を2000（H12）年度比で20%の減量（約982g以下）を目指としています。2010（H22）年度における1人1日当たりのごみ排出量（資源物を除く。）の実績は1,022gとなっており、短期目標を達成できていない状況であり、さらなる減量が必要となります。

■水戸市新ごみ処理基本計画目標

前計画の目標は、第一次循環型社会形成推進基本計画（2003（H15）年3月策定 環境省）（以下「第一次循環計画」という。）において示された国の減量化目標を参考に、短期目標として、2010（H22）年度までに1人1日当たりのごみ排出量を2000（H12）年度比で20%の減量を目指すとともに、中期・長期目標としては2019（H31）年度末で2000（H12）年度比20%の減量を継続するとしています。

なお、1人1日当たりのごみ排出量については、第一次循環計画の指標と同様に、資源回収されるものを除いています。

【排出ごみ量の減量化目標】

短期目標 : 2010（H22）年度 20%（2000（H12）年度比）
 中・長期目標 : 2011（H23）～2019（H31）年度 20%の継続（2000（H12）年度比）

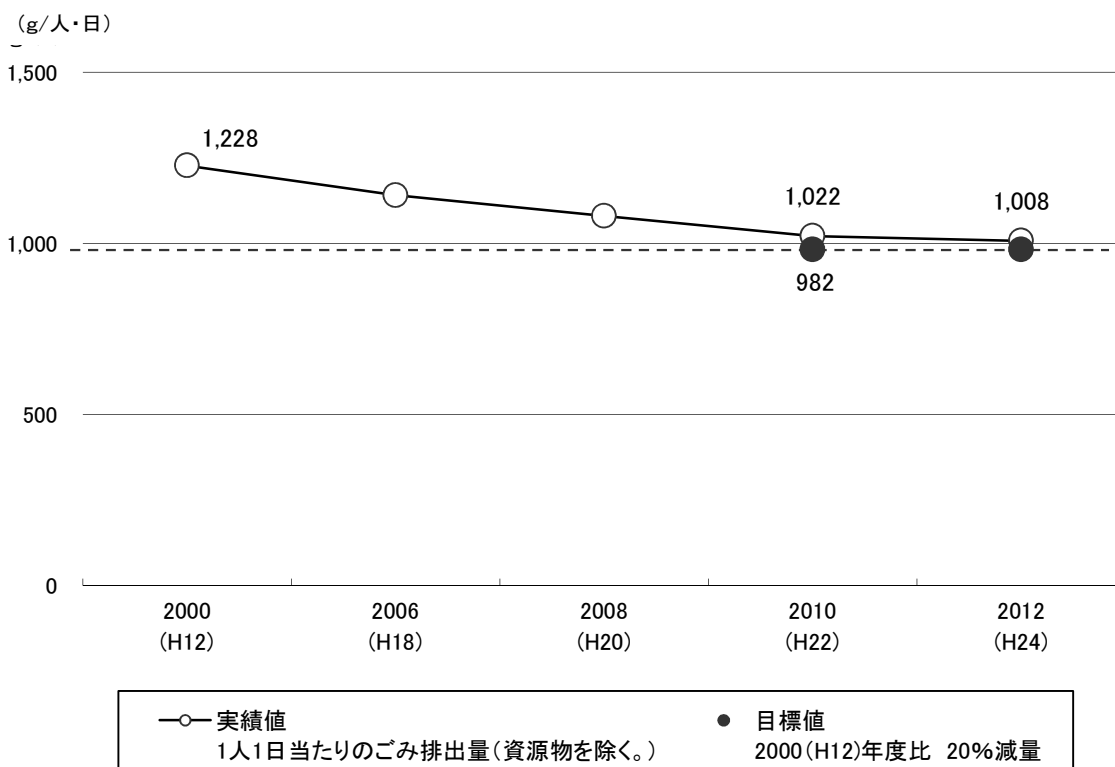


図 2-13 前計画の目標の達成状況

6 現況を踏まえた本市の課題

現状のごみを取り巻く状況から、今後のごみ処理施策を見据え、特に重要となる課題としては、以下のものがあげられます。

(1) ごみ・資源の排出量に係る課題

- 1人1日当たりのごみ排出量は、2006（H18）年度の家系系ごみの有料化以降、減量化が進みましたが、2010（H22）年度以降ほぼ横ばいとなり、1,100gほどで推移しています。さらなる減量化を進めるためには、市民及び事業者におけるごみの排出抑制の徹底が必要となります。
- 家庭からの燃えるごみの量を減量することは、ごみの総量を減らす効果が大きいいため、排出抑制の徹底を目指した施策を展開する必要があります。
- これまでは、資源循環の観点から再資源化（リサイクル）を重視する傾向にありました。今後は、いかにごみを出さないようにするかを重視し、3Rの優先順位*（発生抑制（リデュース）>再使用（リユース）>再資源化（リサイクル））に従い、排出量そのものの削減と再資源化を推進することが必要となります。

(2) ごみ・資源の分別排出に係る課題

- 資源物を除く家庭系ごみの排出量は、近年、ほぼ横ばいの傾向を示しています。このうち、燃えるごみについては、2010（H22）年度以降ほぼ同程度の値で推移しています。燃えるごみは家庭系ごみ排出量の約9割を占めており、これは、再使用すべきものも燃えるごみで出しているなど、発生抑制、再使用、分別の意識の不足から生じているため、発生抑制、再使用、分別への啓発が必要です。
- 資源物は、2006（H18）年度以降、減少傾向にあります。特に集団資源物回収の減少傾向が顕著で、これは資源物そのものの軽量化や新聞購読者数の減少等、市民のライフスタイルの変化や、参加世帯数の減少などによる、地域における取組の減少が要因として考えられます。さらなる再資源化の促進に向けて、新たな分別収集品目の追加を視野に入れるとともに、分別排出徹底のための施策展開が必要となります。
- リサイクル率は、調査方法が変更になった2010（H22）年度からは増加傾向にありますが、県の状況（2012（H24）年度で21.3%）と比べ、まだ低い水準にあります。リサイクル率を向上させるためには、ごみの排出抑制とともに分別排出の徹底が必要となります。

* 3Rの優先順位：循環型社会形成推進基本法（2001（H13）年1月施行）では、廃棄物の処理の基本原則として、優先順位（①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分）を定めている。特に、第三次循環計画において、遅れている2R（発生抑制、再使用）の取組が進む社会経済システムの構築を目指すことの基本的な方向が示された。

(3) 国・県の方針及び目標等に係る課題

- 2012（H24）年度実績における基準年度（2000（H12）年度）からのごみの減量率は約19.7%で、前計画の目標に近づきました。また、国及び県が目標値として設定した廃棄物処理法に基づく国の基本方針における総排出量及び第3次県処理計画における1人1日当たりのごみ排出量については、本市はすでにそれぞれの目標値を満たしています。しかしながら、それぞれのその他の目標及び第三次循環計画の目標については、今後の取組により目標達成を目指していく必要があります。
- 準拠した国・県の計画及び方針の目標値の達成を目指し、施策を展開する必要があります。

■国・県及び特例市と比べた本市の状況

本市の状況は、国・県の状況及び本市と類似する市（以下「特例市」という。）の平均に比べ、1人1日当たりのごみ排出量は多く、リサイクル率は低い状態にあるため、さらなるごみの発生抑制、再使用によるごみ排出量の削減と再資源化を徹底する必要があります。

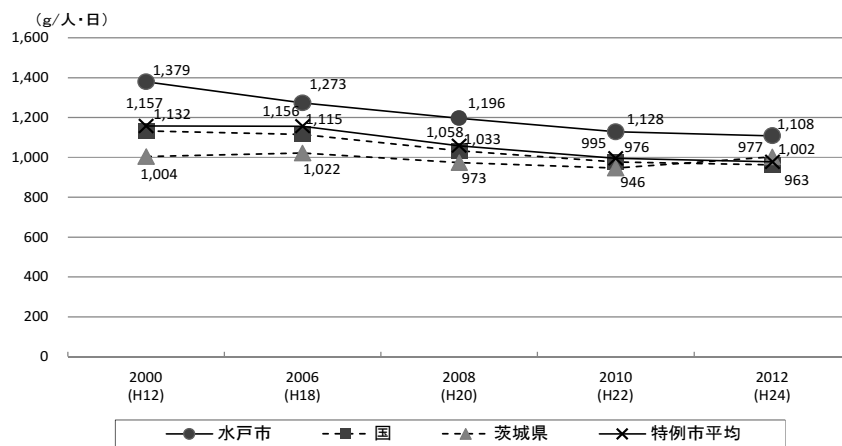


図 2-14 1人1日当たりのごみ排出量の比較

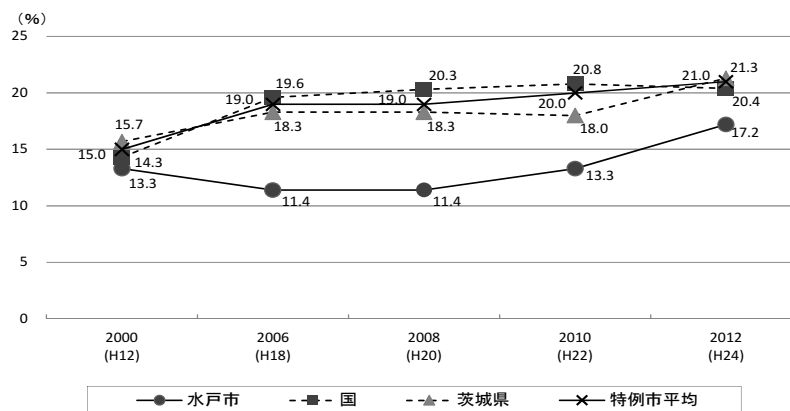


図 2-15 リサイクル率の比較

第3章 計画の基本的方向

1 目指す姿

本市は、前計画のもと、ごみの減量化を優先課題とし、計画の目標達成に向け、ごみ減量に係る啓発や家庭系ごみの有料制の導入など、様々な施策に取り組み、その結果、2000（H12）年度と比較し、2012（H24）年度には、1年間のごみの量を約2万2千t、市全体のごみの量（約11万t）の2割ほどを減量させることができました。

しかし、本市の1人1日当たりのごみの排出量は、国・県の状況及び特例市の平均を上回る一方、リサイクル率は、それらを下回っている状況にあります。

また、前計画においては、排出ごみ量の減量化目標を総体的に20%と定めていましたが、家庭系ごみと事業系ごみそれぞれについて見てみると、家庭系ごみは目標をほぼ達成したものの、事業系ごみは目標達成に至りませんでした。

循環型社会の構築に向けては、資源の枯渇や地球温暖化など、環境に配慮しながら、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担うとともに、三者の協働を図り、その実現に向けた取組を進めていくことが求められます。

このような中、国においては、2013（H25）年に、第三次循環計画において、廃棄物処理の優先順位を①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）、④熱回収（サーマルリカバリー）、⑤適正処分と定め、特に、リサイクルに比べて取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化に向けた施策の方向性が示されました。

本市においては、国の方向性も踏まえ、発生抑制（リデュース）及び再使用（リユース）を最優先事項と位置付け、これらに積極的に取り組むとともに、資源の有効活用を図るための再資源化（リサイクル）を推進することにより、資源循環型都市・水戸の構築を目指し、本計画の目指す姿を次のように定めます。

快適な未来へ進む資源循環型都市・水戸

～ 発生抑制・再使用と再資源化の徹底 ～

2 基本方針

前計画における課題を踏まえ、本計画においては、次のとおり三つの基本方針を定め、各種施策を展開していくものとします。

■基本方針Ⅰ

ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進

ごみの排出量については、他の自治体と比べて多い状況にあり、本市におけるごみの排出抑制は急務であるため、大量消費からの転換と持続可能な社会形成に向け、国の方向性も踏まえ、発生抑制（リデュース（Reduce））及び再使用（リユース（Reuse））を最優先事項として取り組むものとします。

■基本方針Ⅱ

分別の徹底と再資源化（リサイクル）の拡大

ごみ及び資源物については、分別の徹底を図るとともに、新ごみ処理施設の稼働に合わせ、新たな分別品目を設けるなど、再資源化（リサイクル（Recycle））の拡大に向けた施策を展開し、循環型社会の構築に向けた取組を進めるものとします。

■基本方針Ⅲ

資源循環型の廃棄物処理システムの確立

適正なごみ排出の促進を図るとともに、新ごみ処理施設の稼働に合わせ、新たな収集運搬体制や収集サービスなど、廃棄物処理システムの確立に向けた取組を進めるものとします。

3 計画目標

本計画では、環境に配慮した循環型社会の構築に向け、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担を明確にし、ごみの発生抑制・再使用及び再資源化を推進するため、目標項目・数値を設定します。

目標年度までに目標数値以上の数値を達成できるよう、ごみの排出量の減及びリサイクル率の増に向けた施策を推進します。

本計画の予測人口、目標項目・数値及びごみ排出量の将来推計と目標を、次のとおり示します。

表 3-1 計画の目標項目・数値

目標項目・数値	年度	実績値		【中間年度】	【目標年度】
		2000 (H12) 年度	2012 (H24) 年度	2018 (H30) 年度	2023 (H35) 年度
総人口		260,862 人	269,681 人	272,500 人	270,000 人
目標項目・数値 1 1人1日当たりのごみ排出量		1,379 g	1,108 g	1,070 g以下	1,032 g以下 (25%以上減)
目標項目・数値 1-① 1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量		822 g	666 g	649 g以下	596 g以下 (25%以上減)
目標項目・数値 1-② 事業系ごみ排出量		38,588 t	33,604 t	32,369 t以下	29,361 t以下 (20%以上減)
目標項目・数値 2 リサイクル率		13.3%	17.2%	20%以上	25%以上

※1 本計画においては、国や前計画において基準年度とした2000(H12)年度を基準年度とする。

※2 2018(H30)年度及び2023(H35)年度の総人口は、6水総において推計した人口とする。

※3 第三次循環計画の指標と同様に、1人1日当たりのごみ排出量及び事業系ごみ排出量については資源物を含むものとし、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量については資源物を除くものとする。

【ごみ排出量の将来推計と目標】

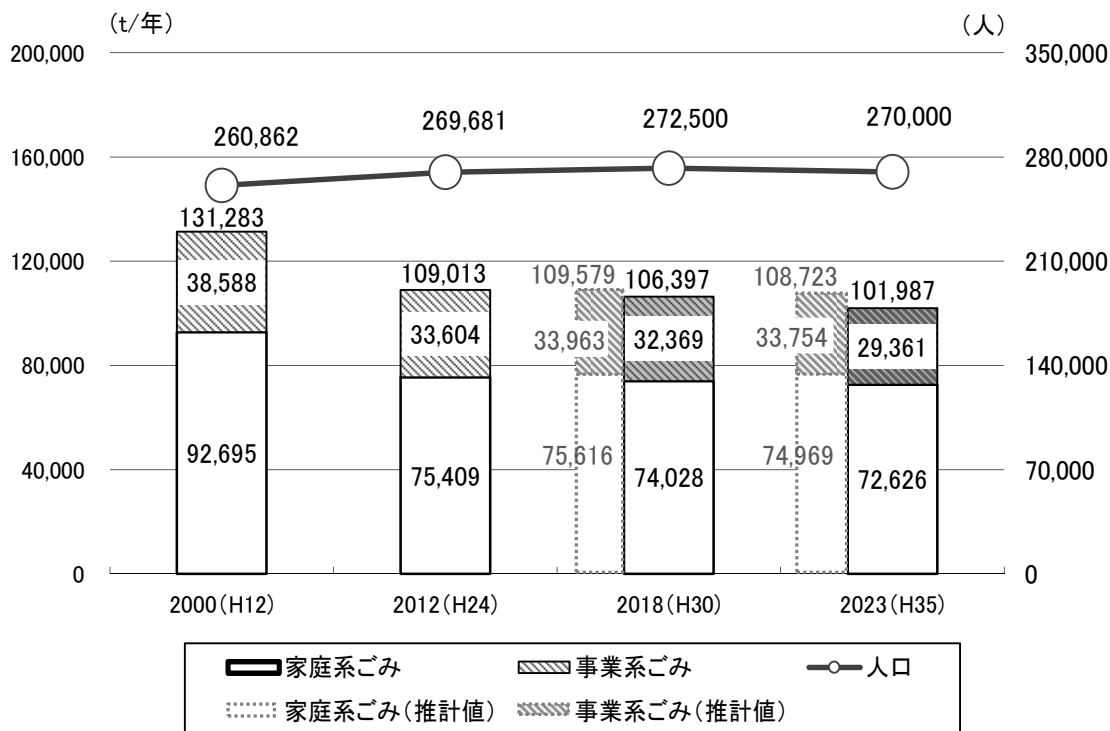


図 3-1 ごみ排出量の推移と将来推計

※1 本市では、2006(H18)年度に家庭系ごみの有料制を導入し、ごみ量が大きく変化したため、本計画では、2006(H18)年度から2012(H24)年度の7年間の実績を基に将来推計を行っている。

※2 推計値：前計画と同程度の施策を継続することにより、現在のごみ排出量の変遷から予測される、将来のごみ排出量を意味する。

目標項目・数値1

1人1日当たりのごみ排出量 約25%以上削減（2000（H12）年度比）

- ・ 第三次循環計画において目標として設定した1人1日当たりのごみ排出量約25%減（2000（H12）年度比）を踏まえるとともに、市民・事業者にとって日常生活の中で分かりやすい「1人1日当たりのごみ排出量」（g/人・日）を目標項目として、2000（H12）年度比で約25%以上の削減を目標数値として設定します。なお、目標数値については、第三次循環計画の指標と同様に、資源物を含むものとします。
- ・ 2000（H12）年度は1人1日当たり約1,379g、2012（H24）年度は約1,108g（2000（H12）年度比約19.7%減）の排出量となっています。
- ・ 市民・事業者・行政の協働により、ごみの発生抑制及び再使用への取組を最優先に行うことにより、2000（H12）年度比で、中間年度の2018（H30）年度までに1,070g（22.4%減）以下に、目標年度の2023（H35）年度までに1,032g（25.2%減）以下にすることを目指します。

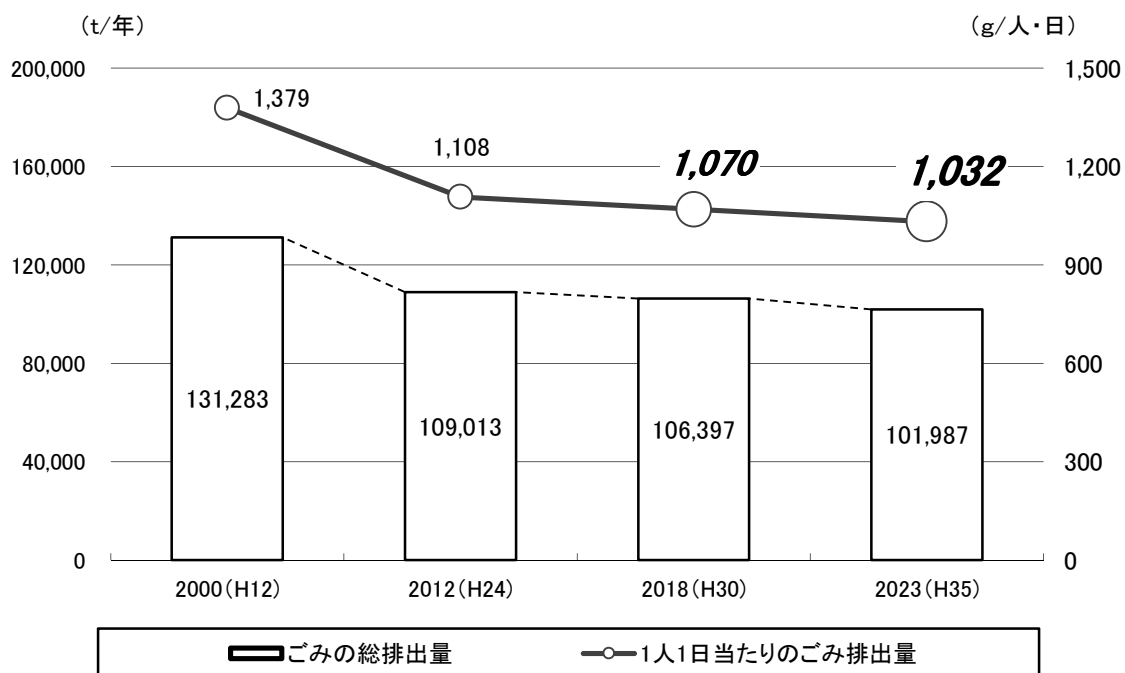
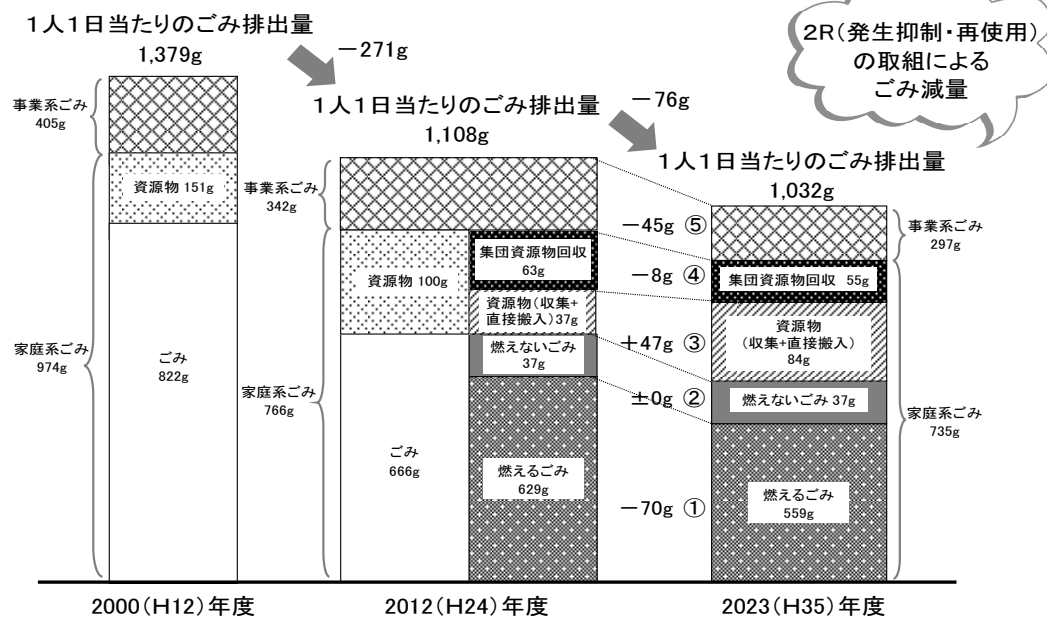


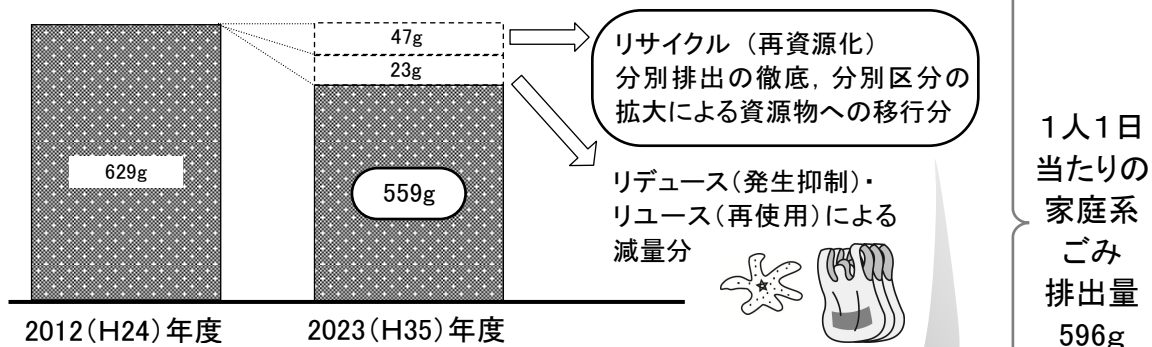
図 3-2 ごみの総排出量と1人1日当たりのごみ排出量

～目標項目・数値1 1人1日当たりのごみ排出量 目標設定の考え方～



※ 1人1日当たりのごみ排出量は、端数処理を行っているため、合計が合わないところがある。

① 燃えるごみ

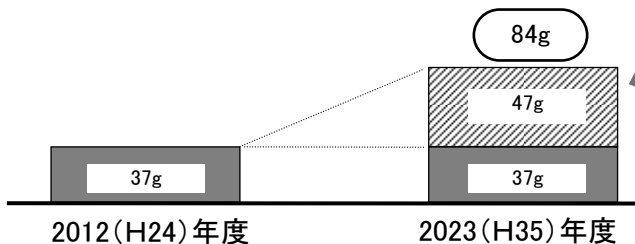


② 燃えないごみ

現状維持

37g

③ 資源物(収集+直接搬入)



④ 集団資源物回収

近年の減量傾向で推移

55g

⑤ 事業系ごみ

排出抑制・分別の徹底により約4,250tの削減

297g*

※1人1日当りに換算

1人1日当たりのごみ排出量 1,032g
↓
ごみの総排出量 約102,000t

目標項目・数値 1-①

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 約25%以上削減（2000（H12）年度比）

- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量についても、第三次循環計画を踏まえるとともに、市民のごみ減量化や分別排出の努力、行政の周知・啓発の効果を表す指標として目標項目に設定します。また、2000（H12）年度比で約25%以上の削減を目標数値として設定します。なお、目標数値については、第三次循環計画の指標と同様に、資源物を除いたものとします。
- 2000（H12）年度は1人1日当たり約822g、2012（H24）年度は約666g（2000（H12）年度比約19.0%減）の排出量となっています。
- 2000（H12）年度比で、中間年度の2018（H30）年度までに649g（21.1%減）以下に、目標年度の2023（H35）年度までに596g（27.6%減）以下にすることを目指します。

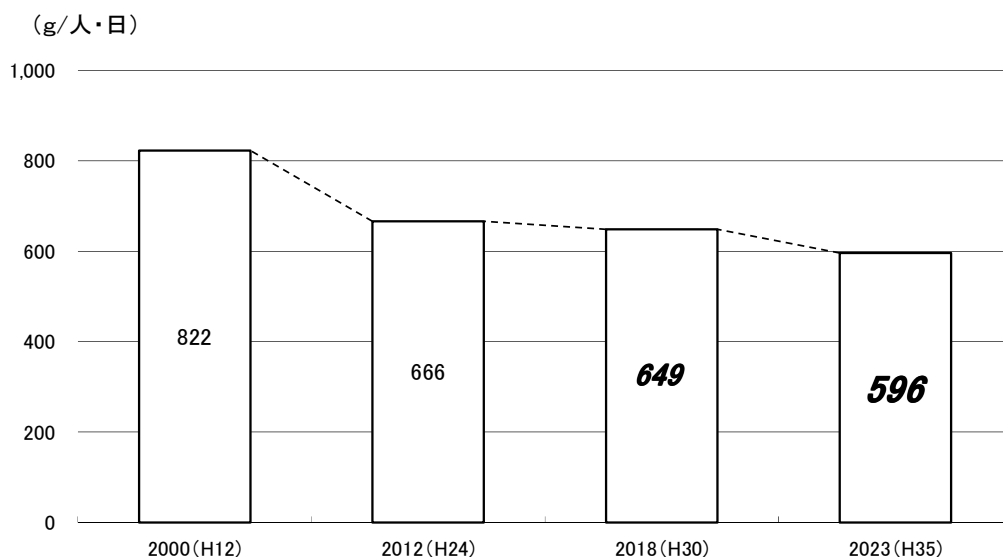
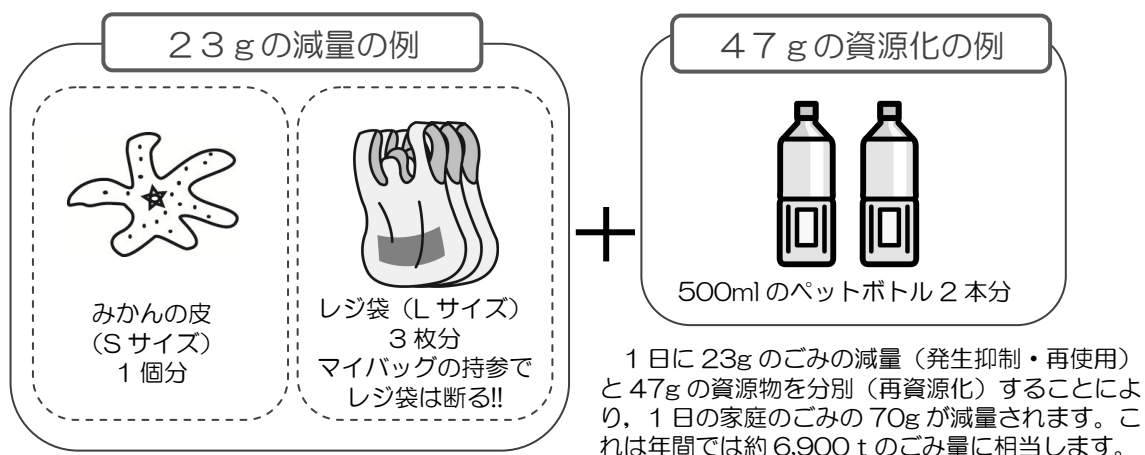


図 3-3 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

家庭のごみの 70g 減量の例



目標項目・数値1-②

事業系ごみ排出量

約20%以上削減（2000（H12）年度比）

- ・ 事業系ごみ排出量についても、第三次循環計画を踏まえるとともに、事業者の一般廃棄物の減量化・分別の努力、行政の周知・啓発・指導の効果を表す指標として目標項目に設定します。
- ・ 目標数値については、第三次循環計画では、約35%減と定められていますが、本市においては、本市の産業構造の特性、昼夜間人口比率、交流人口の増加、新規企業等立地促進等を踏まえ、2000（H12）年度比で約20%以上の削減と設定します。なお、目標数値には、第三次循環計画の指標と同様に、資源物を含むものとします。
- ・ 2000（H12）年度は年間38,588 t、2012（H24）年度は年間33,604 t（2000年度比約12.9%減）の排出量となっています。
- ・ 2000（H12）年度比で、中間年度の2018（H30）年度までに年間32,369 t（16.1%減）以下に、目標年度の2023（H35）年度までに29,361 t（23.9%減）以下にすることを目指します。

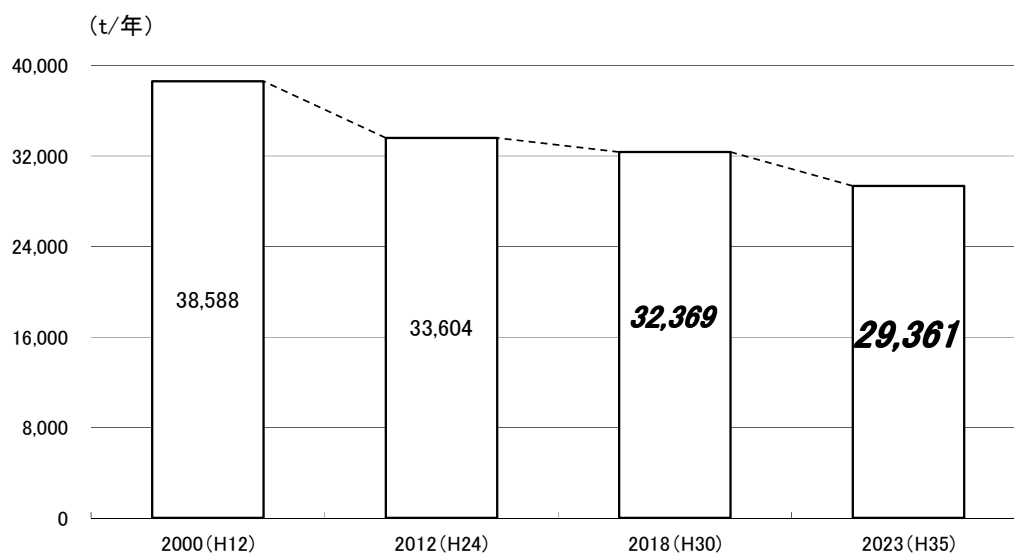


図 3-4 事業系ごみ排出量

目標項目・数値2

リサイクル率

25%以上

- ・ 廃棄物処理法に基づく基本方針において目標として設定したリサイクル率約25%を踏まえ、ごみの適正分別の促進やリサイクルセンターの整備に伴う新たな資源物の分別収集等の推進の指標となるリサイクル率を目標項目として設定します。また、25%以上（約12%以上増（2000（H12）年度比）を目標数値として設定します。
- ・ 2000（H12）年度のリサイクル率は約13.3%、2012（H24）年度は約17.2%（民間ルート分を含む。）となっています。
- ・ 市民・事業者・行政の協働により、資源物の分別・再資源化を徹底することにより、中間年度の2018（H30）年度までに約20%以上に、目標年度の2023（H35）年度までに25%以上にすることを目指します。

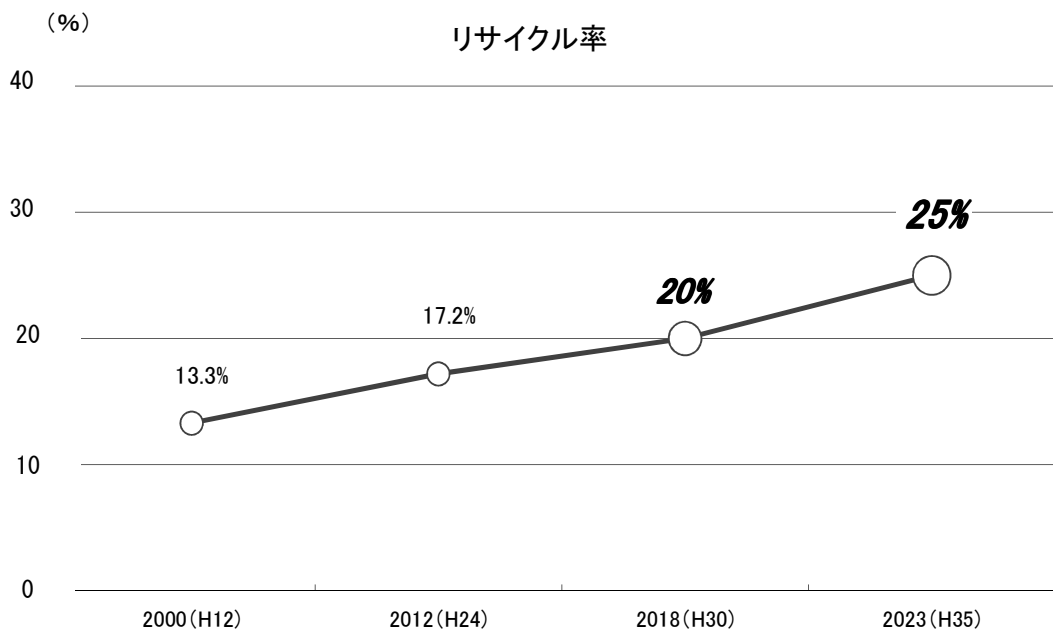
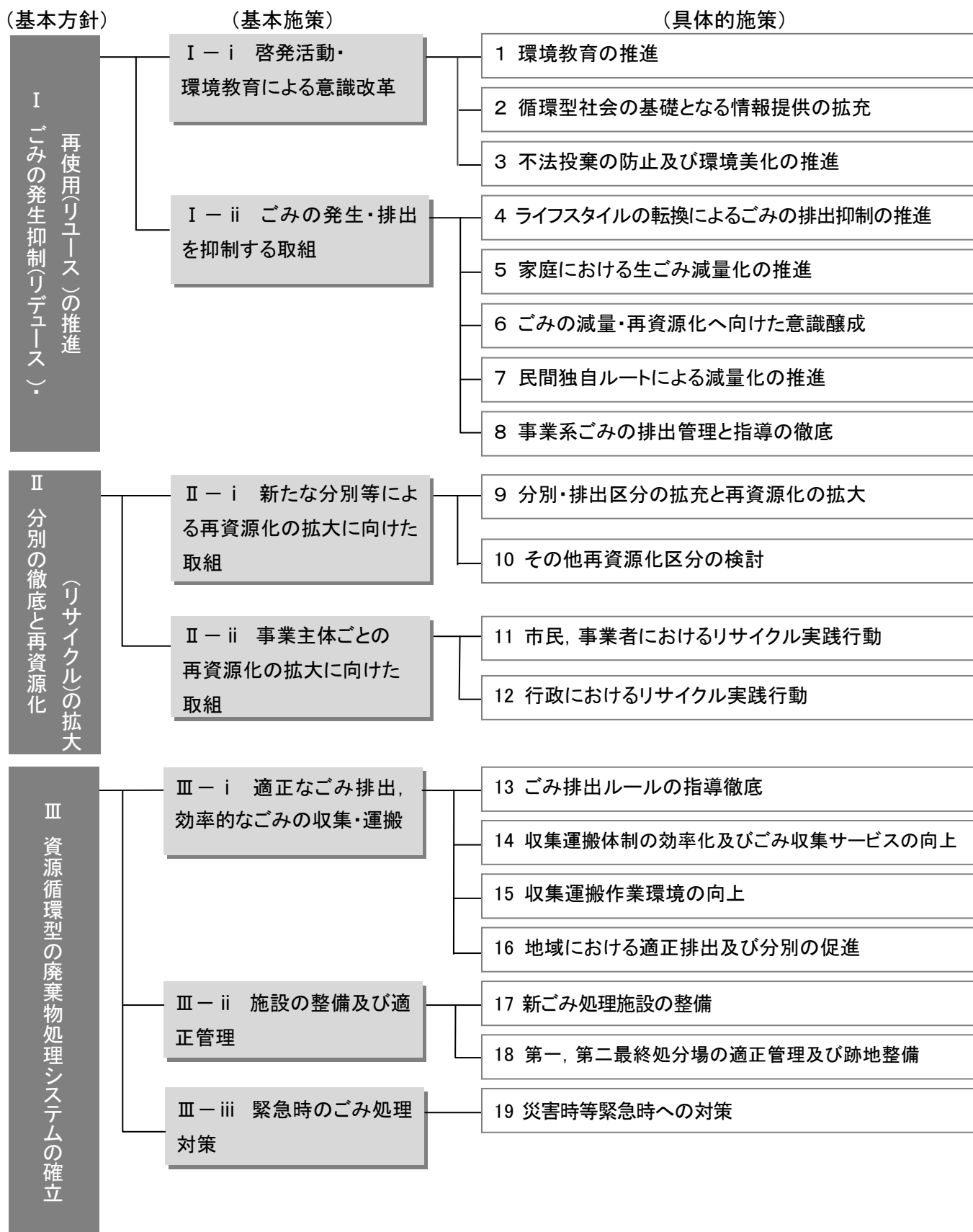


図 3-5 リサイクル率

4 施策の体系



第4章 施策の展開

1 具体的施策と主な取組

基本方針Ⅰ

ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進

Ⅰ－ⅰ 啓発活動・環境教育による意識改革

1 環境教育の推進

ごみの減量や再資源化を推進するためには、排出者となる市民及び事業者が、普段の生活において3Rを意識し、実行に移すことが重要となります。ごみ減量及び再資源化推進の意識を定着させるため、幼児から大人まで、一貫した環境教育を積極的に行うとともに、各種イベントなどを活用しながら、市民及び事業者のごみの発生抑制、再使用及び再資源化の意識高揚を図ります。

また、清掃工場やリサイクル施設等の見学会を行うなど、処理施設を活用した学習会を開催し、ごみ減量に係る学習の機会の創出を図ります。

さらに、市が地域や学校等へ出向き、ごみ減量及び再資源化に関する情報提供を図るなど、地域団体や教育機関等と連携した環境教育に努めます。

【主な取組】

- ①リサイクルセンターを拠点とした環境教育の推進
- ②環境イベントの開催（環境フェスタ、親と子のごみ減量教室等）
- ③ごみ処理施設の見学会等の開催
- ④出前講座

2 循環型社会の基礎となる情報提供の拡充

循環型社会の構築に向けては、ごみを出す市民一人ひとりや事業者の理解と協力、さらには自主的行動が必要となることから、市は、市民や事業者にわかり易い情報提供を行うため、広報・啓発を推進していきます。

また、市民はもとより、より多くの方に情報を伝達できるよう、産・学・官の連携等により、インターネットやスマートフォンなどのメディア（情報の伝達媒体）の活用を拡大を図り、積極的な情報提供に努めます。

【主な取組】

- ①新たなごみ関連刊行物の発行
- ②タイヤや消火器など、市で処理できない物の処理方法等の周知

- ③エコ・ショップ認定事業所の拡充
- ④ホームページ等を活用した情報提供の充実
- ⑤ごみ減量に関する情報の発信及び周知

3 不法投棄の防止及び環境美化の推進

良好な地域環境を保全し、安心・快適な生活を送るためには、広場や道路等のごみの散乱を防ぎ、不法投棄のないまちづくりを進める必要があります。

現況（2012（H24）年度）では、不法投棄の通報箇所数は137か所となっておりますが、6水総において、2023（H35）年度には80か所に減少させることを目標指標としております。

このため、市においては、不法投棄されない環境づくりのための啓発や不法投棄防止監視員と連携した監視活動の実施・強化を進めるとともに、不法投棄防止監視カメラを増設するなど、不法投棄や不適正排出への対策を強化します。

また、関係諸団体との連携により、環境美化に向けたキャンペーンなどの啓発活動を実施します。

【主な取組】

- ①ごみの不法投棄防止への意識啓発
- ②ごみの不法投棄防止監視活動の推進
- ③環境美化キャンペーン活動の実施

I - ii ごみの発生・排出を抑制する取組

4 ライフスタイルの転換によるごみの排出抑制の推進

使い捨て中心の社会から、使える物は繰り返し使う社会への転換に向け、再使用に係る情報を提供するなど、ごみの排出抑制を目指します。

また、県の推進するレジ袋削減事業や簡易包装の推進に取り組む事業者と連携し、家庭系ごみの発生抑制を図るとともに、再生紙や再生繊維による衣料など、再資源化された品物（リサイクル品）を優先的に購入するよう、環境に配慮した消費行動の拡大を図ります。

【主な取組】

- ①再使用品の情報提供等によるリユースの推進
- ②マイバッグ持参の推進
- ③リサイクル品の優先購入の推進

5 家庭における生ごみ減量化の推進

生ごみは、多量の水分を含んでいるため、排出量に占める割合が高く、生ごみの水切りや分別による堆肥化等への有効活用を徹底することにより、生ごみの排出量を抑制する必要があります。

これまでも、市民団体の協力を得て、生ごみリサイクル講習会等を実施してきましたが、さらなる生ごみの減量を推進するため、減量化に関する心構えや方法などの情報提供に努めるなど、取組の強化を進めます。

また、生ごみ処理機器は、生ごみの堆肥化や減量化につながる有効な手段であることから、購入費補助制度の周知を図ります。

【主な取組】

- ①講座・刊行物等による生ごみ抑制に係る情報提供
- ②生ごみ処理機器購入費補助制度の周知

6 ごみの減量・再資源化へ向けた意識醸成

2006（H18）年度に導入した家庭系ごみの有料制について、その効果を検証するとともに、適正なごみ処理の運営確保に向け、ごみ処理手数料の見直しについて検討します。

また、現在、集団資源物回収優良団体として、ごみの減量化・再資源化に取り組んでいる市民団体を対象に表彰を行っていますが、事業者においても、積極的にごみの減量化・再資源化への取組を行っていることから、表彰制度の対象の拡充を図ります。

【主な取組】

- ①家庭系ごみの有料制導入による効果の検証
- ②ごみ処理手数料の見直しの検討
- ③ごみ減表彰制度の推進

7 民間独自ルートによる減量化の推進

事業系ごみの排出抑制・再資源化を推進するため、事業者に対して、分別の徹底等の啓発・指導を行うとともに、一般廃棄物収集運搬業者等と連携した民間独自ルートでの再資源化を推進します。

また、事務所において、従来、紙くずとして処理されてきたシュレッダーくずなどの再利用を図るため、その再資源化ルートの確立に向けた検討を進めます。

【主な取組】

- ①適正な分別及び再資源化の啓発・指導
- ②シュレッダーくずなどの再資源化ルートの確立に向けた検討

8 事業系ごみの排出管理と指導の徹底

事業系ごみについて、ごみ量の実態把握等を行うため、一般廃棄物収集運搬業者等と連携して調査を実施するとともに、多量にごみを排出する事業者に対するごみの減量の指導や事業系ごみの家庭系ごみへの混入防止の指導について、強化を進めます。

また、事業者に対し、一般廃棄物収集運搬業者等と連携した分別及び適正排出の徹底、ごみ減量セミナーの開催、実施事例情報の提供などを図ります。

さらに、事業系ごみガイドライン・マニュアルの作成を検討するとともに、排出量や事業形態に応じた新たな処理方法を検討し、実施します。

【主な取組】

- ①事業系ごみ量の実態把握のための調査
- ②多量にごみを排出する事業者に対する減量指導の強化
- ③家庭系ごみへの混入防止の指導強化
- ④一般廃棄物収集運搬業者等と連携した資源分別収集システムの形成
- ⑤事業系ごみの分別及び適正排出の周知
- ⑥事業者に対するごみ減量セミナーの開催、実施事例情報の提供
- ⑦事業系ごみガイドライン・マニュアルの作成の検討
- ⑧事業系ごみの適正な処理運営及び新たな処理方法の検討、実施

基本方針Ⅱ

分別の徹底と再資源化（リサイクル）の拡大

Ⅱ－ⅰ 新たな分別等による再資源化の拡大に向けた取組

9 分別・排出区分の拡充と再資源化の拡大

既に分別収集（拠点回収及び集団資源物回収）、再資源化を実施しているペットボトルに加え、プラスチック製容器包装について、リサイクルセンターの整備に合わせ、集積所での分別収集を開始します。

また、ごみ処理量の削減とさらなる再資源化、適正排出を目指すため、使用済小型家電について対象品目を拡充するとともに、スプレー缶、蛍光灯、乾電池などの有害ごみについて分別区分の見直しを行います。

さらに、市民の利便性と超高齢社会等に対応した収集体制を構築するため、水戸地区・常澄地区において、申込制による家具などの粗大ごみの戸別収集を実施します。

【主な取組】

- ①ペットボトル及びプラスチック製容器包装の集積所における分別収集の実施
- ②使用済小型家電の対象品目の拡充
- ③有害ごみの分別区分の見直し
- ④申込制による粗大ごみの戸別収集

10 その他再資源化区分の検討

事業系生ごみについては、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）により、事業者自らが再資源化に取り組むよう規定されましたが、ごみ減量をさらに促進するため、実態調査を行うとともに、生ごみの再資源化に係る情報を事業者へ提供し、再資源化を推進します。

また、新聞紙、ダンボール、紙パック、その他の紙類（雑誌、書籍、広告紙、ボール紙、紙袋、ノート、パンフレットなど）の分別収集を行っていますが、紙製容器包装であるスナック菓子箱などの小さな紙類や包装紙などは燃えるごみとして出されていることから、その実態を把握するとともに、再資源化のための収集方法等の検討を進めます。

さらに、新ごみ処理施設の整備に合わせ、焼却灰等の有効利用を図ります。

【主な取組】

- ①事業系生ごみの再資源化に関する調査及び再資源化の推進
- ②紙製容器包装の再資源化に関する調査及び収集方法等の検討
- ③ごみ焼却灰等の有効利用

1.1 市民、事業者におけるリサイクル実践行動

地球環境への負荷の低減に向け、資源を有効活用するためには、市民一人ひとりがごみの分別・再資源化を意識し、リサイクル実践行動に取り組むことが重要であるため、市ホームページやソーシャルネットワークサービス（SNS）を活用するなど、情報提供に努めます。

また、集団資源物回収については、協力団体の意向を踏まえた品目の指定や協力団体の拡充等を行い、回収量の増を図ります。

さらに、事業者が自主的に取り組む店頭回収については、取組事業者の拡大を推進します。

【主な取組】

- ①フリーマーケットやリサイクルショップ等の関連情報提供システムへの登録促進
- ②集団資源物回収の充実
- ③店頭及び回収拠点等の拡大

1.2 行政におけるリサイクル実践行動

市民及び事業者が自主的に取り組む再使用や資源物回収等の関連情報について、その提供を行う環境づくりを進めます。

また、職員のごみ減量や再資源化に対する意識を徹底し、公共施設における資源物回収を率先して実施するとともに、学校給食等の生ごみの再資源化を推進するほか、公園等のせん定枝の活用など、緑のリサイクルを進めます。

【主な取組】

- ①フリーマーケットやリサイクルショップ等の関連情報提供システムの構築
- ②集団資源物回収の啓発及び促進
- ③職員の減量意識の徹底
- ④学校給食等における生ごみの再資源化の実施
- ⑤公園等のせん定枝の活用推進

基本方針Ⅲ 資源循環型の廃棄物処理システムの確立

Ⅲ－i 適正なごみ排出，効率的なごみの収集・運搬

1.3 ごみ排出ルールの指導徹底

集積所の清潔保持と管理強化を図るため，地域団体等の協力を得ながら，ごみ排出ルールの指導を行うとともに，自治会未加入者，外国人市民等に対し，ごみの分け方と出し方の周知・徹底を図ります。

また，事業系ごみについては，定期的な搬入物の検査を実施するなど，清掃工場等へ搬入されるごみの搬入状況の把握に努めるとともに，適正な搬入に向けた指導の強化を行います。

【主な取組】

- ①ごみ排出ルールの指導
- ②自治会未加入者，外国人市民等に対するごみの分け方と出し方の周知徹底
- ③搬入物検査の実施及び適正搬入に向けた指導

1.4 収集運搬体制の効率化及びごみ収集サービスの向上

収集品目，地域別ごみ収集量，収集経路，市民の利便性等を踏まえ，収集運搬体制の効率化を図ります。

また，超高齢社会に対応した収集サービスについて，地域の市民ボランティア団体等と連携した取組を進めます。

さらに，水戸地区・常澄地区において，市民の利便性の向上やリユース効果の促進を図るため，申込制による家具などの粗大ごみの戸別収集を行います。

【主な取組】

- ①再資源化と適正処理に適した収集運搬体制の確立
- ②収集運搬における民間活力の活用の検討
- ③ごみの排出等に係るボランティア団体との連携
- ④申込制による粗大ごみの戸別収集（再掲）

15 収集運搬作業環境の向上

収集運搬作業の安全性や効率性を高め、良好な作業環境を確保するため、職員研修等を充実させるとともに、スプレー缶等の有害ごみの分別区分の見直しを行います。

また、ごみ収集による環境への負荷低減を図るため、低公害車等の導入を検討します。

【主な取組】

- ①労働安全研修会の実施と職員の意識向上
- ②有害ごみの分別区分の見直し（再掲）
- ③環境負荷の少ない収集車の導入の検討

16 地域における適正排出及び分別の促進

町内会や自治会において、ごみの分け方・出し方等の勉強会を開催するなど、地域と連携しながら、集積所へのごみの適正な排出及び正しい分別を促進します。

【主な取組】

- ①地域と連携した適正排出・分別に向けた取組の強化

Ⅲ－ⅱ 施設の整備及び適正管理

17 新ごみ処理施設の整備

廃棄物の効率的な処理に向け、新ごみ処理施設として、ごみ焼却施設、リサイクルセンターを整備するほか、生活環境向上施設などの一体的な整備を推進します。ごみ焼却施設の整備に当たっては、環境への負荷を最小限に抑える最新技術を導入し、環境保全・公害防止対策に万全の措置を講じ、ごみを安定的・効率的に処理するとともに、資源の有効利用が図れる施設とします。また、災害廃棄物の処理拠点として、災害廃棄物の処理を考慮した施設整備を進めます。さらに、焼却処理時に発生する熱エネルギーの有効利用方法について検討を進めます。

また、燃えないごみの破碎処理とびん・缶、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の再資源化を促進するための、リサイクルセンターの整備に当たっては、不用品の補修、再生品の展示等を実施するとともに、ごみ減量、再使用等に係る環境教育を行えるよう、啓発機能を併せ持つ交流拠点施設として検討します。

さらに、新施設と連携した新たな最終処分場の整備を進めます。

なお、小吹清掃工場については、適正な維持管理等、機能保全を進めるとともに、跡地の整備については、植物公園と一体となった新たな公園等の整備を推進します。

常澄地区、内原地区の中間処理等を共同で行う一部事務組合については、市域全域での単独処理への移行等に向けた協議を進めます。

【整備する施設の概要】

施設名		処理能力及び処理方式等	
新ごみ 処理施設	ごみ焼却 施設	処理能力	約 370t/日 (123.4t/日×3 炉)
		処理方式	ストーカ方式 (主灰の有効活用に資する設備を含む。), ガス化熔融方式 (シャフト式又は流動床式) のいずれか
	リサイクル センター	処理能力	約 60t/日 (燃えないごみ 20t/日, 資源物 40t/日)
		処理方式	燃えないごみ: 破碎, 選別 資源物: 選別, 圧縮, 梱包
最終処分場		埋立容量	約 128,000m ³ (覆土量を含む。)
		埋立対象物	飛灰固化物, 不燃破碎残渣
		埋立地の構造	被覆型最終処分場

※ ごみ焼却施設及びリサイクルセンターの処理能力、最終処分場の埋立容量については、今後、施設整備の実施方針等を策定する中で精査し、決定していくものとする。

【主な取組】

- ①高効率発電施設として機能するごみ焼却施設の整備
- ②環境教育の場及びリユース推進の場としても機能するリサイクルセンターの整備
- ③新たな最終処分場の整備
- ④小吹清掃工場の機能保全及び跡地の整備
- ⑤市域全域での単独処理への移行等に向けた一部事務組合との協議

18 第一、第二最終処分場の適正管理及び跡地整備

1995 (H7) 年 2 月に埋立てを完了した第一最終処分場跡地については、今後とも公園としての跡地利用を継続できるよう、周辺の環境保全と適正管理に努めます。

また、現在埋立てを行っている第二最終処分場については、定期的に水質検査等を行い、結果を公表するなど、引き続き、排水基準等を遵守した適正な維持管理に努めます。また、処分場の延命化を図るため、埋立物の減量化と搬入物管理を徹底します。

さらに、第二最終処分場については、埋立て完了後の跡地について、周辺環境との調和や地元住民の要望などを踏まえた施設として検討し、整備を進めます。

【主な取組】

- ①第一最終処分場跡地及び第二最終処分場の適正管理
- ②第二最終処分場跡地の整備に向けた検討、整備

19 災害時等緊急時への対策

水戸市地域防災計画に基づき、災害廃棄物の適正な処理を行うための清掃計画の策定を進め、災害廃棄物の撤去や処理等を適正に行います。

また、災害発生時における他の自治体や関係諸団体との連携を強化します。

さらに、災害発生時に必要な設備や機材の確保など、その対策と整備を図ります。

【主な取組】

- ①地域防災計画に基づく清掃計画の策定
- ②災害廃棄物の適正処理及び再資源化
- ③周辺自治体との連携強化
- ④災害時のごみ処理に係る相互応援・支援体制の確立
- ⑤廃棄物処理施設の防災体制の整備

2 重点的な取組

基本方針Ⅰ ごみの発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)の推進

基本施策Ⅰ－ⅰ 啓発活動・環境教育による意識改革

具体的施策1 環境教育の推進

- ①リサイクルセンターを拠点とした環境教育の推進

具体的施策2 循環型社会の基礎となる情報提供の拡充

- ④ホームページ等を活用した情報提供の充実

具体的施策3 不法投棄の防止及び環境美化の推進

- ②ごみの不法投棄防止監視活動の推進

基本施策Ⅰ－ⅱ ごみの発生・排出を抑制する取組

具体的施策4 ライフスタイルの転換によるごみの排出抑制の推進

- ①再使用品の情報提供等によるリユースの推進

具体的施策6 ごみの減量・再資源化へ向けた意識醸成

- ①家庭系ごみの有料制導入による効果の検証
- ②ごみ処理手数料の見直しの検討

具体的施策7 民間独自ルートによる減量化の推進

- ②シュレッダーくずなどの再資源化ルートの確立に向けた検討

具体的施策8 事業系ごみの排出管理と指導の徹底

- ②多量にごみを排出する事業者に対する減量指導の強化

基本方針Ⅱ 分別の徹底と再資源化(リサイクル)の拡大

基本施策Ⅱ－ⅰ 新たな分別等による再資源化の拡大に向けた取組

具体的施策9 分別・排出区分の拡充と再資源化の拡大

- ①ペットボトル及びプラスチック製容器包装の集積所における分別収集の実施
- ②使用済小型家電の対象品目の拡充

具体的施策10 その他再資源化区分の検討

- ③ごみ焼却灰等の有効利用

基本方針Ⅲ 資源循環型の廃棄物処理システムの確立

基本施策Ⅲ－ⅱ 施設の整備及び適正管理

具体的施策17 新ごみ処理施設の整備

- ①高効率発電施設として機能するごみ焼却施設の整備
- ②環境教育の場及びリユース推進の場としても機能するリサイクルセンターの整備
- ③新たな最終処分場の整備
- ④小吹清掃工場の機能保全及び跡地の整備

具体的施策18 第一、第二最終処分場の適正管理及び跡地整備

- ①第一最終処分場跡地及び第二最終処分場の適正管理
- ②第二最終処分場跡地の整備に向けた検討、整備

施策における主な取組のスケジュール

I - i 啓発活動・環境教育による意識改革		2014(H26)～2018(H30)	2019(H31)～2023(H35)
1 環境教育の推進			
1-①	リサイクルセンターを拠点とした環境教育の推進	計画	実施
1-②	環境イベントの開催（環境フェスタ、親と子のごみ減量教室等）	実施	点検・実施
1-③	ごみ処理施設の見学会等の開催	実施	点検・実施
1-④	出前講座	実施	点検・実施
2 循環型社会の基礎となる情報提供の拡充			
2-①	新たなごみ関連刊行物の発行	計画・実施	実施
2-②	タイヤや消火器など、市で処理できない物の処理方法等の周知	実施	点検・実施
2-③	エコ・ショップ認定事業所の拡充	実施	点検・実施
2-④	ホームページ等を活用した情報提供の充実	実施	点検・実施
2-⑤	ごみ減量に関する情報の発信及び周知	実施	点検・実施
3 不法投棄の防止及び環境美化の推進			
3-①	ごみの不法投棄防止への意識啓発	実施	点検・実施
3-②	ごみの不法投棄防止監視活動の推進	実施	点検・実施
3-③	環境美化キャンペーン活動の実施	実施	点検・実施
I - ii ごみの発生・排出を抑制する取組		2014(H26)～2018(H30)	2019(H31)～2023(H35)
4 ライフスタイルの転換によるごみの排出抑制の推進			
4-①	再使用品の情報提供等によるリユースの推進	実施	点検・実施
4-②	マイバッグ持参の推進	実施	点検・実施
4-③	リサイクル品の優先購入の推進	実施	点検・実施

5 家庭における生ごみ減量化の推進		
5-①	講座・刊行物等による生ごみ抑制に係る 情報提供	実施 → 点検・実施
5-②	生ごみ処理機器購入費補助制度の周知	実施 → 点検・実施
6 ごみの減量・再資源化へ向けた意識醸成		
6-①	家庭系ごみの有料制導入による効果の検証	実施 → 実施
6-②	ごみ処理手数料の見直しの検討	計画 → 実施
6-③	ごみ減量表彰制度の推進	実施 → 点検・実施
7 民間独自ルートによる減量化の推進		
7-①	適正な分別及び再資源化の啓発・指導	計画・実施 → 実施
7-②	シュレッダーくずなどの再資源化ルートの 確立に向けた検討	計画・実施 → 実施
8 事業系ごみの排出管理と指導の徹底		
8-①	事業系ごみ量の実態把握のための調査	実施 → 点検・実施
8-②	多量にごみを排出する事業者に対する減量指導 の強化	実施 → 点検・実施
8-③	家庭系ごみへの混入防止の指導強化	実施 → 点検・実施
8-④	一般廃棄物収集運搬業者等と連携した資源分別 収集システムの形成	実施 → 点検・実施
8-⑤	事業系ごみの分別及び適正排出の周知	実施 → 点検・実施
8-⑥	事業者に対するごみ減量セミナーの開催，実施 事例情報の提供	実施 → 点検・実施
8-⑦	事業系ごみガイドライン・マニュアルの作成の 検討	実施 → 点検・実施
8-⑧	事業系ごみの適正な処理運営及び新たな処理方 法の検討，実施	計画・実施 → 実施
II-i 新たな分別等による再資源化の拡大に向けた取組		2014(H26)～2018(H30) 2019(H31)～2023(H35)
9 分別・排出区分の拡充と再資源化の拡大		
9-①	ペットボトル及びプラスチック製容器包装の集 積所における分別収集の実施	計画 → 実施

	9-② 使用済小型家電の対象品目の拡充	計画・実施	実施
	9-③ 有害ごみの分別区分の見直し	計画	実施
	9-④ 申込制による粗大ごみの戸別収集	計画	実施
10 その他再資源化区分の検討			
	10-① 事業系生ごみの再資源化に関する調査及び再資源化の推進	計画・実施	実施
	10-② 紙製容器包装の再資源化に関する調査及び収集方法等の検討	計画・実施	実施
	10-③ ごみ焼却灰等の有効利用	計画	実施
II-ii 事業主体ごとの再資源化の拡大に向けた取組		2014(H26)～2018(H30)	2019(H31)～2023(H35)
11 市民、事業者におけるリサイクル実践行動			
	11-① フリーマーケットやリサイクルショップ等の関連情報提供システムへの登録促進	実施	点検・実施
	11-② 集団資源物回収の充実	実施	点検・実施
	11-③ 店頭及び回収拠点等の拡大	実施	点検・実施
12 行政におけるリサイクル実践行動			
	12-① フリーマーケットやリサイクルショップ等の関連情報提供システムの構築	実施	点検・実施
	12-② 集団資源物回収の啓発及び促進	実施	点検・実施
	12-③ 職員の減量意識の徹底	実施	点検・実施
	12-④ 学校給食等における生ごみの再資源化の実施	実施	点検・実施
	12-⑤ 公園等のせん定枝の活用推進	実施	点検・実施
III-i 適正なごみ排出，効率的なごみの収集・運搬		2014(H26)～2018(H30)	2019(H31)～2023(H35)
13 ごみ排出ルールの指導徹底			
	13-① ごみ排出ルールの指導	実施	点検・実施
	13-② 自治会未加入者，外国人市民等に対するごみの分け方と出し方の周知徹底	実施	点検・実施

	13-③ 搬入物検査の実施及び適正搬入に向けた指導	----->	----->
		計画	実施
14	収集運搬体制の効率化及びごみ収集サービスの向上		
	14-① 再資源化と適正処理に適した収集運搬体制の確立	----->	----->
		実施	点検・実施
	14-② 収集運搬における民間活力の活用の検討	----->	----->
		計画	実施
	14-③ ごみの排出等に係るボランティア団体との連携	----->	----->
		実施	点検・実施
	14-④ 申込制による粗大ごみの戸別収集（再掲）	----->	----->
		計画	実施
15	収集運搬作業環境の向上		
	15-① 労働安全研修会の実施と職員の意識向上	----->	----->
		実施	点検・実施
	15-② 有害ごみの分別区分の見直し（再掲）	----->	----->
		計画	実施
	15-③ 環境負荷の少ない収集車の導入の検討	----->	----->
		実施	点検・実施
16	地域における適正排出及び分別の促進		
	16-① 地域と連携した適正排出・分別に向けた取組の強化	----->	----->
		実施	点検・実施
Ⅲ- ii 施設の整備及び適正管理		2014(H26)～2018(H30)	2019(H31)～2023(H35)
17	新ごみ処理施設の整備		
	17-① 高効率発電施設として機能するごみ焼却施設の整備	----->	----->
		実施	点検・実施
	17-② 環境教育の場及びリユース推進の場としても機能するリサイクルセンターの整備	----->	----->
		計画	実施
	17-③ 新たな最終処分場の整備	----->	----->
		実施	点検・実施
	17-④ 小吹清掃工場の機能保全及び跡地の整備	----->	----->
		実施	点検・実施
	17-⑤ 市域全域での単独処理への移行等に向けた一部事務組合との協議	----->	----->
		計画・実施	実施
18	第一、第二最終処分場の適正管理及び跡地整備		
	18-① 第一最終処分場跡地及び第二最終処分場の適正管理	----->	----->
		実施	点検・実施
	18-② 第二最終処分場跡地の整備に向けた検討、整備	----->	----->
		実施	点検・実施

Ⅲ-iii 緊急時のごみ処理対策	2014(H26)～2018(H30) 2019(H31)～2023(H35)	
19 災害時等緊急時への対策		
19-① 地域防災計画に基づく清掃計画の策定	計画・実施	実施
19-② 災害廃棄物の適正処理及び再資源化	実施	点検・実施
19-③ 周辺自治体との連携強化	実施	点検・実施
19-④ 災害時のごみ処理に係る相互応援・支援体制の確立	実施	点検・実施
19-⑤ 廃棄物処理施設の防災体制の整備	実施	点検・実施

第5章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

目標達成に向けて、市民・事業者・行政がそれぞれの立場でごみの減量化、再資源化に向けた取組を実践するだけでなく、連携・協力し、積極的に取り組むことがより重要となります。目標達成に向けた本計画の推進体制、役割は次のとおりです。

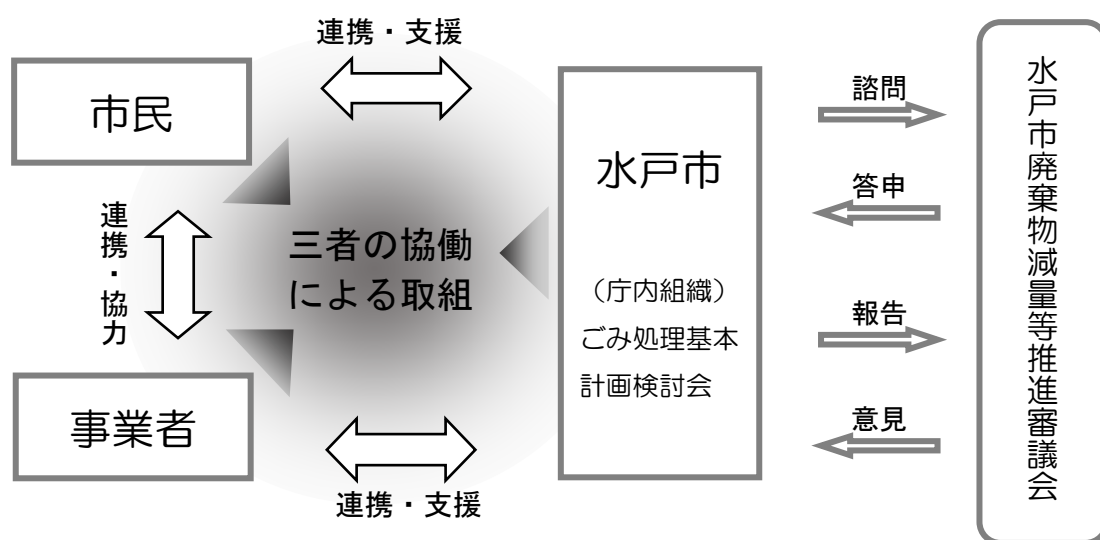


図 5-1 計画の推進体制

【市民の役割】

- ・ごみの発生の抑制，再使用の推進により，ごみの減量に努めます。
- ・ごみの減量及び適正な処理に関する市の施策に協力します。

【事業者の役割】

- ・事業活動に伴って生じたごみを自らの責任において適正に処理します。
- ・ごみの発生の抑制，再使用の推進により，ごみの減量に努めます。
- ・ごみの減量及び適正な処理に関する市の施策に協力します。

【行政の役割】

- ・ごみの減量及び適正な処理を図るため，ごみの発生の抑制，再使用の促進等に関する必要な措置を講じます。
- ・ごみの減量及び適正な処理に関し，市民の自主的な活動の促進及び支援に努めます。
- ・ごみの減量及び適正な処理に関し，市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めます。
- ・施策の実施及びその結果については，水戸市廃棄物減量等推進審議会による評価を受けます。

【具体的な役割の例】

<p>市民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て商品・容器の使用を避ける。 ・捨てる前に修理，再使用，再資源化できるかを考える。 ・再生品，詰め替え品，環境にやさしいエコマーク商品等を積極的に利用する。 ・過剰包装等不必要なサービスは断る。 ・マイバッグ，マイバスケット等を利用し，レジ袋は断る。 ・生ごみの水切りを実施する。 ・分別を徹底し，資源回収できるものはごみとして出さないようにする。
<p>事業者の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易包装を実施し，レジ袋の減量に努める。 ・再生資源を利用した商品の製造，販売に努める。 ・店頭での資源物回収など，自主的なリサイクル活動に積極的に努める。 ・事業活動に伴って排出する廃棄物の減量・再資源化に積極的に努める。 ・排出したごみについて，排出者としての責任を持つ。 ・市の行うごみ減量・再資源化施策に積極的に協力する。
<p>行政の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民，事業者に対するごみ減量・再資源化の推進について，周知啓発を実施する。 ・市民，事業者へごみに関する情報を提供する。 ・学校教育における環境教育の充実を図る。 ・ごみ減量に関する有効な施策を実行する。 ・ごみの安定的かつ効率的な収集，処理体制の確立を図る。 ・資源物の効果的な回収に努め，再資源化を図る。

2 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、循環型社会の構築に向けた目標の達成状況や各施策の進捗状況を把握し、Plan(計画の策定・見直し)、Do(施策の実施・運用)、Check(施策の評価)、Action(検討・改善)によるPDCAサイクル手法により進行管理を行います。

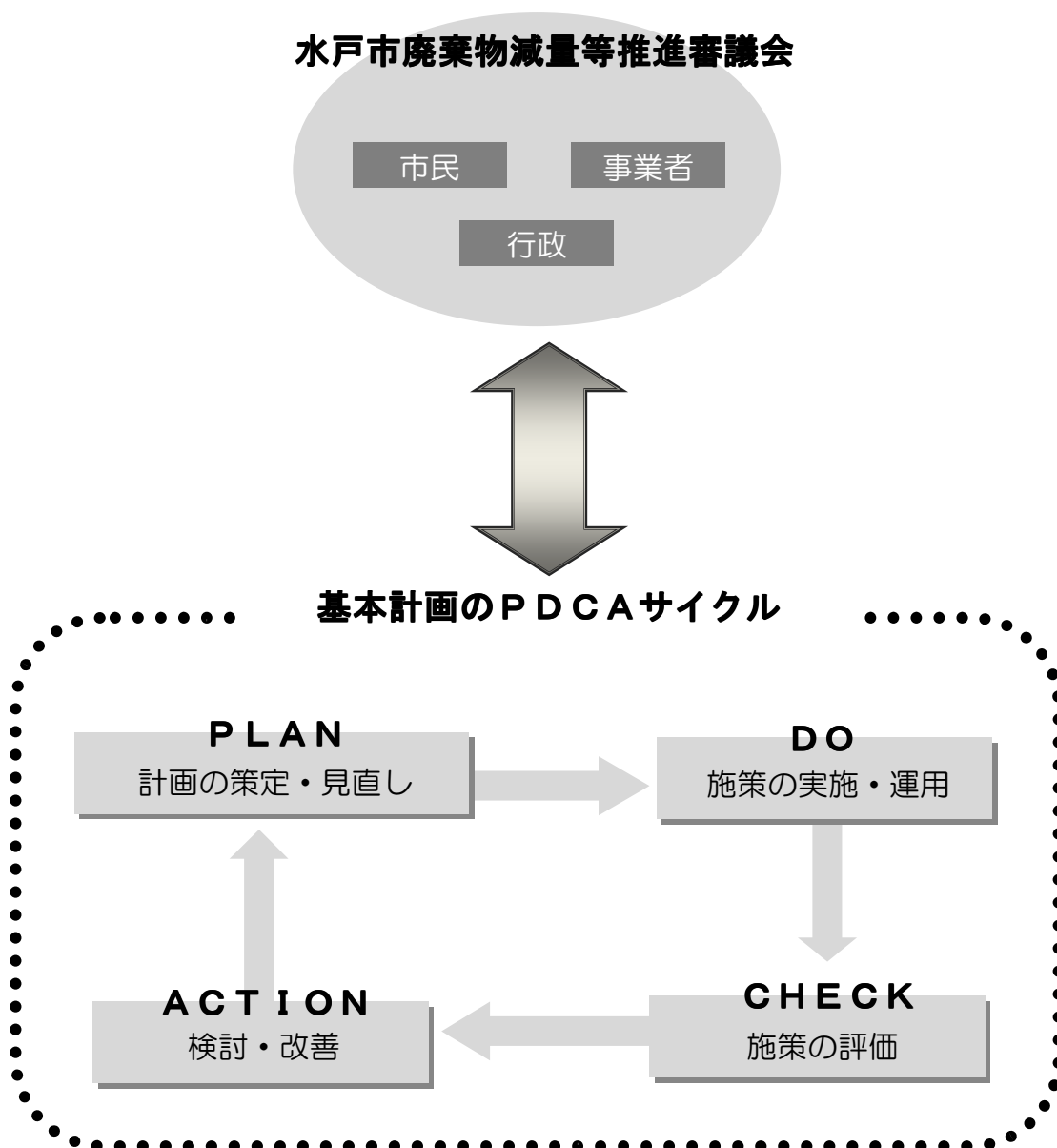


図 5-2 PDCA サイクル

資料編

1 国内の法体系

(1) 循環型社会形成推進基本法

2001（H13）年に施行された循環型社会形成推進基本法は、対象物を廃棄物等として一体的にとらえ、廃棄物等の発生抑制、再使用、循環利用、適正処分を規定し、循環型社会の姿を明確化するとともに、そのための基本理念として「排出者責任」と「拡大生産者責任」の考えを定めています。

また、2013（H25）年5月に策定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会のあるべき姿を示し、循環型社会形成のための目標数値を設定するとともに、国及びその他の主体の取組の方向性が示されています。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物処理法は、1970（S45）年に施行された法律で、廃棄物の定義、廃棄物の排出抑制、適正な処理（運搬、処分、再生など）、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

(3) 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

資源有効利用促進法は、事業者による製品の回収・再生利用の実施などの対策を強化するとともに、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制対策や、回収した製品からの部品等の再使用対策を講じるなど、事業者に対する3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を求める法律で、2001（H13）年に施行されています。

(4) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

小型家電リサイクル法は、デジタルカメラやゲーム機等の小型電子機器に含まれる金や銅、レアメタル等の再資源化を促進するため、使用済小型家電の再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律で、2013（H25）年に施行されています。

(5) 容器包装に係る分別収集及び再商品化促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

容器包装リサイクル法は、一般の家庭でごみとなって排出される、商品の容器や包装に使われた廃棄物（びん、缶、スナック菓子の袋、ペットボトル、レジ袋など）をリサイクルする目的で作られた法律で、2000（H12）年に施行されています。従来は市町村だけが全面的に責任を担っていた容器包装廃棄物の処理を、消費者は分別して排出、市町村による分別収集、事業者（容器の製造事業者・容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者）は再商品化（リサイクル）するという、3者の役割分担を定めたものです。

(6) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

家電リサイクル法は、家電製品のリサイクル（再商品化）をメーカーに義務づけ、廃家電製品の

再資源化を通して環境を保全することを目的として作られた法律で、2001（H13）年に施行されています。家電4品目について、小売業者による引取り及び製造業者等による再商品化等（リサイクル）が義務付けられ、消費者には、家電4品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどをそれぞれの役割分担として定めています。

（7）食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

食品リサイクル法は、食品の売れ残りや食べ残しにより発生する食品廃棄物及び食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と再生利用に関する基本的事項を定め、食品廃棄物食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品に係る資源の有効利用及び循環資源の再生利用等を促進する法律で、2001（H13）年に施行されています。

（8）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

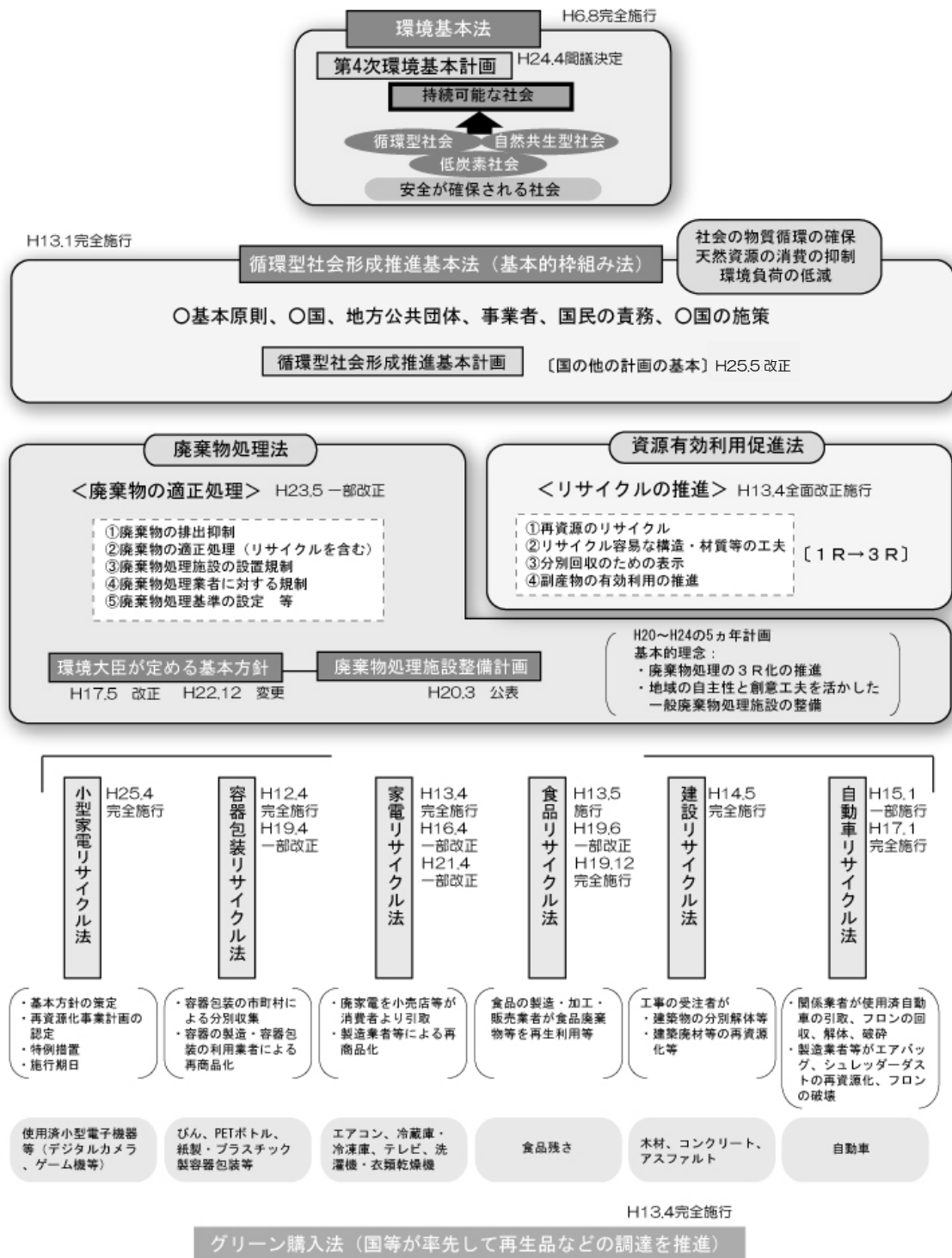
建設リサイクル法は、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた解体工事又はその施工において分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるもので、2002（H14）年に施行されています。

（9）使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

自動車リサイクル法は、自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律で、自動車製造業者・輸入業者に対し、自らが製造・輸入した自動車を使用済みになった場合に引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用は自動車の所有者が原則新車販売時に負担する等の制度を定めています。2003（H15）年に施行されています。

（10）国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

循環型社会形成のためには、再生品等の供給面の取組に加え、需要面からの取組が重要であるという観点から制定され、2001（H13）年に施行されています。国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指しています。また、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めています。



出典：環境省

(参考) 図 1-1 循環型社会の形成の推進のための法体系

2 主な関連計画の内容

1 第三次循環型社会形成推進基本計画 [2013 (H25) 年 5 月策定]

■概要

循環型社会形成推進基本法に基づき、2003 (H15) 年 3 月に策定された「循環型社会形成推進基本計画」は、策定後年数が経過した時点で内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応するための見直しが行われ、2008 (H20) 年 3 月に「第二次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。さらに、これらの様々な情勢変化に的確に対処し、社会を構成する各主体との連携の下で、環境保全を前提とし、3R (リデュース、リユース、リサイクル) の推進など、国内外における循環型社会の形成を政府全体で一体的に実行していくため、2013 (H25) 年 5 月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。

この計画は、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、「リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化」、「有用金属の回収」、「安心・安全の取組強化」、「3R 国際協力の推進」をポイントとしています。

■数値目標

一般廃棄物の減量化に関する数値目標としては、以下の3点が示されています。

(参考) 表 2-1 第三次循環型社会形成推進基本計画の目標

区 分	目標年度 (2020 (H32) 年度)
1 人 1 日当たりのごみ排出量	約 25%削減 (2000 (H12) 年度比)
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	約 25%削減 (2000 (H12) 年度比)
事業系ごみ排出量	約 35%削減 (2000 (H12) 年度比)

2 環境大臣が定める基本方針 (廃棄物処理法基本方針) [2010 (H22) 年 12 月改正]

■概要

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、2001 (H13) 年 5 月に策定された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 (以下「基本方針」という。))」は、「循環型社会形成推進基本法」及び「循環型社会形成推進基本計画」に沿って、2005 (H17) 年 5 月に改正されました。さらに、「第二次循環型社会形成推進基本計画」を受けて、2010 (H22) 年 12 月には、再び改正されています。

この基本方針は、廃棄物の適正な処理の基本的な方向として、循環型社会への転換をさらに進めていくこと、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組を進めることで、環境と経済成長とが両立する社会づくりに、より一層つながることを目指しています。この方針における一般廃棄物の減量化の目標量については、以下の3点が示されています。

■数値目標

この方針における一般廃棄物の減量化の目標量については、以下に示す3つが示されています。

(参考) 表 2-2 廃棄物処理法に基づく基本方針の目標

区 分	目標年度 (2015 (H27) 年度)
排出量	約 5%削減 (2007 (H19) 年度比)
再生利用率	約 25%に増加
最終処分量	約 22%削減 (2007 (H19) 年度比)

3 第3次茨城県廃棄物処理計画 [2011 (H23) 年3月策定]

■概要

「茨城県廃棄物処理計画」は、廃棄物処理法第5条の5第1項に基づき、国の基本方針に即して策定する計画で、2001 (H13) 年8月に策定されました。その後、2006 (H18) 年3月に「第2次茨城県廃棄物処理計画」を策定し、2011 (H23) 年3月には「第3次茨城県廃棄物処理計画」を策定しました。

この計画では、廃棄物の排出をできるだけ抑制し、廃棄物となったものは再使用、再生利用、熱回収の順に、できる限り循環的利用を行い、循環利用できないものは適正な処分を確保するという、環境と経済が調和した「循環型社会の形成」を進めることを目指しています。

■数値目標

この計画におけるごみ廃棄物の減量化の目標は、以下の3点が示されています。

(参考) 表 2-3 茨城県廃棄物処理計画の目標

区 分	目標年度 (2015 (H27) 年度)	目標設定の考え方 (2007 (H19) 年度比)
1人1日当たりのごみ排出量	949g/人・日	約5%減
再生利用率	23%	約5%増
最終処分量	94,000 t	約22%減

4 水戸市第6次総合計画ーみと魁（さきがけ）プランー [2014 (H26) 年3月策定]

■概要

水戸市は、2014 (H26) 年度から2023 (H35) 年度までの10年間のまちづくりの基本方針となる、「水戸市第6次総合計画ーみと魁プランー」を策定しました。

本プランは、水戸市の目指す将来都市像「笑顔あふれる安心快適空間 未来に躍動する魁のまち・水戸」を掲げ、その実現に向け、施策の大綱を定めるとともに、それに基づく様々な施策を進める指針となるものです。

※総合計画とは

総合計画とは、水戸市の都市づくりの基本方針となるものであり、各種計画の上位計画として、総合的かつ計画的な行政運営の指針であるとともに、市民の主体的かつ積極的な参加による都市づくりなど、市民、事業者等の社会経済活動全般の指針となるものです。

■数値目標

(参考) 表 2-4 水戸市第6次総合計画における目標

区 分	目標年度 (2023 (H35) 年度)
ごみの収集・処理や減量化・資源化の対策に満足している市民の割合 (市民1万人アンケート)	55%
1人1日当たりのごみの減量率	25%以上
リサイクル率	25%以上
不法投棄箇所数 (年間通報箇所)	80 か所

3 ごみ処理に係る経費

本市のごみ処理には近年では 29 億円程度の経費が必要となっています。近年は、2011 (H23) 年度を除き、総処理経費は減少傾向となっていますが、市民 1 人当たりのごみ処理経費はほぼ横ばいの推移となっています。

(参考) 表 3-1 ごみ処理経費

(単位：千円)

年 度		2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)
処理費 【3地区合計】	収集運搬費	1,486,407	1,439,386	1,436,964	1,424,926	1,438,769
	中間処理費	1,220,464	1,094,313	1,046,440	1,157,451	1,140,892
	最終処分費	141,937	135,749	127,845	149,698	129,641
処理費計		2,848,808	2,669,448	2,611,249	2,732,075	2,709,301
人件費等その他経費		295,272	312,434	267,662	245,888	162,631
総処理経費		3,144,080	2,981,883	2,878,911	2,977,963	2,871,932

資料：事業概要

※1 端数処理を行っているため、合計が合わないところがある。

※2 人件費等その他の経費は、基金積立金及び新ごみ処理施設整備事業費を除く。

(参考) 表 3-2 ごみ処理経費 (単価)

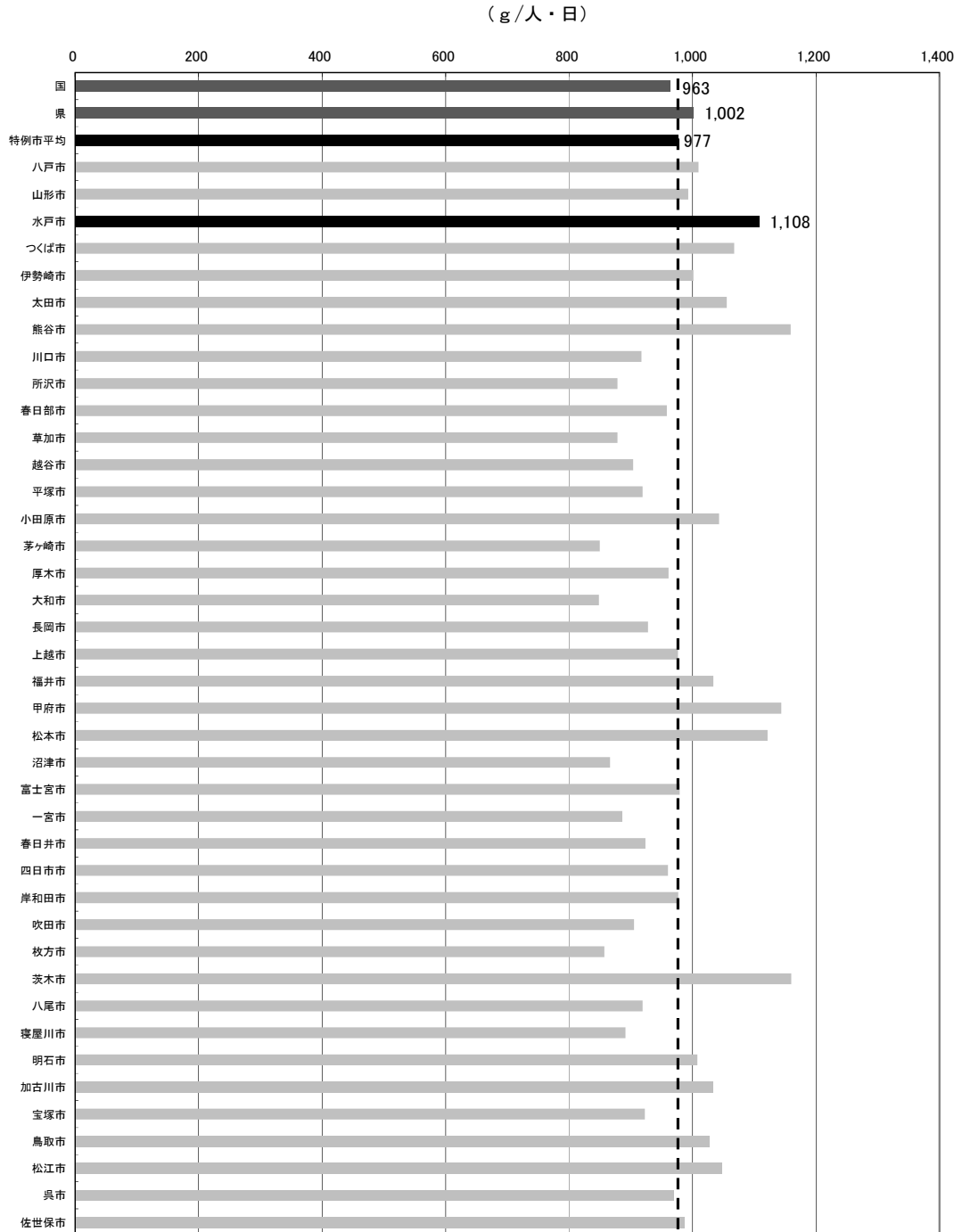
年 度	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	算出方法
収集運搬量(t)	76,359	74,870	74,982	76,496	73,861	
中間処理量(t)	105,897	102,654	101,386	103,438	100,864	
最終処分量(t)	19,490	19,292	19,286	21,108	19,076	
ごみの総排出量(t)	115,363	111,676	110,663	112,247	109,013	
人口(10月1日現在 人)	264,171	265,270	268,750	269,025	269,681	
世帯数(10月1日現在 世帯)	108,755	110,404	112,099	113,193	114,509	
収集運搬単価(円/t)	19,466	19,225	19,164	18,627	19,479	収集運搬費÷収集運搬量
中間処理単価(円/t)	11,525	10,660	10,321	11,190	11,311	中間処理費÷中間処理量
最終処分単価(円/t)	7,282	7,037	6,629	7,092	6,796	最終処分費÷最終処分量
1t当たり処理単価①(円/t)	25,018	23,904	23,597	24,340	24,853	処理費÷ごみ総排出量
1t当たり処理単価②(円/t)	27,254	26,702	26,016	26,530	26,345	総処理経費÷ごみ総排出量
1人当たり処理単価(円/人)	11,902	11,241	10,712	11,069	10,649	総処理経費÷常住人口
1世帯当たり処理単価(円/世帯)	28,910	27,009	25,682	26,309	25,080	総処理経費÷世帯数

資料：ごみ対策課調べ

4 他市のごみの排出・再資源化状況

1 1人1日当たりのごみ排出量

2012（H24）年度における特例市各市の1人1日当たりのごみ排出量を示します。本市は1,108g/人・日であり、特例市平均977g/人・日、国963g/人・日、県1,002g/人・日より多い値となっています（特例市40市中の順位は36位です。）。



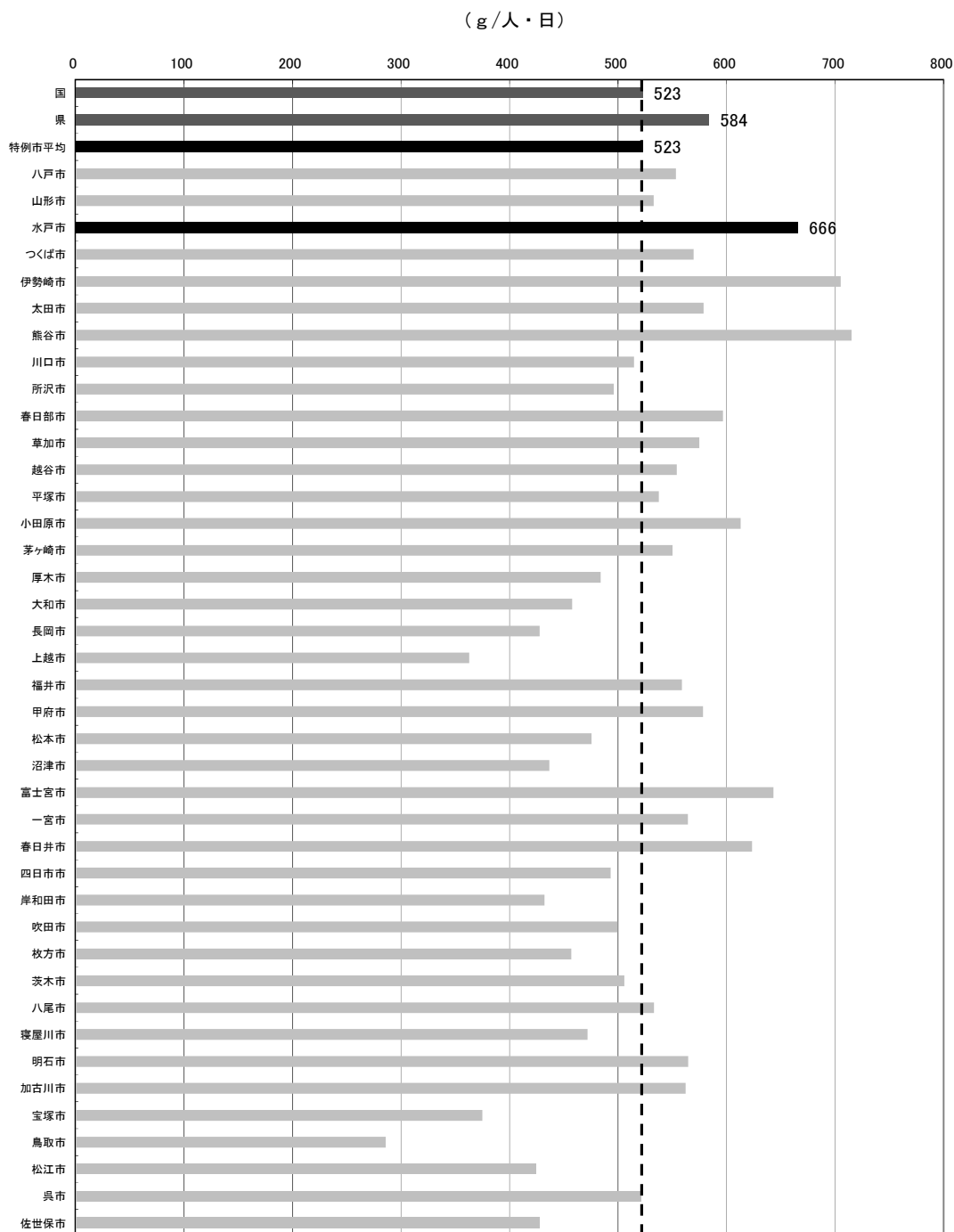
※1 2012（H24）年度 一般廃棄物処理実態調査（環境省）を基に算出した。

※2 グラフ中の破線は特例市平均を表す。

（参考）図4-1 1人1日当たりのごみ排出量

2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）

2012（H24）年度における特例市各市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）を示します。本市は666g/人・日であり、特例市平均523g/人・日、国523g/人・日、県584g/人・日より多い値となっています（特例市40市中の順位は38位です。）。



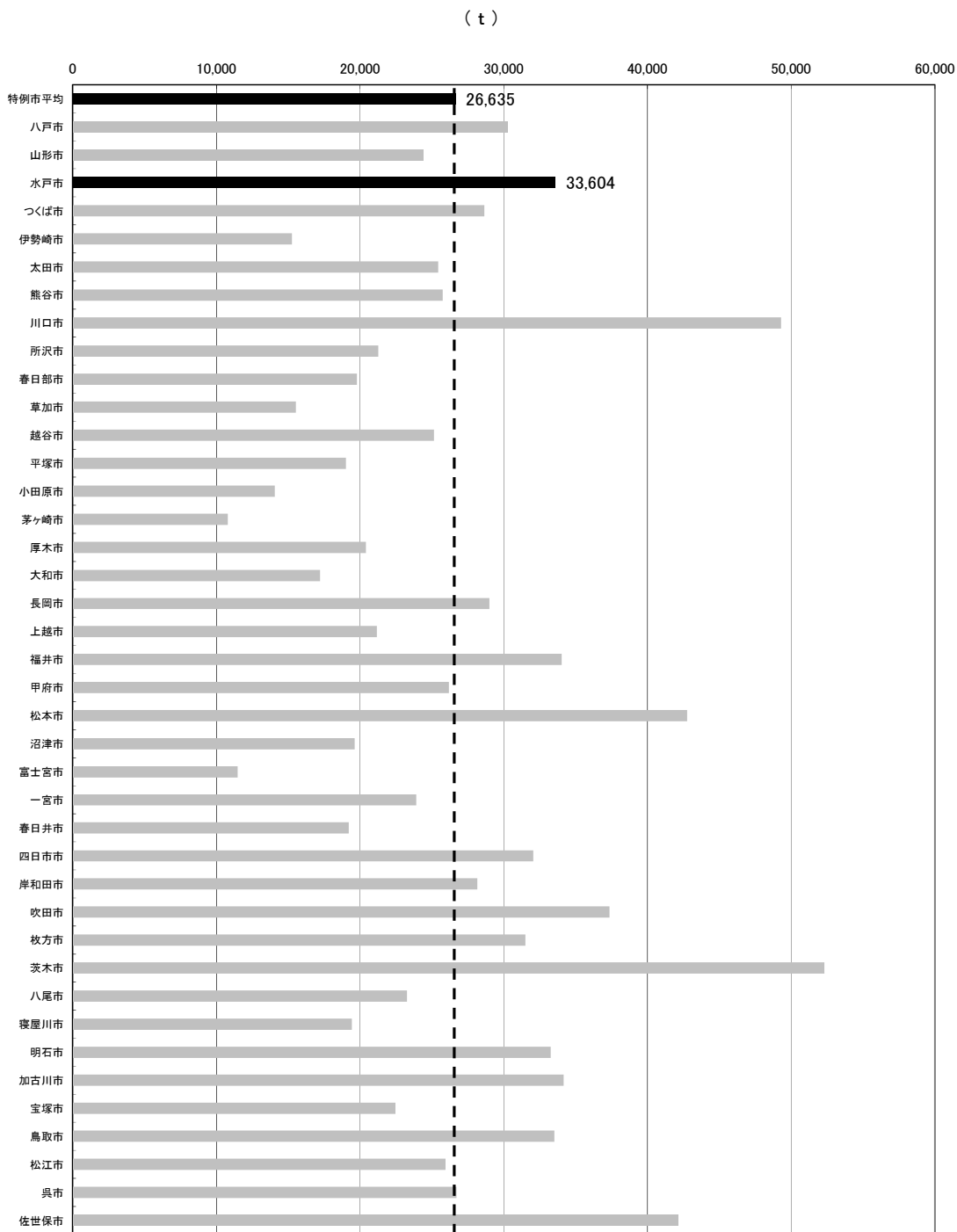
※1 2012（H24）年度 一般廃棄物処理実態調査（環境省）を基に算出した。

※2 グラフ中の破線は特例市平均を表す。

（参考）図4-2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

3 事業系ごみ排出量

2012（H24）年度における特例市各市の事業系ごみ排出量を示します。本市は 33,604 t/年であり、特例市平均 26,635t/年よりも多い値となっています（特例市 40 市中の順位は 32 位です。）。



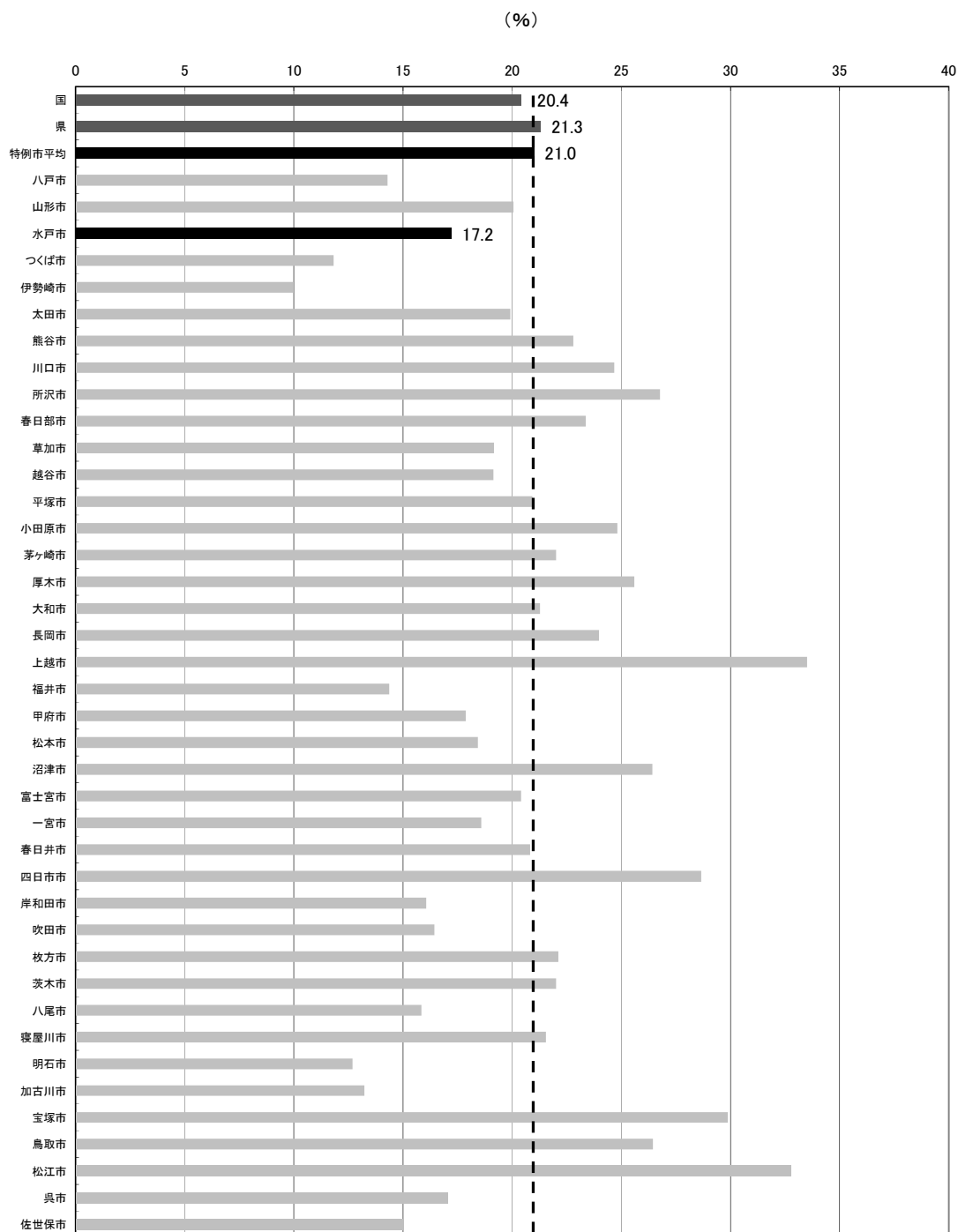
※ 1 2012（H24）年度 一般廃棄物処理実態調査（環境省）を基に算出した。

※ 2 グラフ中の破線は特例市平均を表す。

（参考）図 4-3 事業系ごみ排出量

4 リサイクル率

2012（H24）年度における特例市各市のリサイクル率を示します。本市は約 17.2%であり，特例市平均 21.0%，国 20.4%，県 21.3%よりも低い値となっています（特例市 40 市中の順位は 29 位です。）。



※ 1 2012（H24）年度 一般廃棄物処理実態調査（環境省）を基に算出した。

※ 2 グラフ中の破線は特例市平均を表す。

（参考）図 4-4 リサイクル率

5 前計画（水戸市新ごみ処理基本計画）の施策の実施状況

基本的な方向性（1）循環型社会システムの確立

基本目標	基本施策	基本的な取組	実施状況	施策の実施状況に対する課題	
(1) 啓発活動・環境教育による意識改革の推進	ア PR・啓発事業・リサイクル教育の充実	環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域におけるごみ減量大会等への参加 ○ 出前講座等への参加 ○ 清掃工場見学会やリサイクル施設等見学会の開催（清掃工場見学会:1994(H6)～, ペットボトル:2003(H15)～, 紙類:2004(H16)～, 家電:2009(H21)～) ○ 親子のごみ減量教室の開催(2007(H19)年度まで) ○ 環境フェスタの開催(2008(H20)年度から実施。(前身はごみ減量推進市民大会)) 	△	<p>ごみの減量化及び資源化を進めるため、引き続き市民及び事業者への啓発を継続する必要がある。家庭系ごみ量は、有料制の導入後は減少しているが、より一層のごみの減量を推進するため、全市民的な啓発方法等を行う必要がある。また、事業系ごみについては短期目標に達していない状況にあることから、新たに事業者向けの啓発方法等を検討し取り組む必要がある。</p> <p>エコ・ショップについては、引き続き加入促進に努め、啓発支援を行う必要がある。</p> <p>適正処理を進めるため、継続した啓発及び取扱事業者等の紹介に取り組む必要がある。</p> <p>不法投棄については、後を絶たない状況にあることから、不法投棄防止監視員による監視体制やパトロールの強化を図るとともに、必要に応じて不法投棄防止監視カメラを増設するなどの対応が必要となる。</p>
		ITを活用した啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページを活用したごみに関する各種情報提供 ・「家庭ごみの分け方・出し方」の掲載 ・「事業系ごみの分け方・出し方」の掲載 ・「事業概要、ごみ処理基本計画等」の掲載 ・ごみ減量及び資源化の推進に関する情報提供 	○	
		ごみ処理施設の情報提供	○ 清掃工場見学会やリサイクル施設等見学会の開催(再掲)	△	
	イ ごみ減量関連事業の支援	ごみ減量に関する情報発信等システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業所等で構成する組織への啓発及び支援 ・エコ・ショップの認定(1996(H8)～) ・オフィス町内会(2011(H23)年度まで) 	△	
	ウ 適正処理困難物の処理促進	適正処理困難物の周知と処理ルートの確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市報や市民ガイドブックによる啓発 ○ 取扱事業者等の紹介 	△	
エ 環境の美化の推進・不法投棄の防止	環境美化キャンペーン活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみゼロの日キャンペーンの開催 ○ 美化推進員による集積所の監視・指導(2006(H18)年度から2012(H24)年度まで) ○ 不法投棄防止看板の配布 ○ 不法投棄防止パトロールの実施 ○ 不法投棄防止監視員による地域の監視(2001(H13)年度～) 	△		
	不法投棄防止監視カメラの設置	○ 不法投棄防止監視カメラ(固定式、移動式)による監視(2006(H18)年度から随時設置基数の増)	○		
(2) ごみの発生・排出を抑制する具体的取組の推進	ア 家庭系ごみ有料制の導入と推進	家庭ごみの有料制の導入	○ 2006(H18)年度から水戸地区及び常澄地区において、家庭系ごみのうち、「燃えるごみ」と「燃えないごみ」の有料制を導入	○	
		分別排出区分の拡充	○ リサイクルルート等の確保により、分別回収を実施(紙パック、ペットボトル、家電4品目)	△	
	イ 分別排出区分の拡充と資源化拡大	店頭・拠点回収等の回収先の拡充	○ ペットボトルの拠点回収及び回収場所の拡充(2001(H13)年度～)	△	
		常澄地区の一般集積所での資源物回収	○ 常澄地区における「びん・缶」、「紙・布類」の資源物の集積所回収の実施(2006(H18)年度～)	○	
	ウ 集団資源物回収システムの拡充	集団資源物回収の啓発・拡充	○ ペットボトルについては、2006(H18)年度から集団資源物回収品目に追加	△	
		収集品目へのペットボトルの追加		○	
	エ 不用品等のリサイクルの促進	フリーマーケット、リサイクルショップ関連情報提供システムの構築	○ ごみ減量推進市民大会や環境フェスタにおいて、フリーマーケットの参加者を募集し、再使用推進のための啓発を実施(ごみ減量推進市民大会:2007(H19)年度まで 環境フェスタ:2008(H20)年度から随時実施)	△	
	オ 家庭における生ごみ減量化の推進	生ごみ処理機器購入費補助制度の推進	○ 生ごみの堆肥化等、家庭ごみの減量化の推進のため、生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機購入費の補助を実施(2006(H18)年度から生ごみ処理機器購入費補助金の上限を20,000円とした)	△	
	カ 事業系ごみの排出管理と指導の徹底	事業系ごみ排出実態の継続的把握	○ 一般廃棄物収集運搬業者から市の施設への持込等について報告を求め、適正処分及び回収量を把握	△	
		多量排出事業者に対する減量指導の強化	○ 多量排出事業者に対する適正排出及び資源化の推進について指導を実施	△	
ごみ減量ガイドライン・マニュアルの作成の検討			×		
事業所ごとの排出量の把握			×		
家庭系ごみ排出への混入防止の指導強化		○ 適正排出に係る市報、ホームページ、チラシでの啓発及び直接指導を実施	△		
許可業者等と連携した資源分別収集システムの形成		○ 生ごみの資源化等に係る民間業者組合と勉強会を実施及びリサイクルルートの確保や堆肥化する場合の区域外への搬出等についての調整を実施	△		
事業所向けごみ減量セミナー、実践事例情報提供などを充実		○ 水戸市環境整備事業協同組合の勉強会や、民間が行う一般廃棄物の講習会への参加促進を実施	△		
キ 行政のリサイクル実践行動	環境管理システムの導入促進		×		
	学校給食等に対する生ごみのリサイクルの実施	○ 学校給食共同調理場から排出される生ごみの資源化の実施(2012(H24)年度)、廃油のバイオディーゼル燃料として民間施設で精製し、公用車へ使用(2008(H20)年度～)	△		
	公園等のせん定枝の活用推進	○ 公園の樹木をせん定後にチップ化し、公園内の園路等へ活用するなどの有効利用を実施	△		
	職員の減量意識の徹底	○ ごみの分別等についての職員への周知及び回収ボックスによる資源物回収の実施	△		

凡例 ○:実施 △:一部実施 ×:実施なし

基本的な方向性（2）循環型資源・廃棄物処理システムの確立

基本目標	基本施策	基本的な取組	実施状況	施策の実施状況に対する課題	
(1) 適正なごみ排出・効率的なごみの収集・運搬	ア ごみ排出のルールへの遵守・指導徹底	ごみの分別と出し方の周知徹底の継続	○ 市報やホームページにおける家庭系及び事業系ごみの出し方について啓発及び指導を実施	○	ごみ排出ルールへの遵守については、引き続き市民への啓発等に努めるとともに、不適正な排出等については個別指導等による対応を検討する必要がある。
		転入者・ワンルームマンション居住者等自治会未加入者・外国人居住者に対するごみの分別と出し方の周知徹底の継続	○ 市民ガイドブックや試供品を配布するなど、転入者へのごみの分け方・出し方等について啓発を実施 ○ アパート等の入居者に対する啓発の実施 ○ 外国人への対応として、外国語のチラシによる啓発の実施	○	
		美化推進員による地域への周知徹底	○ 地域の集積所等の監視・ごみの出し方等の指導を行う美化推進員制度を設けた(約1,900人)(2012(H24)年度まで)	○	
	イ 収集運搬体制の効率化及びごみ収集サービスの向上	リサイクルと適正処理に適した収集体制の確立	○ ペットボトルの民間処理施設での適正処理に対応した収集体制等の見直しを行うなど、収集体制の整備を実施(2006(H18)年度～)	△	リサイクルセンターの整備に合わせ、容器包装廃棄物の収集体制や粗大ごみの戸別収集等について、収集方法等を踏まえ検討する必要がある。また、市民サービスの観点から、祝日等におけるごみの収集を継続する必要がある。
		祝日等におけるごみの収集	○ 「水戸地区」及び「常澄地区」においてごみの収集及び資源物の収集を実施(工場の受入れも同様)(2006(H18)年度～)	○	
		福祉部門や地域の民生委員等ボランティアとの連携		×	
		申し込み制による個別収集	○ 粗大ごみは水戸・常澄地区の戸別収集の実施なし	×	
	ウ 収集作業環境の向上	労働安全研修会の実施と職員の意識向上	○ 職場における労働安全研修会を実施するなど、職員意識及び資質の向上を図る	○	清掃事務所においては、労働安全研修会等を行うなどの職員の意識向上に努め、排出段階での職員の安全性のための指定袋の改善を図るなどの対応を取っているが、引き続き継続した取組が必要となる。
		分別排出の徹底等による収集作業員の安全確保	○ 家庭系ごみの有料制の導入に伴い、燃えないごみ収集袋の見直しや燃えないごみに関する職員教育を行うなど、収集作業面での安全性の確保を図る	○	
		環境に配慮した収集機材の拡大		×	
		環境負荷の少ない収集車の導入	○ 収集時において、環境に配慮した取組を実施	△	
	エ 地域ボランティアによる廃棄物管理	地域ボランティアの育成、組織化	○ 地域の環境美化や地域での清掃作業の推進を図るため、ボランティア袋等の配布を実施(2006(H18)年度～)	△	地域の環境美化や分別、資源物の回収等ごみに関する市民自らの取組を促進する必要がある。
(2) 施設整備・適正管理の遵守	ア 新清掃工場の整備	新清掃工場の整備計画の策定	○ 2019(H31)年度の稼働に向けた新ごみ処理施設については、年度別整備計画を策定し、施設整備に必要な調査等を実施	○	新ごみ処理施設については、2019(H31)年度の稼働に向け、環境影響調査等を進めるとともに、焼却施設の熱エネルギー効率的活用や環境に配慮した処理方式及び運営体制等について検討を進めながら、整備に努める。また、稼働までの間、年次計画に基づく補修等を行うなど、適正処理を進めるための維持管理等が必要となる。
		エネルギーの有効活用・周辺環境との調和に配慮した新清掃工場の整備	○ 新ごみ処理施設の整備に当たっては、エネルギーの有効活用を図るなど、環境に配慮した施設整備を検討	○	
		小吹清掃工場の維持管理の徹底	○ 小吹清掃工場の維持管理については、年度別改修計画等を策定し、維持管理に努める	△	
	イ リサイクルプラザの整備	リサイクルプラザの整備	○ リサイクルセンターの整備に当たっては、容器包装リサイクル法の対象品目に対応した施設整備を図るとともに、環境教育機能等を併せ持つ施設として整備を進める	○	ごみの資源化・減量化を進めるため、容器包装廃棄物の資源化に対応した施設、市民等への環境教育の推進等情報提供の場としての施設整備の必要がある。
		情報提供・交流を視野に含めたリサイクルプラザ機能の検討	○ リサイクルセンターの整備計画に合わせ、情報提供・交流を視野に含めた機能を併せ持つ施設として整備を進める	○	
	ウ 第二最終処分場の適正管理の推進	第二最終処分場の延命化	○ ごみの資源化・減量化により、第二最終処分場の延命化が図られている	○	ごみの減量等により延命化が図られ、2016(H28)年度の埋立完了が見込まれるが、引き続きごみの資源化・減量化の施策を進め、埋立量の削減に努める必要がある。
		ごみの資源化・減量化による最終処分量の削減	○ 家庭系ごみの有料制導入に伴うごみの減量化により、最終処分量も減少している	○	
	エ 新最終処分場の整備	新最終処分場の整備	○ 第二最終処分場の埋立てが2016(H28)年度に完了する見込みであることから、現在、新たな最終処分場整備のため、施設規模、施設の整備方法等について、調査検討を進め、施設整備にあたっては環境負荷の低減及び周辺環境との調和に配慮する	○	第二最終処分場の埋立完了が2016(H28)年度と見込まれることから、周辺環境への負荷低減を踏まえた最新式の新最終処分場を整備する必要がある。
		環境負荷の低減・周辺環境との調和に配慮した最終処分場の整備		○	
	オ 最終処分場跡地利用の推進	第一最終処分場跡地の適正管理の継続・徹底	○ 第一最終処分場跡地については、スポーツ施設として整備を行っており、市民の利用に供しているため、安全に配慮した施設として適正管理に努める	○	第一最終処分場跡地については、適正な維持管理等に努めるとともに、第二最終処分場跡地の利用についても、新最終処分場の整備と合わせ検討する必要がある。
第二最終処分場跡地の有効利用の検討		○ 今後、第二最終処分場跡地の有効利用について検討する	×		
(3) 緊急時のごみ処理対策	ア 緊急時における対策	廃棄物処理施設の防災体制の整備	○ ごみ処理施設の耐震化等については、現有施設が老朽化していることから、新ごみ処理施設整備に合わせ対応する	△	災害時の廃棄物処理対応については、地域防災計画に基づき対応しているが、東日本大震災の経験を踏まえ、今後検討していく必要がある。
	イ 災害時の的確かつ迅速な対応	広域的連携の強化	○ 災害発生時においては、地域防災計画に基づき対応しているが、緊急時においては、近隣市町村と相互支援体制に係る協定を締結し、連携強化を図る	△	
	ウ 環境に配慮した復旧	環境に配慮した災害廃棄物の処理	○ 地域防災計画に基づき、水害及び震災の発生等に対応した災害廃棄物の適正処理等について、迅速に対応している	○	

凡例 ○:実施 △:一部実施 ×:実施なし

基本的な方向性（3）循環型廃棄物総合管理システムの構築

基本目標	基本施策	基本的な取組	実施状況	施策の実施状況に対する課題	
(1) 計画推進体制の強化	ア 市民・事業者・行政の協働の推進	市民・事業者・行政の共通的な役割	○ ごみの減量化及び資源化を進めるため、水戸市住みよいまちづくり推進協議会と連携した取組を推進するとともに、小売店舗等とエコ・ショップへの参加やレジ袋削減等への参加を促進した	△	ごみの減量化及び資源化を推進するためには、市民及び事業者との協働による取組が不可欠であることから、協働の仕組みづくりを進める必要がある。
		市民の役割		△	
		事業者の役割	○ 市民及び事業者においては、それぞれの立場でのごみの減量化及び資源化に取り組んでいる	△	
	イ 一部事務組合との連携	行政の役割	○ 事業者と連携とした取組を実施	△	
		大洗、鉾田、水戸環境組合及び笠間・水戸環境組合との連携・協力	○ 両組合とは、ごみ処理の現状・処理施設の状況や将来的なごみ処理の在り方等について協議を行うなど、ごみ処理についての連携を図っている	○	
		ウ 情報公開の推進	情報の提供と広範な意見募集活動の継続	○ ごみ処理事業等についてホームページに掲載するなど、啓発を実施	
エ コスト管理の検討	廃棄物に係るコスト管理導入に向けた調査・研究	○ ごみ処理経費の把握、資源物のリサイクルルート等についての民間委託及び資源物の買い取り価格等の把握	△	ごみ処理経費をさらに削減し、効率的なごみ処理に対応するため、調査・研究を行う必要がある。	
(2) 進ちょく状況管理の確立	ア ごみ処理に関する「共通目標」の設定と認識	ごみ処理に関する「共通目標」の設定・周知	○ 市民1万人アンケート調査結果等を踏まえ、ごみ処理に関する「共通目標」の設定等について検討	×	ごみ処理に関しては、家庭系及び事業系の目標及び対応を個別に行っている状況にあり、「共通目標」を設定していない状況にあるため、ごみの減量化及び資源化についての共通目標の設定を検討する必要がある。
	イ PDCA(計画→実施→評価→見直し)サイクル手法管理の構築	PDCAサイクル手法管理の調査・研究	○ ごみ処理や資源化の現状把握に留まっており、施策への反映までには至っていない	×	

凡例 ○:実施 △:一部実施 ×:実施なし

6 ごみ量の内訳

■水戸地区（実績）

項目	単位	実績								
	年度(西暦)	2000	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	
	平成 年度	12	18	19	20	21	22	23	24	
暦日	日/年	365	365	366	365	365	365	366	365	
人口	人	233,156	234,919	235,348	236,037	237,079	240,245	240,382	240,905	
水戸地区	ごみ発生量	t/年	123,913	113,915	112,352	107,060	103,504	102,336	103,474	100,421
	ごみ排出量	t/年	114,900	106,121	104,855	100,370	97,275	96,299	97,625	94,967
	家庭系ごみ	t/年	77,611	67,456	66,259	65,029	63,993	64,225	65,667	63,449
	収集+直接搬入	t/年	77,611	67,456	66,259	65,029	63,993	64,225	65,667	63,449
	燃えるごみ	t/年	68,059	60,531	59,037	58,495	57,365	56,981	58,034	56,922
	燃えないごみ	t/年	5,336	3,239	3,356	3,143	3,162	3,888	4,060	3,183
	資源物	t/年	4,216	3,686	3,866	3,391	3,466	3,356	3,573	3,344
	紙・布類	t/年	2,379	1,832	2,083	1,753	1,851	1,767	1,972	1,788
	びん・缶類	t/年	1,837	1,652	1,567	1,465	1,459	1,426	1,409	1,428
	ペットボトル(拠点回収)	t/年	—	202	216	173	156	163	192	128
	事業系ごみ	t/年	37,289	38,665	38,596	35,341	33,282	32,074	31,958	31,518
	直接搬入ごみ	t/年	37,289	38,665	38,596	35,341	33,282	32,074	31,958	31,518
	燃えるごみ	t/年	35,375	36,510	36,591	34,164	32,395	31,077	30,737	30,391
	燃えないごみ	t/年	1,914	2,155	2,005	1,177	887	997	1,221	1,127
	資源物	t/年	—	—	—	—	—	—	—	—
	集团資源物回収	t/年	9,013	7,794	7,497	6,690	6,229	6,037	5,849	5,454
	ごみ発生量	g/人・日	1,456.1	1,328.5	1,304.3	1,242.7	1,196.1	1,167.0	1,176.1	1,142.1
	ごみ排出量	g/人・日	1,350.1	1,237.6	1,217.3	1,165.0	1,124.1	1,098.2	1,109.6	1,080.0
	家庭系ごみ	g/人・日	912.0	786.7	769.2	754.8	739.5	732.4	746.4	721.6
	収集+直接搬入ごみ	g/人・日	912.0	786.7	769.2	754.8	739.5	732.4	746.4	721.6
	燃えるごみ	g/人・日	799.7	705.9	685.4	679.0	662.9	649.8	659.6	647.4
	燃えないごみ	g/人・日	62.7	37.8	39.0	36.5	36.5	44.3	46.1	36.2
	資源物	g/人・日	49.5	43.0	44.9	39.4	40.1	38.3	40.6	38.0
紙・布類	g/人・日	28.0	21.4	24.2	20.3	21.4	20.2	22.4	20.3	
びん・缶類	g/人・日	21.6	19.3	18.2	17.0	16.9	16.3	16.0	16.2	
ペットボトル(拠点回収)	g/人・日	—	2.4	2.5	2.0	1.8	1.9	2.2	1.5	
事業系ごみ	g/人・日	438.2	450.9	448.1	410.2	384.6	365.8	363.2	358.4	
直接搬入ごみ	g/人・日	438.2	450.9	448.1	410.2	384.6	365.8	363.2	358.4	
燃えるごみ	g/人・日	415.7	425.8	424.8	396.5	374.4	354.4	349.4	345.6	
燃えないごみ	g/人・日	22.5	25.1	23.3	13.7	10.3	11.4	13.9	12.8	
資源物	g/人・日	—	—	—	—	—	—	—	—	
集团資源物回収	g/人・日	105.9	90.9	87.0	77.7	72.0	68.8	66.5	62.0	

※1 水戸地区において、家庭系ごみの資源物におけるペットボトルについては、拠点回収を2001（H13）年度に開始したため、2000（H12）年度は数値を記載していない。

※2 水戸地区におけるペットボトル（拠点回収）は、常澄地区分を含む回収量である。

※3 水戸地区における事業系ごみの資源物については、搬入時に資源物として区分していないため、数値を記載していない。

※4 端数処理を行っているため、合計が合わないところがある。

■常澄地区（実績）

項目	単位	実績								
		年度(西暦)	2000	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
	平成 年度	12	18	19	20	21	22	23	24	
暦日	日/年	365	365	366	365	365	365	366	365	
人口	人	12,987	13,440	13,466	13,446	13,440	13,633	13,662	13,752	
常澄地区	ごみ発生量	t/年	3,454	3,379	3,441	3,446	3,380	3,444	3,607	3,439
	ごみ排出量	t/年	3,049	2,945	3,006	3,021	2,974	3,060	3,179	3,064
	家庭系ごみ	t/年	2,895	2,595	2,627	2,650	2,631	2,723	2,867	2,735
	収集+直接搬入ごみ	t/年	2,895	2,595	2,627	2,650	2,631	2,723	2,867	2,735
	燃えるごみ	t/年	2,526	2,376	2,399	2,413	2,392	2,446	2,538	2,470
	燃えないごみ	t/年	369	186	189	193	199	233	282	228
	資源物	t/年	-	33	39	44	40	44	47	37
	紙・布類	t/年	-	14	21	23	18	20	23	20
	びん・缶類	t/年	-	19	18	21	22	24	24	17
	ペットボトル(拠点回収)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業系ごみ	t/年	154	350	379	371	343	337	312	329
	直接搬入ごみ	t/年	154	350	379	371	343	337	312	329
	燃えるごみ	t/年	151	349	378	369	342	336	307	326
	燃えないごみ	t/年	3	1	1	2	1	1	5	3
	資源物	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-
	集団資源物回収	t/年	405	434	435	425	406	384	428	375
	ごみ発生量	g/人・日	728.7	688.8	698.2	702.1	689.0	692.1	721.4	685.1
	ごみ排出量	g/人・日	643.2	600.3	609.9	615.6	606.2	614.9	635.8	610.4
	家庭系ごみ	g/人・日	610.7	529.0	533.0	540.0	536.3	547.2	573.4	544.9
	収集+直接搬入ごみ	g/人・日	610.7	529.0	533.0	540.0	536.3	547.2	573.4	544.9
燃えるごみ	g/人・日	532.9	484.3	486.8	491.7	487.6	491.6	507.6	492.1	
燃えないごみ	g/人・日	77.8	37.9	38.3	39.3	40.6	46.8	56.4	45.4	
資源物	g/人・日	-	6.7	7.9	9.0	8.2	8.8	9.4	7.4	
紙・布類	g/人・日	-	2.9	4.3	4.7	3.7	4.0	4.6	4.0	
びん・缶類	g/人・日	-	3.9	3.7	4.3	4.5	4.8	4.8	3.4	
ペットボトル(拠点回収)	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業系ごみ	g/人・日	32.5	71.3	76.9	75.6	69.9	67.7	62.4	65.5	
直接搬入ごみ	g/人・日	32.5	71.3	76.9	75.6	69.9	67.7	62.4	65.5	
燃えるごみ	g/人・日	31.9	71.1	76.7	75.2	69.7	67.5	61.4	64.9	
燃えないごみ	g/人・日	0.6	0.2	0.2	0.4	0.2	0.2	1.0	0.6	
資源物	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	
集団資源物回収	g/人・日	85.4	88.5	88.3	86.6	82.8	77.2	85.6	74.7	

※1 常澄地区において、家庭系ごみの資源物については、集積所での回収を2006（H18）年度に開始したため、2000（H12）年度は数値を記載していない。

※2 常澄地区におけるペットボトル（拠点回収）は、大洗、銚田、水戸環境組合において回収していない（水戸地区において回収している）ため、数値を記載していない。

※3 常澄地区における事業系ごみの資源物については、搬入時に資源物として区分していないため、数値を記載していない。

※4 端数処理を行っているため、合計が合わないところがある。

■内原地区（実績）

項目	単位	実績							
		年度(西暦) 平成 年度	2000	2006	2007	2008	2009	2010	2011
	暦日	日/年	12	18	19	20	21	22	23
人口	人	14,719	14,908	14,847	14,688	14,751	14,872	14,981	15,024
ごみ発生量	t/年	3,916	5,027	5,129	4,857	4,792	4,883	5,166	5,153
ごみ排出量	t/年	3,614	4,628	4,710	4,456	4,432	4,514	4,797	4,769
家庭系ごみ	t/年	2,469	2,853	2,901	2,788	2,814	2,822	3,042	3,012
収集+直接搬入ごみ	t/年	2,469	2,853	2,901	2,788	2,814	2,822	3,042	3,012
燃えるごみ	t/年	1,837	2,303	2,380	2,332	2,366	2,392	2,552	2,575
燃えないごみ(粗大含む)	t/年	184	220	216	193	195	194	237	207
資源物	t/年	448	330	305	263	253	236	253	230
紙・布類	t/年	14	184	173	152	147	134	152	138
びん・缶類	t/年	433	129	116	98	94	90	90	83
ペットボトル(集積所回収)	t/年	1	17	16	13	12	12	11	9
事業系ごみ	t/年	1,145	1,775	1,809	1,668	1,618	1,692	1,755	1,757
直接搬入ごみ	t/年	1,145	1,775	1,809	1,668	1,618	1,692	1,755	1,757
燃えるごみ	t/年	1,034	1,713	1,756	1,612	1,571	1,644	1,707	1,717
燃えないごみ(粗大含む)	t/年	92	39	29	36	26	27	23	20
資源物	t/年	19	23	24	20	21	21	25	20
集団資源物回収	t/年	302	399	419	401	360	369	369	384
ごみ発生量	g/人・日	728.9	923.8	943.9	906.0	890.0	899.5	942.2	939.7
ごみ排出量	g/人・日	672.7	850.5	866.8	831.2	823.2	831.6	874.9	869.7
家庭系ごみ	g/人・日	459.6	524.3	533.9	520.0	522.6	519.9	554.8	549.3
収集+直接搬入ごみ	g/人・日	459.6	524.3	533.9	520.0	522.6	519.9	554.8	549.3
燃えるごみ	g/人・日	341.9	423.2	438.0	435.0	439.4	440.7	465.4	469.6
燃えないごみ(粗大含む)	g/人・日	34.2	40.4	39.7	36.0	36.2	35.7	43.2	37.7
資源物	g/人・日	83.4	60.6	56.1	49.1	47.0	43.5	46.1	41.9
紙・布類	g/人・日	2.6	33.8	31.8	28.4	27.3	24.7	27.7	25.2
びん・缶類	g/人・日	80.6	23.7	21.3	18.3	17.5	16.6	16.4	15.1
ペットボトル(集積所回収)	g/人・日	0.2	3.1	2.9	2.4	2.2	2.2	2.0	1.6
事業系ごみ	g/人・日	213.1	326.2	332.9	311.1	300.5	311.7	320.1	320.4
直接搬入ごみ	g/人・日	213.1	326.2	332.9	311.1	300.5	311.7	320.1	320.4
燃えるごみ	g/人・日	192.5	314.8	323.2	300.7	291.8	302.9	311.3	313.1
燃えないごみ(粗大含む)	g/人・日	17.1	7.2	5.3	6.7	4.8	5.0	4.2	3.6
資源物	g/人・日	3.5	4.2	4.4	3.7	3.9	3.9	4.6	3.6
集団資源物回収	g/人・日	56.2	73.3	77.1	74.8	66.9	68.0	67.3	70.0

※ 端数処理を行っているため、合計が合わないところがある。

■水戸市合計（実績）

項目	単位	実績							
		年度(西暦)	2000	2006	2007	2008	2009	2010	2011
	平成 年度	H12	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
暦日	日/年	365	365	366	365	365	365	366	365
人口	人	260,862	263,267	263,661	264,171	265,270	268,750	269,025	269,681
ごみ発生量	t/年	131,283	122,321	120,922	115,363	111,676	110,663	112,247	109,013
ごみ排出量	t/年	121,563	113,694	112,571	107,847	104,681	103,873	105,601	102,800
家庭系ごみ	t/年	82,975	72,904	71,787	70,467	69,438	69,770	71,576	69,196
収集+直接搬入ごみ	t/年	82,975	72,904	71,787	70,467	69,438	69,770	71,576	69,196
燃えるごみ	t/年	72,422	65,210	63,816	63,240	62,123	61,819	63,124	61,967
燃えないごみ(粗大含む)	t/年	5,889	3,645	3,761	3,529	3,556	4,315	4,579	3,618
資源物	t/年	4,664	4,049	4,210	3,698	3,759	3,636	3,873	3,611
紙・布類	t/年	2,393	2,030	2,277	1,928	2,016	1,921	2,147	1,946
びん・缶類	t/年	2,270	1,800	1,701	1,584	1,575	1,540	1,523	1,528
ペットボトル(拠点・集積所回収)	t/年	1	219	232	186	168	175	203	137
事業系ごみ	t/年	38,588	40,790	40,784	37,380	35,243	34,103	34,025	33,604
直接搬入ごみ	t/年	38,588	40,790	40,784	37,380	35,243	34,103	34,025	33,604
燃えるごみ	t/年	36,560	38,572	38,725	36,145	34,308	33,057	32,751	32,434
燃えないごみ(粗大含む)	t/年	2,009	2,195	2,035	1,215	914	1,025	1,249	1,150
資源物	t/年	19	23	24	20	21	21	25	20
集団資源物回収	t/年	9,720	8,627	8,351	7,516	6,995	6,790	6,646	6,213
ごみ発生量	g/人・日	1,378.8	1,273.0	1,253.1	1,196.4	1,153.4	1,128.1	1,140.0	1,107.5
ごみ排出量	g/人・日	1,276.7	1,183.2	1,166.5	1,118.5	1,081.2	1,058.9	1,072.5	1,044.4
家庭系ごみ	g/人・日	871.5	758.7	743.9	730.8	717.2	711.3	726.9	703.0
収集+直接搬入ごみ	g/人・日	871.5	758.7	743.9	730.8	717.2	711.3	726.9	703.0
燃えるごみ	g/人・日	760.6	678.6	661.3	655.9	641.6	630.2	641.1	629.5
燃えないごみ	g/人・日	61.8	37.9	39.0	36.6	36.7	44.0	46.5	36.8
資源物	g/人・日	49.0	42.1	43.6	38.4	38.8	37.1	39.3	36.7
紙・布類	g/人・日	25.1	21.1	23.6	20.0	20.8	19.6	21.8	19.8
びん・缶類	g/人・日	23.8	18.7	17.6	16.4	16.3	15.7	15.5	15.5
ペットボトル(拠点・集積所回収)	g/人・日	0.0	2.3	2.4	1.9	1.7	1.8	2.1	1.4
事業系ごみ	g/人・日	405.3	424.5	422.6	387.7	364.0	347.7	345.6	341.4
直接搬入ごみ	g/人・日	405.3	424.5	422.6	387.7	364.0	347.7	345.6	341.4
燃えるごみ	g/人・日	384.0	401.4	401.3	374.9	354.3	337.0	332.6	329.5
燃えないごみ(粗大含む)	g/人・日	21.1	22.8	21.1	12.6	9.4	10.4	12.7	11.7
資源物	g/人・日	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2
集団資源物回収	g/人・日	102.1	89.8	86.5	77.9	72.2	69.2	67.5	63.1

※ 端数処理を行っているため、合計が合わないところがある。

■水戸地区（目標達成時）

項目	単位	推計											
		年度(西暦) 平成 年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
暦日	日/年	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	
人口	人	241,900	242,600	243,100	243,400	243,500	243,600	243,600	243,300	242,900	242,400	241,700	
水戸地区	ごみ発生量	t/年	99,929	99,556	99,343	98,729	98,268	97,829	97,231	96,196	95,330	94,452	93,705
	ごみ排出量	t/年	94,653	94,340	94,182	93,656	93,273	92,913	92,336	91,356	90,534	89,701	88,992
	家庭系ごみ	t/年	63,330	63,212	63,249	62,918	62,730	62,563	62,556	62,146	61,894	61,631	61,492
	収集+直接搬入ごみ	t/年	63,330	63,212	63,249	62,918	62,730	62,563	62,556	62,146	61,894	61,631	61,492
	燃えるごみ	t/年	56,777	56,605	56,574	56,217	55,991	55,785	53,371	52,458	51,685	50,914	50,742
	燃えないごみ	t/年	3,196	3,205	3,221	3,216	3,217	3,219	3,228	3,215	3,209	3,203	3,202
	資源物	t/年	3,355	3,400	3,452	3,483	3,520	3,557	3,459	3,481	3,511	3,530	3,565
	紙・布類	t/年	1,792	1,815	1,842	1,857	1,875	1,903	1,926	1,936	1,950	1,964	1,982
	びん・缶類	t/年	1,430	1,452	1,468	1,484	1,502	1,512	1,534	1,545	1,560	1,566	1,583
	ペットボトル(拠点回収)	t/年	132	133	142	142	142	142	-	-	-	-	-
	資源物(新規分別品目)	t/年	2	2	2	2	2	2	2,498	2,992	3,489	3,984	3,983
	容器プラスチック(集積所回収)	t/年	-	-	-	-	-	-	1,961	2,457	2,955	3,451	3,450
	ペットボトル(集積所回収)	t/年	-	-	-	-	-	-	535	533	532	531	531
	小型家電(拠点回収)	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	事業系ごみ	t/年	31,323	31,128	30,933	30,738	30,543	30,350	29,780	29,210	28,640	28,070	27,500
	直接搬入ごみ	t/年	31,323	31,128	30,933	30,738	30,543	30,350	29,780	29,210	28,640	28,070	27,500
	燃えるごみ	t/年	30,195	30,007	29,819	29,631	29,443	29,257	28,708	28,158	27,609	27,059	26,510
	燃えないごみ	t/年	1,128	1,121	1,114	1,107	1,100	1,093	1,072	1,052	1,031	1,011	990
	資源物	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	集団資源物回収	t/年	5,276	5,216	5,161	5,073	4,995	4,916	4,895	4,840	4,796	4,751	4,713
	ごみ発生量	g/人・日	1,131.8	1,124.4	1,116.5	1,111.3	1,105.7	1,100.2	1,090.5	1,083.2	1,075.2	1,067.5	1,059.3
	ごみ排出量	g/人・日	1,072.1	1,065.5	1,058.5	1,054.2	1,049.5	1,044.9	1,035.6	1,028.7	1,021.1	1,013.8	1,006.0
	家庭系ごみ	g/人・日	717.3	713.9	710.9	708.2	705.8	703.6	701.6	699.8	698.1	696.6	695.1
	収集+直接搬入ごみ	g/人・日	717.3	713.9	710.9	708.2	705.8	703.6	701.6	699.8	698.1	696.6	695.1
	燃えるごみ	g/人・日	643.1	639.3	635.9	632.8	630.0	627.4	598.6	590.7	583.0	575.5	573.6
	燃えないごみ	g/人・日	36.2	36.2	36.2	36.2	36.2	36.2	36.2	36.2	36.2	36.2	36.2
	資源物	g/人・日	38.0	38.4	38.8	39.2	39.6	40.0	38.8	39.2	39.6	39.9	40.3
紙・布類	g/人・日	20.3	20.5	20.7	20.9	21.1	21.4	21.6	21.8	22.0	22.2	22.4	
びん・缶類	g/人・日	16.2	16.4	16.5	16.7	16.9	17.0	17.2	17.4	17.6	17.7	17.9	
ペットボトル(拠点回収)	g/人・日	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	-	-	-	-	-	
資源物(新規分別品目)	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.0	33.7	39.3	45.0	45.0	
容器プラスチック(集積所回収)	g/人・日	-	-	-	-	-	-	22.0	27.7	33.3	39.0	39.0	
ペットボトル(集積所回収)	g/人・日	-	-	-	-	-	-	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	
小型家電(拠点回収)	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
事業系ごみ	g/人・日	354.8	351.6	347.6	346.0	343.7	341.3	334.0	328.9	323.0	317.2	310.9	
直接搬入ごみ	g/人・日	354.8	351.6	347.6	346.0	343.7	341.3	334.0	328.9	323.0	317.2	310.9	
燃えるごみ	g/人・日	342.0	338.9	335.1	333.5	331.3	329.0	322.0	317.1	311.4	305.8	299.7	
燃えないごみ	g/人・日	12.8	12.7	12.5	12.5	12.4	12.3	12.0	11.8	11.6	11.4	11.2	
資源物	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
集団資源物回収	g/人・日	59.8	58.9	58.0	57.1	56.2	55.3	54.9	54.5	54.1	53.7	53.3	

※1 2018（H30）年度までの水戸地区のペットボトル（拠点回収）は、常澄地区分を含む回収量である。

※2 水戸地区におけるペットボトル（拠点回収）の2019（H31）年度以降の推計は、資源物（新規分別品目）のペットボトル（集積所回収）欄で示すものとするため、数値を記載していない。

※3 資源物（新規分別品目）の回収量の設定

容器プラスチック及びペットボトルの回収量は、全国の特例市のうち、プラスチック製容器包装及びペットボトルの分別収集を実施している市の1人1日当たりの排出量を参考とし、数値を設定した（2012（H24）年度 一般廃棄物処理実態調査（環境省）を基に算出した。）。なお、容器プラスチック及びペットボトルについては、2019（H31）年度から集積所回収することとなるため、それまでの間の数値を記載していない。

小型家電は、「いばらきレアメタルリサイクルプロジェクト」のもと、本市において実施した、2011（H23）年度の回収量を基に数値を設定した。なお、回収量が少ないため、1人1日当たりの排出量は統計上0.0g/人・日と表示される。また、水戸地区分の数値には、常澄地区分及び内原地区分の数値も含まれる。

※4 水戸地区における事業系ごみの資源物については、搬入時に資源物として区分しない現状体制で推計しているため、数値を記載していない。

※5 端数処理を行っているため、合計が合わないところがある。

■常澄地区（目標達成時）

項目	単位	推計										
		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
年度(西暦)	年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
平成 年度	年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
暦日	日/年	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366
人口	人	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,600
ごみ発生量	t/年	3,456	3,456	3,463	3,456	3,456	3,456	3,463	3,455	3,456	3,455	3,418
ごみ排出量	t/年	3,080	3,080	3,086	3,080	3,080	3,080	3,086	3,079	3,080	3,079	3,046
家庭系ごみ	t/年	2,751	2,751	2,757	2,751	2,751	2,751	2,757	2,750	2,751	2,750	2,717
収集+直接搬入ごみ	t/年	2,751	2,751	2,757	2,751	2,751	2,751	2,757	2,750	2,751	2,750	2,717
燃えるごみ	t/年	2,479	2,479	2,485	2,479	2,479	2,479	2,344	2,309	2,281	2,252	2,225
燃えないごみ	t/年	229	229	229	229	229	229	229	229	229	229	226
資源物	t/年	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	42
紙・布類	t/年	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
びん・缶類	t/年	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	19
ペットボトル(拠点回収)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資源物(新規分別品目)	t/年	-	-	-	-	-	-	141	169	198	226	224
容器プラスチック(集積所回収)	t/年	-	-	-	-	-	-	111	139	168	196	194
ペットボトル(集積所回収)	t/年	-	-	-	-	-	-	30	30	30	30	30
小型家電(拠点回収)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業系ごみ	t/年	329	329	329	329	329	329	329	329	329	329	329
直接搬入ごみ	t/年	329	329	329	329	329	329	329	329	329	329	329
燃えるごみ	t/年	326	326	326	326	326	326	326	326	326	326	326
燃えないごみ	t/年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
資源物	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集団資源物回収	t/年	376	376	377	376	376	376	377	376	376	376	372
ごみ発生量	g/人・日	686.1	686.1	685.9	686.1	686.1	686.1	685.9	686.1	686.1	686.1	686.9
ごみ排出量	g/人・日	611.4	611.4	611.2	611.4	611.4	611.4	611.2	611.4	611.4	611.4	612.2
家庭系ごみ	g/人・日	546.1	546.1	546.1	546.1	546.1	546.1	546.1	546.1	546.1	546.1	546.1
収集+直接搬入ごみ	g/人・日	546.1	546.1	546.1	546.1	546.1	546.1	546.1	546.1	546.1	546.1	546.1
燃えるごみ	g/人・日	492.1	492.1	492.1	492.1	492.1	492.1	464.1	458.4	452.8	447.1	447.1
燃えないごみ	g/人・日	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4
資源物	g/人・日	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6
紙・布類	g/人・日	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6
びん・缶類	g/人・日	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9
ペットボトル(拠点回収)	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資源物(新規分別品目)	g/人・日	-	-	-	-	-	-	28.0	33.7	39.3	45.0	45.0
容器プラスチック(集積所回収)	g/人・日	-	-	-	-	-	-	22.0	27.7	33.3	39.0	39.0
ペットボトル(集積所回収)	g/人・日	-	-	-	-	-	-	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
小型家電(拠点回収)	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業系ごみ	g/人・日	65.3	65.3	65.1	65.3	65.3	65.3	65.1	65.3	65.3	65.3	66.1
直接搬入ごみ	g/人・日	65.3	65.3	65.1	65.3	65.3	65.3	65.1	65.3	65.3	65.3	66.1
燃えるごみ	g/人・日	64.7	64.7	64.5	64.7	64.7	64.7	64.5	64.7	64.7	64.7	65.5
燃えないごみ	g/人・日	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
資源物	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集団資源物回収	g/人・日	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7

※1 2018 (H30) 年度までの常澄地区におけるペットボトル（拠点回収）については、大洗、鉾田、水戸環境組合において回収していない（水戸地区において回収している）現状体制で推計しているため、数値を記載していない。

※2 常澄地区におけるペットボトル（拠点回収）の2019 (H31) 年度以降の推計は、資源物（新規分別品目）のペットボトル（集積所回収）欄で示すものとするため、数値を記載していない。

※3 資源物（新規分別品目）の回収量の設定

容器プラスチック及びペットボトルの回収量は、全国の特例市のうち、プラスチック製容器包装及びペットボトルの分別収集を実施している市の1人1日当たりの排出量を参考とし、数値を設定した（2012 (H24) 年度 一般廃棄物処理実態調査（環境省）を基に算出した。）。なお、容器プラスチック及びペットボトルについては、2019 (H31) 年度から集積所回収することとなるため、それまでの間の数値を記載していない。

小型家電は、「いばらきレアメタルリサイクルプロジェクト」のもと、本市において実施した、2011 (H23) 年度の回収量を基に数値を設定した。なお、常澄地区分の数値は、水戸地区分の数値に含まれるため、数値を記載していない。

※4 常澄地区の事業系ごみの資源物については、搬入時に資源物として区分しない現状体制で推計しているため、数値を記載していない。

※5 端数処理を行っているため、合計が合わないところがある。

■内原地区（目標達成時）

項目	単位	推計											
		年度(西暦)	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
		平成 年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
暦日	日/年	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	
人口	人	14,900	15,000	15,000	15,000	15,100	15,100	15,100	15,000	15,000	15,000	14,700	
ごみ発生量	t/年	5,122	5,133	5,132	5,112	5,125	5,114	5,081	5,017	4,987	4,955	4,865	
ごみ排出量	t/年	4,741	4,750	4,748	4,729	4,739	4,728	4,694	4,634	4,604	4,572	4,488	
家庭系ごみ	t/年	2,995	3,015	3,024	3,015	3,036	3,036	3,034	3,006	3,007	3,007	2,955	
収集+直接搬入ごみ	t/年	2,995	3,015	3,024	3,015	3,036	3,036	3,034	3,006	3,007	3,007	2,955	
燃えるごみ	t/年	2,554	2,571	2,578	2,571	2,588	2,588	2,449	2,395	2,364	2,333	2,293	
燃えないごみ(粗大含む)	t/年	205	206	207	206	208	208	208	206	206	206	203	
資源物	t/年	236	238	239	238	240	240	222	221	221	221	217	
紙・布類	t/年	142	143	144	143	144	144	139	138	138	138	136	
びん・缶類	t/年	85	86	86	86	87	87	83	83	83	83	81	
ペットボトル(集積所回収)	t/年	9	9	9	9	9	9	-	-	-	-	-	
資源物(新規分別品目)	t/年	-	-	-	-	-	-	155	184	216	247	242	
容器プラスチック(集積所回収)	t/年	-	-	-	-	-	-	122	151	183	214	210	
ペットボトル(集積所回収)	t/年	-	-	-	-	-	-	33	33	33	33	32	
小型家電(拠点回収)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業系ごみ	t/年	1,746	1,735	1,724	1,714	1,703	1,692	1,660	1,628	1,597	1,565	1,533	
直接搬入ごみ	t/年	1,746	1,735	1,724	1,714	1,703	1,692	1,660	1,628	1,597	1,565	1,533	
燃えるごみ	t/年	1,706	1,695	1,684	1,675	1,664	1,653	1,622	1,591	1,560	1,529	1,498	
燃えないごみ(粗大含む)	t/年	19	19	19	19	19	18	18	18	18	17	17	
資源物	t/年	19	19	19	19	19	19	18	18	18	17	17	
集団資源物回収	t/年	381	383	384	383	386	386	387	383	383	383	377	
ごみ発生量	g/人・日	939.9	935.8	932.9	932.1	927.9	925.8	919.3	916.4	910.7	904.7	904.0	
ごみ排出量	g/人・日	869.9	865.8	862.9	862.1	857.9	855.8	849.3	846.4	840.7	834.7	834.0	
家庭系ごみ	g/人・日	549.2	549.2	549.2	549.2	549.2	549.2	549.2	549.2	549.2	549.2	549.2	
収集+直接搬入ごみ	g/人・日	549.2	549.2	549.2	549.2	549.2	549.2	549.2	549.2	549.2	549.2	549.2	
燃えるごみ	g/人・日	469.6	469.6	469.6	469.6	469.6	469.6	443.2	437.5	431.9	426.2	426.2	
燃えないごみ(粗大含む)	g/人・日	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7	
資源物	g/人・日	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	40.3	40.3	40.3	40.3	40.3	
紙・布類	g/人・日	26.2	26.2	26.2	26.2	26.2	26.2	25.2	25.2	25.2	25.2	25.2	
びん・缶類	g/人・日	15.7	15.7	15.7	15.7	15.7	15.7	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	
ペットボトル(集積所回収)	g/人・日	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	-	-	-	-	-	
資源物(新規分別品目)	g/人・日	-	-	-	-	-	-	28.0	33.7	39.3	45.0	45.0	
容器プラスチック(集積所回収)	g/人・日	-	-	-	-	-	-	22.0	27.7	33.3	39.0	39.0	
ペットボトル(集積所回収)	g/人・日	-	-	-	-	-	-	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	
小型家電(拠点回収)	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業系ごみ	g/人・日	320.7	316.6	313.7	312.9	308.7	306.6	300.1	297.2	291.5	285.5	284.8	
直接搬入ごみ	g/人・日	320.7	316.6	313.7	312.9	308.7	306.6	300.1	297.2	291.5	285.5	284.8	
燃えるごみ	g/人・日	313.7	309.6	306.7	305.9	301.9	299.9	293.5	290.6	284.9	279.3	278.4	
燃えないごみ(粗大含む)	g/人・日	3.5	3.5	3.5	3.5	3.4	3.3	3.3	3.3	3.3	3.1	3.2	
資源物	g/人・日	3.5	3.5	3.5	3.5	3.4	3.4	3.3	3.3	3.3	3.1	3.2	
集団資源物回収	g/人・日	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	

※1 内原地区における家庭系ごみの資源物のうちペットボトル（集積所回収）について、2019（H31）年度以降の推計は、資源物（新規分別品目）のペットボトル（集積所回収）欄で示すものとするため、数値を記載していない。

※2 資源物（新規分別品目）の回収量の設定

容器プラスチック及びペットボトルの回収量は、全国の特例市のうち、プラスチック製容器包装及びペットボトルの分別収集を実施している市の1人1日当たりの排出量を参考とし、数値を設定した（2012（H24）年度 一般廃棄物処理実態調査（環境省）を基に算出した。）。なお、容器プラスチックについては、2019（H31）年度から集積所回収することとなるため、それまでの間の数値を記載していない。

小型家電は、「いばらきレアメタルリサイクルプロジェクト」のもと、本市において実施した、2011（H23）年度の回収量を基に数値を設定した。なお、内原地区分の数値は、水戸地区分の数値に含まれるため、数値を記載していない。

※3 端数処理を行っているため、合計が合わないところがある。

■水戸市合計（目標達成時）

項目	単位	推計										
		年度(西暦) 平成 年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
暦日	日/年	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366
人口	人	270,600	271,400	271,900	272,200	272,400	272,500	272,500	272,100	271,700	271,200	270,000
ごみ発生量	t/年	108,504	108,143	107,936	107,296	106,847	106,397	105,774	104,667	103,771	102,860	101,987
ごみ排出量	t/年	102,471	102,168	102,014	101,464	101,090	100,719	100,115	99,068	98,216	97,350	96,525
家庭系ごみ	t/年	69,075	68,978	69,030	68,684	68,516	68,350	68,348	67,902	67,651	67,388	67,164
収集+直接搬入ごみ	t/年	69,075	68,978	69,030	68,684	68,516	68,350	68,348	67,902	67,651	67,388	67,164
燃えるごみ	t/年	61,810	61,655	61,637	61,267	61,058	60,852	58,164	57,162	56,330	55,499	55,260
燃えないごみ(粗大含む)	t/年	3,630	3,640	3,657	3,651	3,654	3,656	3,665	3,650	3,644	3,638	3,631
資源物	t/年	3,633	3,681	3,734	3,764	3,802	3,840	3,725	3,745	3,774	3,794	3,824
紙・布類	t/年	1,957	1,981	2,009	2,023	2,042	2,070	2,088	2,097	2,111	2,125	2,141
びん・缶類	t/年	1,535	1,558	1,574	1,590	1,609	1,619	1,637	1,648	1,663	1,669	1,683
ペットボトル(拠点・集積所回収)	t/年	141	142	151	151	151	151	—	—	—	—	—
資源物(新規分別品目)	t/年	2	2	2	2	2	2	2,794	3,345	3,903	4,457	4,449
容器プラスチック(集積所回収)	t/年	—	—	—	—	—	—	2,194	2,747	3,306	3,861	3,854
ペットボトル(集積所回収)	t/年	—	—	—	—	—	—	598	596	595	594	593
小型家電(拠点回収)	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
事業系ごみ	t/年	33,396	33,190	32,984	32,780	32,574	32,369	31,767	31,166	30,565	29,962	29,361
直接搬入ごみ	t/年	33,396	33,190	32,984	32,780	32,574	32,369	31,767	31,166	30,565	29,962	29,361
燃えるごみ	t/年	32,227	32,028	31,829	31,632	31,433	31,236	30,656	30,075	29,495	28,914	28,334
燃えないごみ(粗大含む)	t/年	1,150	1,143	1,136	1,129	1,122	1,114	1,093	1,073	1,052	1,031	1,010
資源物	t/年	19	19	19	19	19	19	18	18	18	17	17
集団資源物回収	t/年	6,033	5,975	5,922	5,832	5,757	5,678	5,659	5,599	5,555	5,510	5,462
ごみ発生量	g/人・日	1,098.6	1,091.7	1,084.6	1,079.9	1,074.6	1,069.7	1,060.6	1,053.9	1,046.4	1,039.1	1,032.0
ごみ排出量	g/人・日	1,037.5	1,031.4	1,025.1	1,021.2	1,016.7	1,012.6	1,003.8	997.5	990.4	983.5	976.8
家庭系ごみ	g/人・日	699.4	696.3	693.7	691.3	689.1	687.2	685.3	683.7	682.2	680.8	679.7
収集+直接搬入ごみ	g/人・日	699.4	696.3	693.7	691.3	689.1	687.2	685.3	683.7	682.2	680.8	679.7
燃えるごみ	g/人・日	625.8	622.4	619.4	616.7	614.1	611.8	583.2	575.6	568.0	560.7	559.2
燃えないごみ	g/人・日	36.8	36.7	36.7	36.7	36.8	36.8	36.7	36.8	36.7	36.8	36.7
資源物	g/人・日	36.8	37.2	37.5	37.9	38.2	38.6	37.3	37.7	38.1	38.3	38.7
紙・布類	g/人・日	19.8	20.0	20.2	20.4	20.5	20.8	20.9	21.1	21.3	21.5	21.7
びん・缶類	g/人・日	15.5	15.7	15.8	16.0	16.2	16.3	16.4	16.6	16.8	16.9	17.0
ペットボトル(拠点・集積所回収)	g/人・日	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	—	—	—	—	—
資源物(新規分別品目)	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.0	33.7	39.4	45.0	45.0
容器プラスチック(集積所回収)	g/人・日	—	—	—	—	—	—	22.0	27.7	33.3	39.0	39.0
ペットボトル(集積所回収)	g/人・日	—	—	—	—	—	—	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
小型家電(拠点回収)	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
事業系ごみ	g/人・日	338.1	335.0	331.4	329.9	327.6	325.4	318.5	313.8	308.2	302.7	297.1
直接搬入ごみ	g/人・日	338.1	335.0	331.4	329.9	327.6	325.4	318.5	313.8	308.2	302.7	297.1
燃えるごみ	g/人・日	326.3	323.3	319.8	318.4	316.1	314.0	307.4	302.8	297.4	292.1	286.7
燃えないごみ(粗大含む)	g/人・日	11.6	11.5	11.4	11.4	11.3	11.2	11.0	10.8	10.6	10.4	10.2
資源物	g/人・日	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
集団資源物回収	g/人・日	61.1	60.3	59.5	58.7	57.9	57.1	56.7	56.4	56.0	55.7	55.3

※1 資源物（新規分別品目）の回収量の設定

容器プラスチック及びペットボトルの回収量は、全国の特例市のうち、プラスチック製容器包装及びペットボトルの分別収集を実施している市の1人1日当たりの排出量を参考とし、数値を設定した（2012（H24）年度 一般廃棄物処理実態調査（環境省）を基に算出した。）。なお、容器プラスチック及びペットボトルについては、2019（H31）年度から集積所回収することとなるため、それまでの間の数値を記載していない。

小型家電は、「いばらきレアメタルリサイクルプロジェクト」のもと、本市において実施した、2011（H23）年度の回収量を基に数値を設定した。なお、回収量が少ないため、1人1日当たりの排出量は統計上0.0g/人・日と表示される。

※2 家庭系ごみの資源物のペットボトルについて、2019（H31）年度以降の推計は、資源物（新規分別品目）のペットボトル（集積所回収）欄で示すものとするため、数値を記載していない。

※3 端数処理を行っているため、合計が合わないところがある。

7 水戸市廃棄物減量等推進審議会

1 水戸市廃棄物減量等推進審議会への諮問

ご対諮問第 1 号
平成25年 8 月19日

水戸市廃棄物減量等推進審議会 様

水戸市長 高 橋 靖

新たなごみ処理基本計画の策定について（諮問）

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、「水戸市新ごみ処理基本計画」を平成 18 年 5 月に策定し、「環境保全のための循環型都市・水戸の構築—最適な生産・最適な消費・最少の廃棄へ—」を目標として、様々な取組を進めているところであります。

平成 26 年度を初年度とする水戸市第 6 次総合計画の策定にあわせ、新ごみ処理基本計画の施策の成果を踏まえ、廃棄物を取り巻く情勢や課題等に対応しながら、廃棄物の減量及び資源化の推進を図り、循環型社会の構築を目指すため、新たなごみ処理基本計画の策定について、貴審議会の御意見を賜りたく、水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 12 年水戸市条例第 6 号）第 6 条の規定に基づき諮問いたします。

2 水戸市廃棄物減量等推進審議会からの答申

ご対答申第 1 号
平成 26 年 10 月 1 日

水戸市長 高 橋 靖 様

水戸市廃棄物減量等推進審議会
会 長 井 上 繁

水戸市ごみ処理基本計画（第 3 次）の策定について（答申）

平成 25 年 8 月 19 日付けご対諮問第 1 号をもって当審議会に諮問のありました水戸市ごみ処理基本計画（第 3 次）の策定については、当審議会において慎重に審議した結果として、別冊のとおり答申いたします。

3 水戸市廃棄物減量等推進審議会名簿

区 分	氏 名	所 属 機 関 等	備 考
行政機関	赤林 泰寛	茨城県生活環境部廃棄物対策課長	
学識経験者	井上 繁	常磐大学大学院客員教授	会長
	上村 伸彦	水戸商工会議所中小企業相談所 次長兼振興部地域資源振興課長	副会長
	江尻 加那	水戸市議会議員	
	飯田 正美	水戸市議会議員	
処理業者	植田 修一	水戸市環境整備事業協同組合相談役	
	川崎 晃一	水戸市再資源化事業協同組合代表理事	
事業者	菊地 弘幸	(株)カスミ環境社会貢献部	
	吉田 俊明	いばらきコープ生活協同組合 総合企画室環境担当課長	
	菊地 健	茨城県電機商工組合中央支部長	
市民	荘司 道之介	水戸市住みよいまちづくり推進協議会 常任理事	
	菊池 直樹	水戸市子ども会育成連合会会長	
	檜山 敏子	水戸市地域女性団体連絡協議会	
	島村 真知子	公募市民	
	藤枝 みち	公募市民	

8 用語解説

【あ】

エコ・ショップ

店舗独自にペットボトルなどの店頭回収やリサイクル商品の販売など、ごみの減量化、リサイクル活動に積極的に取り組んでいる店舗を市が「エコ・ショップ」として認定しています。認定店ではエコ・ショップのステッカーを入口に貼り、また、認定店の広告などにエコ・ショップの標示をしています。

エコマーク

商品の中で、生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して、環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられるラベルのことで、持続可能な社会の形成を図ることを目的としています。このマークを見ることにより、環境に配慮した商品を選択しやすくなるほか、企業がマークを活用し、環境改善努力を進めていくなどの効果が考えられます。

【か】

家庭系ごみの有料制

本市においては、2006（H18）年4月から、水戸地区及び常澄地区での家庭系ごみの有料制が開始され、本市の市域全域で家庭系ごみの収集が有料化されました。有料制においては、指定袋を販売し、代金は本市のごみ処理手数料として収入するものとなり、その収入は、指定袋等の作成や管理経費、祝日等のごみ収集や資源物回収に係る経費及び一般廃棄物処理推進基金積立金に充てられます。

【さ】

サーマルリカバリー（熱回収）

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用している例があります。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後も熱回収は可能であることから、循環型社会形成推進基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとされています。

最終処分場

廃棄物は、再使用又は再資源化される場合を除き、最終的には埋立て処分又は海洋投入処分されます。最終的な処分は大部分が埋立てにより処分されており、その最終処分を行う施設が最終処分場です。最終処分場には、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）に分類されます。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本

法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。また、循環型社会形成推進基本計画では、このアンケート結果を踏まえ、具体的な循環型社会のイメージを提示しています。

【な】

生ごみ処理機器

家庭から排出されるごみのうち、重量比で大きな割合を占める生ごみを減量化するためのもので、生ごみを堆肥化してごみを減量するものや乾燥によって減量するものなど、様々な種類があります。なお、本市では2000（H12）年度より、一定の要件を満たす者を対象に、生ごみ処理機器購入費補助金を交付しています。

生ごみの再資源化

燃えるごみに含まれる生ごみを減量及び再資源化することにより、ごみ排出量そのものの減量及びリサイクル率の向上を図るものです。生ごみの再資源化の方法は、家庭において肥料とすることがそのひとつです。また、本市においては学校給食共同調理場からの生ごみを処理し、肥料として活用できるようにするかたちで再資源化を図っています。なお、食べ残しを出さないなど、生ごみを発生させない努力も必要です。

【は】

発電施設

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもので、化石燃料の使用削減につながることから温暖化対策としても注目されています。

【ま】

マテリアルリサイクル

ごみを原料として再利用することで、日本語訳（直訳・意識）で「材料リサイクル」「材料再生」「再資源化」「再生利用」などといわれることもあります。具体的には、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料として使うことを指しています。

水戸市廃棄物減量等推進審議会

廃棄物処理法第5条の7に基づき、一般廃棄物の減量及び資源化や適正な処理に関する事項を審議するために設置する機関で、本市の附属機関になります。

緑のリサイクル

これまで焼却処分されていた、公園や街路樹などの公共施設から発生するせん定枝や刈草、また、家庭から発生した庭木のせん定枝を、チップ材や堆肥にするなど、資源として有効活用するものです。

【ら】

リサイクル

原材料として再び利用すること。再生利用や再資源化の意味。

リデュース（発生抑制）

廃棄物の発生自体を抑制することで、リユース、リサイクルに優先されます。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から処分にいたるすべての段階での取組が求められます。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要です。

リユース（再使用）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することで、具体的には、(1) あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2) 製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3) ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

【英数字】

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

インターネット上でのネットワークを利用したサービスであり、利用者における情報の共有が可能なため、情報提供の拡充が可能となります。

3R

リデュース (Reduce) : 廃棄物等の発生抑制, リユース (Reuse) : 再使用, リサイクル (Recycle) : 再生利用 (再資源化) の3つの頭文字をとったものです。

水戸市ごみ処理基本計画（第3次）

快適な未来へ進む資源循環型都市・水戸
～ 発生抑制・再使用と再資源化の徹底 ～

2014（平成26）年10月
<編集・発行> 水戸市 市民環境部 ごみ対策課
〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号
電話 029-224-1111（代表）
ホームページ <http://www.city.mito.lg.jp>